

令和4年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	2	金	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・請願 ・陳情		
	3	土	休 日			
	4	日	休 日			
	5	月	本会議（2日目）	・一般質問		
	6	火	休 会			
	7	水	休 会			
	8	木	本会議（3日目）	・一般質問		
	9	金	本会議（4日目）	・総括質疑 常任委員会		
	10	土	休 日			
	11	日	休 日			
	12	月	休 会			
	13	火	休 会			
	14	水	休 会			
	15	木	休 会			
	16	金	休 会			
	17	土	休 日			
	18	日	休 日			
	19	月	休 日		敬老の日	
	20	火	休 会			
	21	水	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			

月	日	曜	日	程	備	考
	22	木	本会議（最終日）			
			・行政報告			
			・常任委員長報告			
			・議案審議			
			・追加議案上程			
			・請願審査報告			
			・報告			
			・議員派遣の件			
			・閉会中の継続審査・調査の件			
			・閉会			

令和４年第３回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和４年 ９月 ２日

閉会 令和４年 ９月 ２ 日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 52	専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）（令和４年度さつま町一般会計補正予算（第５号））	R4. 9. 2	R4. 9. 2	承認	—
53	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	R4. 9. 22	原案可決	総務厚生
54	令和４年度さつま町一般会計補正予算（第６号）	〃	〃	〃	２委員会
55	令和４年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	総務厚生
56	令和４年度さつま町上水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	文教経済
57	令和４年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について	〃	R4. 9. 2	可決	—
58	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
59	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	〃	—
60	令和４年度さつま町一般会計補正予算（第７号）	R4. 9. 22	R4. 9. 22	原案可決	—
64	地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について	〃	〃	可決	—
65	柏原小学校大規模改造工事請負変更契約の締結について	〃	〃	〃	—
66	３災第８１３号柊野線道路災害復旧工事請負契約の締結について	〃	〃	〃	—
請願 1	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願	R4. 9. 2	〃	不採択	総務厚生
報告 7	令和３年度さつま町一般会計継続費の精算報告について	R4. 9. 22	〃	報告済	—
8	令和３年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	〃	—
9	令和３年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
	閉会中の継続審査・調査の件	R4. 9. 22	R4. 9. 22	決 定	—

令和4年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月2日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（令和4年度さ つま町一般会計補正予算（第5号））	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	6
（提案理由説明）	
議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	6
（提案理由説明）	
議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	6
（提案理由説明）	
議案第57号 令和4年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式 購入契約の締結について	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
請願第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求め る請願	10
（委員会付託）	
陳情第5号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出 についての陳情	10
（委員会付託）	
散 会	10

○9月5日（第2日）

一般質問表	1 1
会議を開催した年月日及び場所	1 4
出欠席議員氏名	1 4
出席事務局職員	1 4
出席説明員氏名	1 4
本日の会議に付した事件	1 5
開 議	1 6
一 般 質 問	1 6
平山 俊郎議員	1 6
宮之城中学校の武道教育について	
新改 秀作議員	1 8
町民の健康増進を図るための施設の在り方について	
夏休みの在り方について	
川口 憲男議員	2 7
地域の活性化について	
限界集落への対応策について	
古田 昌也議員	3 6
役場職員の人材育成について	
民間事業者への財産の譲渡や行政支援について	
橋之口富雄議員	4 7
生ごみ処理について	
散 会	5 0

○9月8日（第3日）

一般質問表	5 1
会議を開催した年月日及び場所	5 3
出欠席議員氏名	5 3
出席事務局職員	5 3
出席説明員氏名	5 3
本日の会議に付した事件	5 4
開 議	5 5
一 般 質 問	5 5
有川 美子議員	5 5
退職自衛官の再就職支援について	
男女共同参画の推進について	
英語検定の補助対象外者について	
柏木 幸平議員	6 7
障がい者、高齢者の福祉対策と支援について	
男性の育休取得について	
平八重光輝議員	7 4
やさしさ日本一の町について	

散 会	7 9
○9月9日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所	8 1
出欠席議員氏名	8 1
出席事務局職員	8 1
出席説明員氏名	8 1
本日の会議に付した事件	8 2
議案付託表	8 3
開 議	8 4
議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	8 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	8 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	8 7
○9月22日（第5日）	
会議を開催した年月日及び場所	8 9
出欠席議員氏名	8 9
出席事務局職員	8 9
出席説明員氏名	8 9
本日の会議に付した事件	9 0
開 議	9 1
行政報告	9 1
議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	9 2
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	9 2
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	9 2
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	9 2
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第60号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	9 8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について	1 0 0
（提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査）	
議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	1 0 0
（提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査）	

議案第 6 3 号	令和 3 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	1 0 0
(提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査)		
議案第 6 4 号	地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について	1 0 5
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第 6 5 号	柏原小学校大規模改造工事請負変更契約の締結について	1 0 6
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第 6 6 号	3 災第 8 1 3 号柁野線道路災害復旧工事請負契約の締結について ...	1 0 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
請願第 1 号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願	1 0 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
報告第 7 号	令和 3 年度さつま町一般会計継続費の精算報告について	1 1 0
(内容説明・質疑)		
報告第 8 号	令和 3 年度健全化判断比率の報告について	1 1 0
(内容説明・質疑)		
報告第 9 号	令和 3 年度資金不足比率の報告について	1 1 0
(内容説明・質疑)		
議員派遣の件		1 1 1
(決定)		
閉会中の継続審査・調査の件		1 1 2
(決定)		
閉 会		1 1 2

令和4年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

令和4年9月2日

令和4年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年9月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	7番 森 山 大 議員
8番 新 改 秀 作 議員	9番 平八重 光 輝 議員
10番 有 川 美 子 議員	11番 古 田 昌 也 議員
12番 岸 良 光 廣 議員	13番 上久保 澄 雄 議員
14番 川 口 憲 男 議員	15番 柏 木 幸 平 議員
16番 宮之脇 尚 美 議員	

欠席議員(1名)

6番 上別府 ユ キ 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課 長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
町民環境課 長 松 山 和 久 君	保健福祉課 長 甫 立 光 治 君
高齢者支援課 長 久保田 春 彦 君	子ども支援課 長 藤 園 育 美 君
担い手育成支援室 長 山 口 良 浩 君	耕地林業課 長 上谷川 征 和 君
商工観光PR課 長 中 村 英 美 君	建 設 課 長 原 田 健 二 君
水 道 課 長 出 水 隆 君	消 防 長 下 村 晴 彦 君
教育総務課 長 大 平 誠 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 5 2 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）（令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号））
- 第 6 議案第 5 3 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 4 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 8 議案第 5 5 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 5 6 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 10 議案第 5 7 号 令和 4 年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について
- 第 11 議案第 5 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 12 議案第 5 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 13 請願第 1 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願
- 第 14 陳情第 5 号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての陳情

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第3回さつま町議会定例会を開会します。

6番、上別府ユキ議員から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせいたします。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、平山俊郎議員及び3番、上圍一行議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月22日までの21日間に決定しました。

なお、9月6日から9日までの会期日程については、台風11号の影響に伴い2日繰り下げ、6日及び7日を休会、8日に一般質問、9日に総括質疑、常任委員会は9日から13日までに変更します。

また、一般質問1日目の5番目に一般質問を予定しておりました上別府ユキ議員より、本会議欠席に伴う一般質問通告の取下げがありましたので、2日目の6番目の橋之口富雄議員を1日目に繰り上げます。御了承願います。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は、省略します。

なお、監査委員から例月出納検査及び備品監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第４「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で、６月２３日の鹿児島銀行、九州電力との包括連携協定締結式、８月９日から１０日の川内川改修促進期成会中央要望及び北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望、８月２８日から２９日の全国和牛能力共進会、県の最終予選会について、補足して御報告を申し上げます。

初めに、６月２３日の鹿児島銀行、九州電力との包括連携協定締結式についてでございます。御案内のとおり、町としましては、本９月定例議会におきましてＳＤＧｓ並びにカーボンニュートラルの推進宣言を予定しているところでございます。

２０５０年時点におけるカーボンニュートラルの目標を確実に達成するための取組の一つとして、株式会社鹿児島銀行と九州電力株式会社鹿児島支店の三者によりまして、このさつま町のカーボンニュートラルの実現に向けた包括連携協定を締結いたしましたところでございます。

脱炭素の取組を積極的に推進するに当たり、町が持つ行政機能、それから鹿児島銀行が持つ地域振興と地方創生に資するソリューション、また九州電力が持つ脱炭素ソリューションなど、三者がそれぞれの強みを生かして協働し、地元企業や町民の御理解、御協力をいただきながら、さつま町のカーボンニュートラル推進と地方創生を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、８月９日から１０日に行われました川内川改修促進期成会中央要望及び北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望についてでございます。

まず、９日の川内川改修促進期成会中央要望でございますが、国の来年度の予算の概算要求の前にいたしましたこの時期に、小里泰弘衆議院議員にも御同行いただきながら、川内川下流改修促進期成会を代表して、私が川内川の上流河川改修期成同盟会の会長でございます村岡えびの市長並びに安原鹿児島県土木部長、鶴岡県議会副議長、白石県議会議員とともに、国土交通審議官以下１５名の幹部の方々や鹿児島県、宮崎県選出の国会議員に対しまして、川内川流域の河川改修事業等に必要な予算の確保、川内川水系流域治水プロジェクトの推進、それから内水氾濫対策の強化、川内川水系かわまちづくり事業の推進などについて要望を行ったところでございます。

また、翌１０日には、私が会長を務めています北薩空港幹線道路整備促進期成会において、副会長の椎木出水市長並びに国道５０４号、さつま町・出水市区間改良整備促進議員期成会の会長でもございます田上出水市議会議員、それから地元の白石県議会議員のほか、これにも小里泰弘衆議院議員にも同行いただきまして、藤井国土交通事務次官以下６名の幹部の方々や、財務省、鹿児島県選出国会議員に対しまして、北薩横断道路の全線早期完成と必要な道路関係予算の確実な確保等について要望を行ったところでございます。

最後に、８月２８日から２９日に行われた全国和牛能力共進会県最終予選会についてでございます。

これにつきましては、さきの全員協議会でも一部報告させていただきましたが、本年１０月６日から１０日にかけて、霧島市を中心に開催されます第１２回全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けた鹿児島県の最終予選会が、２８日から２９日に始良市の始良中央家畜市場で開催されたところでございます。

本町からは、若雌２区に１頭、若雌３区に１頭、繁殖雌牛群区に４頭、それから総合評価群区

に4頭、それから高校生等の出品区に、特別区でございますけれども、これに薩摩中央高校から1頭の計11頭が出場したところでございます。

結果につきましては、残念ながら本町からこの本大会への出品はかないませんでしたけれども、農家をはじめ県、市、町、JA等の関係機関においては、早い段階からこの出品対策に向けて昼夜を問わず頑張ってきていただいたところでございます。これまでの取組に対しまして労をねぎらうとともに、改めて敬意を表したいと思っているところでございます。

また、本大会におきましては、鹿児島県の総合優勝による2連覇を期待するところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第52号 専決処分の承認を求めること
について（専決第4号）（令和4年度さつま町一般会計
補正予算（第5号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて」でございます。

これは、令和4年度さつま町一般会計補正予算（第5号）につきまして、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第52号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、本年7月の豪雨災害に伴う災害復旧費の補正に緊急を要したため、令和4年7月25日付で専決処分をさせていただいたところであります。関係書類は、補正予算書と別冊の補正予算概要でございます。内容につきましては、補正予算書で御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」は、承認されました。

△日程第6「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第7「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第8「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第9「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から日程第9「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第53号から議案第56号までを、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」でございます。

これは、農地・農業用施設災害復旧費に要する経費及び商工振興費、道路橋りょう河川災害復旧費、公共施設・公用施設災害復旧費、社会福祉総務費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,953万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億354万円とするものでございます。

次に、「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてでございます。

これは、介護保険給付費準備基金に要する経費及び償還金、一般会計繰出金並びにその他所要

の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,683万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,586万3,000円とするものでございます。

最後に、「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」についてでございます。

これは、営業外費用並びに建設改良費の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出から155万2,000円を減額し、公益的支出の総額を4億2,542万6,000円にしようとするものでございます。

また、資本的収入及び支出におきまして、資本的支出に1,940万円を追加し、資本的支出の総額を2億3,543万9,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

続きまして、「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

それでは、「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、9月9日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第10「議案第57号 令和4年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「議案第57号 令和4年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第５７号 令和４年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」でございます。

これは、消防本部の高規格救急自動車及び救急資機材につきまして、去る７月５日に入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○消防長（下村 晴彦君）

それでは、「議案第５７号 令和４年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５７号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第５７号 令和４年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５７号 令和４年度さつま町消防本部高規格救急自動車及び救急用資機材一式購入契約の締結について」は、可決されました。

△日程第１１「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦
について」、日程第１２「議案第５９号 人権擁護委員
候補者の推薦について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１１「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第１２「議案第５９号 人権擁護委員候補者の推薦について」の議案２件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

まず、「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

人権擁護委員のうち、今東秀嗣氏が令和４年１２月３１日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものでございます。

次に、「議案第５９号 人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

人権擁護委員のうち、栗野明男氏が令和４年１２月３１日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものでございます。

以上２件につきましては、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（松山 和久君）

続きまして、「議案第５９号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、議案第５８号及び議案第５９号の議案２件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５８号及び議案第５９号の議案２件は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第５８号及び議案第５９号の議案２件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、議案第５８号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５８号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案によるものを適任と決定しました。

次に、議案第５９号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案によるものを適任と認めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案によるものを適任と決定しました。

△日程第13「請願第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む
土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「請願第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願」であります。

受理した請願書については、配布しております文書表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第14「陳情第5号 夫婦・親子同氏を維持し、旧
姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての陳
情」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「陳情第5号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての陳情」であります。

受理した陳情書については、配布してあります文書表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月5日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時22分

令和4年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

令和4年9月5日

令和４年第３回定例会一般質問
令和４年９月５日（第２日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(2) 平 山 俊 郎	1 宮之城中学校の武道教育について 全国の中学校では、数年前から必修科目に武道を取り入れなければならないことになっている。 宮之城中学校においては柔道を選択し、現在に至っている。授業に柔道を取り入れれば、当然柔道着が必要になるが、その柔道着の購入等に関して、次のことについて問う。 (1) 必修科目に武道を取り入れなければならなくなった経緯と武道の種類は。 また、宮之城中学校が柔道を選択した経緯と武道の授業は年間何時間ぐらいあるのか。 (2) 柔道着の購入については、個人負担であるとのことだが、このことに関して、「卒業時には柔道着は使用頻度が少なくきれいである。他に使い道もなく困っている。」などの声が保護者の方々からある。学校で備品として購入して貸し出すなどの考えはないか。
2	(8) 新 改 秀 作	1 町民の健康増進を図るための施設の在り方について 町民の健康増進のため、本町でも健康のための施設が幾つかあるが、基本的な考え方と次の二つの施設について問う。 (1) 時吉区にある宮之城屋内温泉プールについて次の点を問う。 ア 現在、運営方法はどのように行っているのか。 イ 利用者の状況はどうか。 ウ プールからの排水が用水路を経由して近隣の田へ流出し、青のり状の物が付着しているとのことだが、プールからの排水が原因の一つであるのか。 エ 今後の運営方針について、どのように考えているのか。 (2) トレーニングセンターの運営について、次の点を問う。 ア 現在の運営方法は、どのようになっているのか。 イ 利用者状況はどうか。 ウ 器具は十分にそろっているのか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		エ 今後の運営方法は、どのように考えているのか。 2 夏休みの在り方について 近年の夏は、気温が年々上昇し、夏の大半は真夏日であり、気候の変化や休みの過ごし方の変化等で、夏休み本来の意味が異なっているのではないかと。 夏休みの意義と今後の在り方について問う。
3	(14) 川 口 憲 男	1 地域の活性化について 地域の活性化は、町政の大きな柱でもある。町が元気で経済的にも、町民が輝くことが大事だ。行政はその先頭に立つ牽引者であると思う。 次の2点について、町の更なる取組を問う。 (1) 自治公民館・公民会への支援策は、現状で十分ととらえているか。 (2) 人口減で役員のなり手も高齢化している。町からいろんな役職が区等に降りてきている。また、区公民館等が近い将来、指定管理を解き各区の自主管理となるが、20区の管理運営の在り方をどのようにとらえているか。 2 限界集落への対応策について 限界集落への対応は、今後は区が限界と呼ばれる状況になるのではないかと。人口減施策は、これまでも数回質問したが、厳しい対応ではある。限界集落への対応策並びに取組の考えを問う。
4	(11) 古 田 昌 也	1 役場職員の人材育成について (1) 中途退職者や休職する職員もいると聞くが、主な原因は何か。また、改善策はあるか。 (2) 業務内容が多様化する現在において、民間事業者との関わり合いも強く求められる。今までは国や県への出向などはみられるが、民間企業や各種団体への出向や派遣をする考えはないのか。 (3) 条例や規則で職員を派遣できる団体は定められているが、派遣できる団体の一つとして地域振興に関する団体などを加える

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		考えはないか。 (4) 民間から役場に出向してきた方を配置されているが、行政サービスへの導入効果をどのように考えているか。 2 民間事業者への財産の譲渡や行政支援について まだまだ、新型コロナウイルス感染症も落ち着かず、民間事業者は不安定な経営を余儀なくされている現状の中で、試行錯誤しながら持ちこたえている。 6月定例会で町営住宅の譲渡などを検討するとの回答があった。そこで住宅以外の町が保有している財産で、譲渡や低料金での貸出しなどの要望は無いのか。 また、要望があるなら経済支援の観点で行う考えはないか。
5	(4) 橋之口 富雄	1 生ごみ処理について 本町では、今月にSDGs宣言をする計画である。その中で持続可能な取組としてごみのリサイクルはマストであり重要な取組だと考えるので、次のことを問う。 (1) 家庭生ごみに異物が混入して、肥料にできないと聞く。異物混入をさせないための対策は取っているのか。 また、そのために従来の計画での肥料の無料配布ができていない現状だが、そのことをどのように考えているのか。 (2) 生ごみのリサイクル率は現在何パーセントなのか。 また、目標を設定してあるのか。 (3) 現在、配布できなかった肥料は県内の業者が処理していると聞くが、このような状況をどう考えているのか。

令和4年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和4年9月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	7番 森 山 大 議員
8番 新 改 秀 作 議員	9番 平八重 光 輝 議員
10番 有 川 美 子 議員	11番 古 田 昌 也 議員
12番 岸 良 光 廣 議員	13番 上久保 澄 雄 議員
14番 川 口 憲 男 議員	15番 柏 木 幸 平 議員
16番 宮之脇 尚 美 議員	

欠席議員(1名)

6番 上別府 ユ キ 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課 長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
町民環境課 長 松 山 和 久 君	農 政 課 長 山 口 泰 徳 君
担い手育成支援室 長 山 口 良 浩 君	教育総務課 長 大 平 誠 君
学校教育課 長 岩 脇 勝 広 君	社会教育課 長 永 江 寿 好 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

6番、上別府ユキ議員から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数制限はありません。質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、2番、平山俊郎議員に発言を許します。

〔平山 俊郎議員登壇〕

○平山 俊郎議員

よろしくお願いします。

初めに、台風11号が九州に接近しております。米農家の皆さん、梨農家の皆さん、今が一番大事なときであると思います。台風の被害がないことを祈っています。

それでは、通告書のとおり、私の質問は、宮之城中学校の武道教育などに関してであります。

全国の中学校では、数年前から必修科目に武道を取り入れなければならないこと。また、宮之城中学校においては、柔道を選択し、現在に至っていることなどは、もちろん御存じのことだと思います。

そこで、授業に柔道を取り入れれば、当然、柔道着が必要になってくるわけですが、私の質問は、その柔道着の購入などに関して、次の2項目についてであります。

1つ目が、全国の中学校で必修科目に武道を取り入れられた経緯と武道の種類。また、宮之城中学校が柔道を選択した経緯と武道の授業は年間何時間ぐらいあるのか。

2つ目が、柔道着の購入については、個人負担であるとのことですが、このことに関して保護者の方たちからいろいろな声があります。使用頻度が少なく、卒業時にはきれいである。ほかに使い道がなく困っている。学校で備品として購入して貸し出してはなどで、特に女子生徒の保護者の方たちからの声が多いです。女子の場合は、下着の上から道着を着るわけですので、卒業時には新品に近い状態であることなどから、保護者の方たちの声には理解できます。

そこでどうでしょうか。保護者の負担軽減及びSDGsの観点からも、柔道着を学校で備品として購入して貸し出し、卒業時にはクリーニングなどをして返品するなどの考えはないか、お聞かせください。

以上です。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

おはようございます。平山俊郎議員から宮之城中学校の武道教育について質問がありましたので、お答えをいたします。

初めに、武道の導入の経緯と武道の種類についてお答えします。

武道、教科の中で選択という形で明治44年に学校教育に導入されております。

武道の必修化については、平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法の中で、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが教育目標の一つとして規定されたことに基づいております。

平成20年3月改訂の中学校の学習指導要領で武道の授業が必修となり、平成24年度から全国全ての中学校で実施されておりました、今年で11年目ということになります。

現在、学習指導要領の中で示されている武道といたしましては、柔道、剣道、相撲、その他になぎなた、空手、弓道、合気道、少林寺拳法、柔剣道などについても学校や地域の実態に応じて選択して履修させることができるというふうに示されております。

宮之城中学校では、再編となった令和元年度は、生徒が柔道と剣道から選択をし履修しておりましたが、1年間の実施状況を振り返り、生徒の学習の様子や指導体制などから総合的に検討し、宮之城中学校での武道の授業では、柔道を選択したほうが教育効果が高いとして、令和2年度からは全員が柔道を履修するようにしているようです。ちなみに、近隣の同程度規模の状況を申し上げますと、薩摩川内市内の中学校においては、11校中8校が宮之城中学校と同じように柔道を選択して、履修をしております。柔道以外を履修させている学校としては、川内北中学校では、柔道と剣道の両方から選択、入来中学校では剣道だけ、祁答院中学校では柔道となぎなたのどちらかを選択をして履修をするということでもあります。

また、柔道の授業については、2学期に集中して行われておりました、年間14時間、月にすると、大体、5週間程度ですかから、1月ちょっととのことでありましょうか、それを実施することになっております。

次に、柔道着の貸出しについての御質問がありました。

現在、宮之城中学校では、リユースとして、卒業生から学校が生徒の制服、体育服、ジャージ、指定かばん等を提供してもらい、それを在校生に貸し出すという取組を行っております。御指摘ありましたとおり、SDGsの観点から考えましても、柔道着の貸出しを検討することも大切であるというふうに考えております。中学校再編以前に使用され、4中学校で使用されていた柔道着も保管されているものもありますので、同様の取組ができるよう、宮之城中学校へ情報を提供してまいりたいというふうに思います。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○平山 俊郎議員

必修科目に武道が取り入れられた経緯、宮之城中学校が柔道を選択した理由などについて理解しました。武道の種類については、私は剣道か柔道ぐらいしか思っていなかったのですが、ほかに相撲、空手、合気道、弓道、なぎなた、柔剣道などがあるということには大変驚きました。また、年間14時間の授業があるということも理解しました。

そこで、次のことについて教えてください。

武道の選択は学校単位で行われるのか。また、柔道の授業は誰が教えるのか。それには、経験とか資格が要るのか。

以上です。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

まず、1点目の武道の選択についての御質問でございます。

学校単位ということになりますけれども、先ほど教育長の答弁の中にもございましたとおり、各学校の実情に応じて学校単位で行われているということになります。

次に、2点目の武道の授業につきまして、指導者、誰が教えるのか。また、経験、資格等の御質問がございました。

武道につきましては、保健体育科の授業の中で行われておりますので、保健体育の教員が指導を行うということになっております。特別な経験や資格、そういったものは必要ございませんけれども、武道につきましては、教員免許取得時の履修科目にはなっております。そのため、保健体育の教員につきましては、教員免許を取得する際に、武道の指導を行うのに必要なことについて履修をしております。

また、保健体育科の教員であったとしても、武道に関しましては経験値がそれぞれ違っておりますので、そこを補うために県の教育委員会の主催で武道の研修、武道者研修会等も定期的に行われておりまして、指導力向上に努める場も提供されているところでございます。

以上でございます。

○平山 俊郎議員

判りました。武道の選択は、学校の実情に応じて学校単位で行われていること。また、学校によっては複数の武道を選択していることなど理解しました。柔道の授業についても体育の先生が行い、経験とか資格は必要ないということも理解しましたので、1項目めの質問はこれで終わります。

次に、2項目めでありますが、ここが今回の質問の肝心なところでありましたが、SDGsの観点からも、今後、制服、かばんなど同様の取組を検討していくとの前向きな答弁を頂きました。保護者負担の軽減を図る意味からも、是非とも早い段階で実現することを要請しまして、これで全ての質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。

ここで、演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時43分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、8番、新改秀作議員に発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

おはようございます。私は、通告に従いまして、次の2点について伺いたいと思います。

1点目、町民の健康増進を図るための施設の在り方について。

町民の健康増進のため、本町でも健康のための施設が幾つかあるが、基本的な考え方と次の2つの施設について伺います。

時吉区にある、昔は宮之城屋内温泉プールでございましたが、これについて伺います。

現在、運営方法はどのように行っているのか。

2点目、利用者状況はどうであるのか。

3点目、プールの排水が用水路を経由して近隣の田へ流出し、青のり状のものが付着しているとのことだが、プールからの排水が原因の一つであるのか。

4点目、今後の運営方針について、どのように考えているのか、伺います。

トレーニングセンターの運営について伺います。

1点目、現在の運営方法は、どのようになっているのか。

2点目、利用者状況はどうであるのか。

3点目、器具は十分に整っているのか。そろっているのか。

4点目、今後の運営方法は、どのように考えているのか、伺います。

次に、2番目の夏休みの在り方についてでございます。

9月に入りまして、児童生徒も2学期が始まり、大きな事故もなく、先生方もさぞほっとされていることでしょう。休みの期間中に、今はやりのコロナ感染に感染された方、心から御見舞いを申し上げます。

近年の夏は、気候が年々上昇し、夏の大半は真夏日であり、気候の変化や休みの過ごし方の変化等で夏休み本来の意味が異なってきているのではないかと思います。夏休みの意義と今後の在り方について伺います。

これで1回目を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。新改秀作議員からの御質問にお答えをいたします。

まず初めに、私のほうからは町民の健康増進のための基本的な考え方ということでございます。

町では、さつま町総合振興計画後期基本計画の中で、生涯を通じて、生き生きと元気で楽しめるスポーツの振興のまちづくりを基本計画に掲げまして、スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進を行っているところでございます。日頃の運動不足による体力低下や生活習慣病の予防対策としまして、町民がスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るためには、日常的に気軽にスポーツに触れ、楽しめる環境づくりと生涯スポーツの普及、促進が求められているところでございます。年代を問わず、誰もがいつでも気軽にスポーツに触れ、楽しみながら健康づくりができるよう、今後も計画的な施設の維持管理と効率的な施設運営に努めていく必要があると考えているところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、各種のイベントも中止や縮小、そのような傾向にあるところでございますけれども、今後におきましても、町民の皆様の健康づくりにつながるよう出前講座によるニュースポーツの普及、それと併せまして、各種イベントの実施、また、来年は燃ゆる感動かごしま国体が開催されまして、本町では、少年男子のラグビーフットボールが行われる予定となっているところでございます。このようなことから、今後におきましても、このスポーツを通じた健康増進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

次に、2つの施設についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、宮之城屋内温泉プールの御質問についてであります。

運営方法についてであります。監視業務や施設設備の管理については、会計年度任用職員を任用して運営をしているところですが、施設の開閉や使用料徴収などの受付業務については、令和3年4月1日からシルバー人材センターに委託しております。

次に、利用者の状況ですが、この3年間ですが、令和元年度、延べ3万3,386人、令和2年度、延べ2万9,132人、令和3年度、延べ1万9,177人となっており、新型コロナウイルス感染の影響もあり、利用者数は減少しています。令和3年度の1日の最大利用者数は202人、最少は53人となっています。

町内のスポーツ少年団、中学校の部活動、水泳教室などの団体や一般の方々に御利用いただいております。

3点目のプールからの排水についての御質問ですが、宮之城屋内温泉プールでは、年2回、5月と10月に水の総入れ替えを行っております。排水については、プール中央の排水溝から温泉プールに向かう道路横の側溝を通り、黒田川へ排出しております。

温泉プールには、藻の発生防止や感染症予防の観点から塩素を投入していますが、排出する際には、排出水の残留塩素を中和するために脱塩素剤を投入し、河川や魚介類、植物などに影響を及ぼさないようにしておりますので、安全性については問題はないというふうに認識をしているところであります。

御指摘ありました用水路上に発生している青のり状のものについては、関係機関の専門的知識を有した方に確認をして調査してまいります。

今後の運営方針についてですが、宮之城屋内温泉プールは、引き続き町民のスポーツ振興及び体育文化の向上並びに健康増進が図られるように管理運営を行ってまいります。

次に、宮之城トレーニングセンターについてお答えいたします。

宮之城屋内温泉プールと同じく、監視業務や施設設備の管理については、会計年度任用職員を任用して運営をしているところですが、施設の開閉や使用料徴収などの受付業務につきましては、令和3年4月1日からシルバー人材センターに委託をしております。

利用状況についてですが、令和元年度は、延べ7,335人、令和2年度は、延べ5,695人、令和3年度は、延べ3,388人に利用いただいておりますが、これも新型コロナウイルス感染の影響もあり、利用者は減少しているところであります。

トレーニングセンターにおいては、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、その他スポーツなどで利用されています。また、トレーニングセンターにおきましては、令和元年度767人、令和2年度850人、令和3年度は167人となっておりまして、一般の方や高校生などに利用いただいております。

次に、器具は十分にそろっているかとの御質問ですが、現在、トレーニング用の器具を設置しておりますが、老朽化により壊れている器具もある状況でございます。予算の関係もございますので、一度に更新するということが難しいと考えておりますが、利用者の要望を聞きながら、年次的に器具の更新または宮之城総合体育館にもトレーニング用の機器を設置してありますので、集約可能かどうかなどを検討してまいります。

今後の運営方法については、プール同様、あらゆる運営方法を研究してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、夏休みの意義と在り方についての御質問がありました。

まず、夏休みの期間は、法律によりまして当該学校を設置する教育委員会が定めることになっており、さつま町教育委員会では、7月21日から8月31日までとなっております。

この期間は、鹿児島県でほぼ共通しておりまして、私どもにとりましては当たり前のことですが、全国的には、その土地の気候や風土によって異なっており、期間がさつま町より短いところもあります。

それから、休みの期間を短縮をしたり、あるいは短縮したのを元に戻したりした事例もあるよ

うに聞いていますので、必ずしも固定的ではなく、柔軟に対応しているところもあります。

夏休みの意義については、夏休みは児童生徒にとって、家庭や地域において、家族や友達と協力しながら普段の学校生活では体験することができないことにチャレンジできる期間であるというふうに一般的には考えられてきました。

この基本になるものは、体験活動の重視という考え方であり、町教育委員会といたしましても、夏休み期間中にふるさと体験塾のプログラムの一環としての中種子町との子供たちの交流、青森県鶴田町との交流、それからさつまっ子チャレンジ教室、イングリッシュデイキャンプ、本年度からはさつまっ子防災探検ツアーなどを企画し、体験活動の場づくりに努めております。ただし、コロナウイルス感染により、この3年、大半の活動が中止になったところでもあります。

最近の子供たちの様子を見ておりますと、温暖化などの気候変動や社会構造の変化、家族の生活様式の変化により、長期休業中における家庭や地域での体験活動が減少してきているように感じます。共働き家庭が多く、また、かつてのように三世代同居が少なくなってきており、兄弟姉妹も少ないことから、例えば、昼食を1人で食べる、家庭で1人で過ごすことが多い、暑いのに外に出ない、友達と遊ぶことが少なくなり、家でテレビやビデオを見たり、ゲームをしたりして過ごすことが多いなど、夏休みの過ごし方にも気になる点があります。

今、学校はクーラーが設置されておりますし、図書室、体育館などもありますので、夏休み期間中の子供たちの居場所づくりという観点からも、学校の施設を積極的に活用するなど、夏休みの意義や在り方について改めて検討することも必要なことであるというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○新改 秀作議員

ただいま町長からの基本的な考え方をお伺いしたわけでございますけれども、やはりスポーツを通じた健康増進ということをメインに置いていらっしゃるようでございますので、安心しました。

この運営のやり方ですけれども、今シルバーが入って、そして会計年度任用職員の方、私が見に行ったときは2人で、一応、監視というか、いや、運営管理をやっているんじゃないかと思うところでございますけれども、これを交代制になってやっているとじゃないかと思うところでございますけれども、1回、何年か前にこの運営を指定管理にという話も聞いたわけですが、これを検討されたあとは、その後の検討はなかったものか。また、これを検討するに当たってどのような支障があったものか、今の体制になった理由をお聞かせ願えたらと思います。

○社会教育課長（永江 寿好君）

今議員の質問については、指定管理の関係だと思っておりますけれども、現在、シルバー人材センターのほうに管理と、それと会計年度任用職員のほうに3名でやっております。その中で指定管理の経緯についても、以前、いろんな議論をされている中で進められてきていると思いますが、令和3年4月1日からシルバー人材センターのほうに管理委託をしているというのが実情でございます。今後の指定管理制度に向けての部分については、検討が必要とは思っておりますけれども、各課、そこら辺の庁舎内での総合的な部分で検討していく必要があらうかと思っております。

以上です。

○新改 秀作議員

私も施設を拝見しましたがけれども、今の管理の状態というので、あとからまた申し上げますけれども、ちょっと無理があつたりするのかなと思ったりもするわけでございますけれども。まだ将来、いろんな御検討もされると思いますので、そのときは前向きに、指定管理がいいのか、私も判りませんが、前、ちょっとそういう話を聞いたもんですから質問したわけございま

す。

今回、2番目の利用者の状況、コロナの影響で相当少なくなってきたのはいるわけでございます。

ちょうど3年ぐらい前でしたか、隣の市の市長さんと挨拶か何かでちょこっと行ったときに、私の名刺を見て、「時吉ですか。私は、温泉プールを利用しているんですよ」と言われた経緯があったわけです。「いいところですね」と。「ああ、ありがとうございます」ちゅうて、ああ、ここらも40分ぐらいかけて、やはり通っていらっしゃるんだなと思って、いろいろ、今回、中に入っているいろいろ見てみたら、やはり料金表なんかも県外や町外も一緒にしてやったりして、安く設定してあったもんですから、やはり今、コロナの影響で少ないですけども、やはりそういう健康づくりに、多分、泳いだり歩いたりする人がまた多分、多いと思いますけれども、そういうところで利用されているんだなと思って、ありがたいもんだと思っているところでございます。

3番目のプールの排水の問題でございますけれども、排水が原因かということでございますけれども、原因であるかないかいろいろ調査してみないと判りませんけれども、いろいろ区民の方が不安がっていらっしゃいますので、今回、こういう質問をしたわけでございます。いろいろ調査をして、不安視することのないようにちゃんと振興局なりいろいろ聞いて、その調査結果を報告していただきたいと思うところでございます。

4番目のこの運営に関してですけれども、今回、私が特別に温泉プールの在り方とか温泉プールの利活用と、いわゆる学校のプールの関係のことについて、特別に通告いたしまして、ちょっとお願いをしたわけでございます。町内には2つのプール、それにまた温泉プールがあるわけでございます。学校も9つの学校がプールを持っているわけでございます。その中で2つはお金をいえばあれですけども、何億とかけて改修をして使っているというような状態。それで聞いてみますと、耐用年数30年以上というのは、7か所も、7つもあると、全部ですよ、もう。そういう状態の中でこの立派な誇れる温泉プール、隣の市長さんが「いいですね」と言われたぐらいの温泉プールを持つとって、これの利活用ということで、これをどうにか授業に使ってもらえることはできないものか。たった、聞いてみますと、1年間に1人10時間、そうした場合にやはり昼間の時間が、私は二、三日あそこで調べてみますと、聞いてみますと、昼間の時間が相当少ないということもありますし、それと、それにプールの改修費に何億使ってその改修をするのか、その辺が行財政の一番の問題じゃないかと思うところでございますけれども。この辺を教育長として、将来どのようにお考えなのか伺いいたします。

○教育長（原園 修二君）

ただいま指摘がありましたことについて所感を述べたいと思うんですが、学校における水泳授業、これは非常に、発育、発達途中の子供たちにとっては非常に大事なスポーツ、運動だと思います。生命を守るという意味からも非常に大事なものであり、現在、水泳の授業等の着衣水泳、服を着たまま川に落ちたりした場合、どうするかということで、服を着たままプールの中で泳ぐとか、そういったことなども、大概、1時間ぐらい時間取って授業で行っているわけです。学校におけるこの水泳授業というのを適切に実施する必要があるということは非常に大事なことであるというふうに思っております。

ただ、このプールに関しましては、例えば、今、全部の学校にプールがあるわけですが、かつて私たちが子供の時代はまだ学校にプールがないという場合がほとんどあって、プールがあるということが非常に珍しい、うらやましい、そういったものでありました。その当時は、ほとんどの子供たちは川で泳いだわけですね。水泳の授業も川で、学校の近くの川に先生が引率をして

連れて行ってそこで水泳をして帰るというようなことがあった時代があるというふうに聞いております。その時代は、とにかく学校の施設という、体育施設というふうにして、プールをどの学校にもというそういった流れになって、その中でプールの建設というものが進められたというふうに思います。

ただ、今お話のとおり、プールも非常にもう水漏れがしたりというふうな、年代を通して古くなってきている時代でありますし、また、少ない児童が、児童生徒が使うという、非常に、果たしてどうなのかなと。経費的にも経済的にはどうなんだろうなことで疑問に感じられる方も多いというふうに思っています。

今、同じようなことが全国的にも行われておりまして、もう全国におきましては、学校のプールの維持とか管理経費の削減、そういったことのために、あるいは天候に左右されないというようなことなどで、学校以外の公営の、例えば、プールとか、市民プール、町民プール、そういったものを活用した取組が、現在、もう始まってきております。いろんな事例等を紹介されているのを記事も見たことがありますので、本町におきましても、例えば、学校のプールを使わないでB&Gのプールに行き行って使うとか、そういったことなども、実際、現在やっておりますし。例えば、1時間だけとなると、行って来て、大変時間がないですので、例えば、学校の時間割を操作して、体育の授業を今日は5時間目6時間目、2時間続きとか、そういったふうに設定組み替えて、そうすれば、連れて行って、泳ぎをして帰ってきても、送り迎えの時間的なロスというものも十分削減できますし、いろんな方法があると思いますので、そういった現在の学校の利用頻度、例えば、これだけのプールを何名の児童が、実際、動いているかとか、そういった観点から、かつてあまりそこについては触れられてこなかった部分ではあったわけですが、そういったことも考えながら、学校の水泳授業の実情というところを踏まえた新たな取組というものは、これから研究していかないといけないというふうに考えております。すぐすぐというわけではありませんが、いろんな取組がなされておりますので、できるものから少しでも改善ができるように取り組んでいけば、そういったほうに進んでいけばいいのかなというふうに思っております。

○新改 秀作議員

前向きに検討ということを知ったかっただけなんですけれども、研究ということでございましたので、なるべく、今度はこの財政面の問題じゃなくして、先生方の働き方改革のほうからいいますと、非常に先生方も人の子供を預かってプールも、もちろん、危険性がもちろん高い、あと、県内じゃないけど、この酷暑の中、県外では熱中症も発生したという話も聞いております。この温泉プールだったら、1年中利用できるわけですから、どこでも組めるわけですね。それでそういうところも出てくるし、私も3回、この頃になって見に行っただけ、やはり昼間は相当空いとるから、ほとんど夕方から午後8時頃までのお客さんだから、このままでも十分、できないことはないな。ここにインストラクターをつけて、それは先生方もどうせ1人はつかんかならんかもしれんけれども、負担軽減になるのではないかなと思ったわけでございます。

そうした中で、ちょうど8月18日の南日本新聞の紙面に、教職員の休職5,000人とか、いろいろこういうふうに見ますと、私は、この中で今のデジタル、ICT関係、あるいは英語関係、こういうのでやっぱりみんなついていけないからこうなる、精神的病気になるのかなと思っていたら、何と中身を見てみたら、休憩時間がほとんどないんだと。こういうのも書いてあるし、教員の、そのあとの新聞ではなり手不足という、教員のなり手不足、そういうのに関わってくるんじゃないかと、こういうことは。少しでも教職員の仕事の軽減というのを考えてやらないと、プールの2時間の間に1人の先生はプールと一緒にマイクロについて行って、1人の先生は次の勉強やら休めるとかいろいろありますから、やっぱりその辺を含めて、いろいろ先ほど言いま

したけど、調査研究もして、なるべく早くそちらのほうに進めていただきたいと思うところです。私は、温泉プールがなかったら、人のプールを借ってすりゃよかかちいうような考えですけども、立派な温泉プールが、みんなが褒められる温泉プールを持ちながら、これの利活用をもちっとそういうので早くから気づいてやってもらえたらと思っているところでございます。これをするには、いろいろと経費を含めたいろんな、何といたしますか、ハードな面もあるわけでございます。授業の中身のいろんなそういう両方から検討して、いろいろ方向性を早期に決めていただきたいと要請しておきます。

次に行きます。

2番目のトレーニングセンターのほうに行かせていただきます。

私もここも何回も見に行ったわけでございますけれども、当初、これを造ったときの計画は判っている方がいらっしゃいましたら、もちろん、健康増進施設と言われりやそれでおしまいなんですけども。何かそういう、トレーニング器具を置いて何かやるんだというような、そういう計画がどうであったのか、判っている方がいらっしゃいましたら、町長もちょっと生まれていましたけど、どうなんですかね。ちょっとお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

私も生まれておりましたので、役場にも入っておりましたし。これは、恐らく、恐らくと言いますか、確たるあれはないんですが、温泉プールと、そこを使ったあと、またそのトレーニングをするということやらを組み合わせた形での活用を図るというようなことから、これが建設に至ったんじゃないかなろうかと思っているところでございます。やはり、この筋力トレーニングをしながらまたプールで歩いたりとか泳いだりとかいうのもまた全身運動ということでもありますので、そのようなことから、一体的にこの活用を図って健康増進につなげるというような観点があったのではなかろうかと思っております。

○新改 秀作議員

私もそのように思っております。上のほうは、今の、先ほど社会教育課長が言われたようにそういうやり方でやっていらっしゃいました。利用状況もコロナの影響で相当少ないようです。

私も、昨日もずっと地元の方の指摘を受けて、トレーニングセンターを見に行ったわけですけども、天井のほうはもう傷だらけなんですよ。四、五年今、区のバレーボール大会を中止しておりますので、本当は今日これぐらいやなかったもんだろうかと思ったんですけども。天井が傷だらけ、あの傷はバレーボールではできないな。ボールを蹴ってやったような傷やと私は思ったんですけども、それが無数についていました。その辺の管理体制ですよ。もちろん、シルバーの方じゃなかなか難しいんじゃないかと思うんですけども、何かそういう一体にした管理を、もちろん、隣の器具と一緒に何か管理ができんもんかなと思うところでございました。その辺もよく担当者でも見て、何か注意書きもはっきりするとか厳しくあえて取らなきゃ、本当見た感じがかわいそうで、床はまだ床拭き、済んだあとに床拭きをするのかなというか、まあいいなと思ったけど、もう天井が。あれはちょっとバレーボールでついた傷じゃないなと思って、ボールを蹴ってあそこに当てた傷かなと、無数についているような状態でございました。これも年次的に、やはりそういう器具にも、本当はインストラクターをつけてちゃんとした管理するのが当然だと思うんですけども、その辺を課長のほうでもいいですけども、どのように考えているのか伺います。

○社会教育課長（永江 寿好君）

今トレーニングセンターのことでございますが、トレーニングセンター、先ほど町長も言われましたけど、実際、設立されたのが平成6年でございまして、天井のハゲとかそういうのも私も

現場を見たら、そういうのを認識しております。その中でプールとトレーニングセンターの一体的な管理ができないかということで、現在、プールのほうにシルバー人材センターの方が配置されておりまして、実際、使用の場合についての状況というところの確認まではちょっとできていない状況でございます。

注意書き等につきましても、適宜、注意書きは掲載しておりますけれども、よりまた見やすく、判りやすいような注意書きになるように、今後、努めてまいりたいと思います。

それと、修繕につきましても、年次的に、財政的な部分もありますので、こちらのほうで検討しながら、修繕のできる優先を考えながら行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○新改 秀作議員

是非現場を見て、どういうあれが必要かということを見てもらいたいと思うところでございます。私が言いましたように、民間ではございますけれども、どこのスポーツジムもああいう機械が置いてあるところは、ほとんど指導者がおって、ちゃんと教えてするのが当たり前でございます。何人も私は声を聞いていたんですけども、なかなか通らんのか、受付に言ったら、貸してくださいと言ったら、「仕方は判らんですよ」とか言われたそうですから、何人もそういうのを昔から聞いていたんですけども。

指導者育成というのが一番大事であるわけでございますけれども、この2つの施設について、私の提案ではあるわけですが、今クラブ活動の地域移行で、今期待されているのが総合型スポーツクラブ、これも全国に相当、何千とあるわけでございます。私たちも一時は研究検討した時期があったわけでございますけれども、さつま町は、いろいろスポーツ少年団、あるいは体育協会いろいろな組織が充実している点から、なかなか断念した経緯があるわけでございます。施設の維持、あるいは指導者育成、今はもう子供から高齢者までのスポーツの参画となりますと、総合型スポーツクラブの取組が必要ではないかと思うわけでございますけれども、その是非については、教育長はどのようにお考えなのか伺います。

○教育長（原園 修二君）

総合型地域スポーツクラブについては、データがちょっとあるんですが、令和4年2月現在で、県内で58クラブ、32市町ということで設立をされているというふうに聞いておりますが、本町ではまだ、今御説明あったとおりに至っていないところであり、ちょうど議員の発言の中にもありました地域型、中学校の部活動、これ地域移行ということが進められて、来年度から向こう3年間の間には、一応、つくるようにというふうになっております。

ただ、これについて今、それぞれで、それぞれこれは市町村で取り組んでいるわけですが、その一環として、やはりこういったものが地域型という考え方、こういったものを取り入れていかないとなかなかうまくいかないのかなというふうなことを話題にして、教育長会等でも話題にしているところであります。

ただ、これについては、先ほどおっしゃったように、さつま町の場合は、非常に各種スポーツ団体の活動もしっかりしていて、基盤も万全であるというようなことでなかなか至らなかったという声を聞いておりますが、総合型スポーツクラブもそうですけど、中学校の部活移動にしましても、こういった総合型スポーツクラブがひとつ仲介をするような感じで、ここを中心にしながら各学校の部活動が、それから体協が、少年団がというようなことで、一体的にやっていくというのが非常に望ましいというふうに思っておりますが、さつま町の場合は、1町で1中学校という形ですので、1つのスポーツクラブが何校かをハブみたいに接続をしながらマネジメントしていくというような形とはまた少し違っておりますので、やり方というものを、具体的なシミュ

レーションしながらじゃないとなかなかうまく進まないのかなというふうに考えております。取組も具体的に進めないといけませんので話題にしているところですが、これも中学校の部活動と、それから今の体協の方々の御意見とかいろんなところをまず聞き取って、お考え等をお聞きしながら進めていかないといけないのかなというふうに思っておりますので、当然、こういったものも全体的な総合型スポーツクラブということもいろいろ話題の中に入ってくるというふうに思っております。過去のそういった設立できなかったと至ったということなどもありますので、それを踏まえながら、今の時代にどういうふうな形で展開できるかというようなことを、またじっくり考えていきたいというふうに思っています。いろんなところから御意見を頂戴したいというふうに思っております。

○新改 秀作議員

今スポーツをやっている子供たちとか、そういう人ももちろんなんですけれども、この意味は、スポーツをやりたくてもやれる場所がない。1人じゃやれないとか、そういう人たちをいかに引き出すか。もう、もちろんそれを健康づくりにつなげる、そういう方もいらっしゃるわけですから、若い人、スポーツ少年団は朝から晩中、その種目に関わっているわけでございますけれども、なので、いろんなスポーツをやって健康づくりに進めるというような体制ですので、やはりそれをやろうと、いろいろ専門家、いろいろして、いろいろなやり方が私は形としてあるんじゃないかと思うわけでございます。県にはそれ専門の担当者もおりますので、もう1回その話を聞いて、どうにか立ち上げて、いろいろ職員の中にもそのときの職員もおりますので、その人を中心にどうにか立ち上げて、そして今の温泉プール、それからトレーニングセンター含めて、そこを拠点にして活動してもらうように要請しておきます。そしてまた、今のプールとせっかく造ったトレーニングセンターの一体的な取組をもって、健康増進のまちというのを位置づけていただければと思うところでございます。

この件については、一応、要請しておきます。取り組んでいただきますよう。

それから、もう最後になりますけど、この夏休みの在り方でございますけれども、あるPTAの方が、夏休みの40日間について、いつから40日ということを言われたもんですから、40日ちょう、私が生まれたときにはもう決まっちゃったんじゃないかな。今始まったことではないですよちょうようなことを言ったわけですがけれども、果たして、今、丁寧な教育長からの説明もございました。やはり40日の期間に先生たちの研修、あるいは学校のスポーツクラブの大会、あるいは中体連のそういう大会とか、いろいろ組んであるようで、新聞を見ますとやはりあるようでございますので、もうこれからはもう聞きませんが、私は短縮か、あるいは延長かという議論もしてほしいなと思っていたんですけれども、この件については、いろいろ説明の中で出てきましたので聞かないほうがいいかなと思っております。先生方の働き方改革、あるいは家庭の負担軽減により教育の質の向上にまたつながり、子供たちを取り巻く環境がよいものになりますように御配慮くださいますようお願いしておきます。

終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時40分とします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、14番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました地域の活性化について質問いたします。

同僚議員の中にも地域の施設をいかに有効活用するかということが質問がありましたけれども、全く同じような考えでございます。

私は、コロナウイルスがまん延している状況にあり、地域の経済、地域の活性化が厳しい状況にあります。各地域、集落でも集会等も開けず、開催がままならない状況であります。

これまでに地域活性化について、地域振興策、人口増対策、予算編成、まちの活性化策とまちの政策について見解を質問しました。1年経過した状況はどうでしょう。

先般、区館長会との懇談会がありました。そして町内の意見の中に、コロナ状況で手足をものがれ、やりたいこともやれない状況で地域が疲弊しているということを聞きました。人口減少で役員のなり手の不足等が地域活動に支障を感じ、不安視されております。地域の活性化はまちの重要課題で各種推進策に取り組まれてはいるが、人口減、地域活性化には前町長は不退転で取り組み、全身全霊をかけたという取組を答弁されました。さて、町長は、地域振興策では、検討組織を設置し対策の推進、人口増では、交流人口増の各課の取組を横断的に結び、次の段階へつなげるとの答弁をされ、1期目を推薦されていますが、人口減には様々な要素があります。現状を維持することが大事だということも聞いたことがあります、いかがでしょう。近く敬老行事が開催されますが、人口は、これは今年、令和4年4月18日現在ですが、人口1万9,718人、高齢化率41.99%、年少人口は10.5%です。これは確実な数字ではございませんけど、計算したところ10.5%です。

10年前、平成26年です。人口2万2,795人、高齢化率36%、そして10年後、令和6年、再来年になりますが、人口1万9,315人、高齢化率41%と予測されました。人口で3,000人の減少、高齢化率は6%の上昇と、そのとき自治体の取組には限界があると。国民ぐるみの取組が不可欠であるということを述べられました。確かに、人口減少対策は、国の施策であると答弁されました。私もその実感を感じております。しかし、地方自治体として地域による活性化は、その地域に住む住民の生活基盤をなすもの、自治体として住民から経営を委託されています。経営を任されているからこそ住民の生活基盤の安定を図り、安全で安心なまちの形成が行政として取り組む責務と思います。

また、住民への説明責任もあります。まちの姿には町民と一体となり取り組むことが今なお求められております。行政議会が取り組むことじゃないでしょうか。

今は情報の時代です。以前も数回質問しましたが、今行政が取り組み、地域に活力ある対策をどうあるべきか質問いたします。

まず1問目は、自治公民館、公民会への支援策は、現状で十分と捉えられているのか。

2番目に、人口減で役員のなり手も高齢化している。まちからはいろんな役職が校区等に下りてきている。また、近い将来には、公民館の指定管理を解き、校区の自主管理となるが、その方向性は。20区の管理の在り方をどのように取るつもりか、考えを伺います。

3番目に、限界集落と呼ばれる集落の対応は以前にもありましたが、今後は、区公民館が限界といわれる状況が来るのではないのでしょうか。人口減対策は厳しい状況にありますが、避けて通れない課題でもある。限界集落、公民館への取組、支援策、取組を伺います。

1 回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

川口憲男議員からの質問にお答えいたします。

初めに、この自治公民館等への支援策についての御質問でございますけれども、大きく財政的な支援、それから人的な支援ということで分けさせていただきます。

まず、財政的な支援といたしましては、全20の区公民館、それから129の公民会に対しまして、現在、運営補助金を交付いたしております、またこのほか、地域の要望に応じまして公民館等の新設整備や、それから施設整備や放送設備に対する交付金等を交付いたしているところであります。

また、この公民館には、令和3年度から令和7年度にわたる5年間の地域づくり活性化計画に基づき、地域元気再生事業補助金を交付し、特色ある区公民館の取組に活用いただいているところでございます。

次に、人的支援といたしましては、現在、地域担当職員と、これは職員を各地域に割当てをしておりますけれども、地域担当職員と集落支援員を設置しまして、公民館の活動を支援いたしているところでございます。区公民館や公民会活動につきましては、それぞれの活動の内容や活動量が違うことから、現状の支援策をもって十分とは考えておりませんが、自治運営においてできるだけ住民の負担軽減につながるようにしているところでございます。これからも地域の課題解決に官民連携した住民と一体となって、魅力あるこの地域づくりに努めていきたいと考えているところであります。

それから、2点目の人口減で役員のなり手等の高齢化についてでございます。

将来的には、この区公民館の管理運営の関係等につきましては、地域活動の拠点施設として活用する公民館において、現在、区公民館が設置し管理する公民館と、町が設置し、区公民館が指定管理者として管理する公民館に分離をされているところでございます。

町が令和3年度に策定いたしましたさつま町個別施設計画に基づきまして、地域間の均衡ある取扱いに向けて令和7年度末を目途に、全ての区公民館が管理運営していただく自治公民館への移行を進めているところでございます。

移行後の令和8年度からは広域的な社会教育活動の拠点施設として、町が設置し管理運営する条例公民館と、地域活動の拠点として、区公民館が管理運営する自治公民館に分類し、それぞれ地域の特色を生かした活用を推進していきたいと考えているところであります。

また、自治公民館の管理運営に対しましても、これまでと同様、公民館管理運営補助金や公民館等施設整備補助金等の充実を図りながら、地域活動の支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、限界集落への対応についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、少子、少子化高齢化進んでおりまして、またこの若者の流出に伴い、過疎化が進んでいる現状でございます。一般的に、限界集落の定義につきましては、65歳以上の人口割合が集落の50%を超え、集落の人数が減少することで、農作業や生活道路の管理などの社会的共同生活の維持が困難、限界に近付きつつある集落というような定義づけをされているようでございます。本町で見ますと、8月時点で65歳以上の人口割合が50%を超えている公民館が6公民館、公民会につきましては51、公民会全体の約4割程度を超えているというような状況で、50%を超えているというような状況等であるようでございます。高齢化率の高い公民

会で見ますと、最高は76%という数字になっておるところでございます。

今、人生100年時代と言われておりますこの現代におきまして、高齢化率のみを捉えて限界集落と位置づけることは適切ではないのかと考えているところでございますけれども、高齢者でも元気で積極的に稼業や地域活動を行っていらっしゃる方もたくさんおられますし、区公民館や公民会活動でもこの方々の力をお借りしなければ成り立っていないというのが現状であるようでございます。

一方、将来にわたり持続可能な集落を維持していくためには、移住定住とこの若者の流出抑制が最も重要であるというようなことから、様々な取組も進めてきているところでございます。そのほか、人を引きつけるこの魅力的な地域づくりが必要ではなかろうかと考えており、町内の各地域がそれぞれの持つ特色を生かしながら、その地域に住みたくなる、住んでみたいと思うようなこの魅力向上につながる取組を地域が主体となって進めていくことが重要ではなかろうかと考えているところであります。

なお、10月以降、町内全20区を対象にしましたまちづくり座談会も開催をする予定といたしております。その場でも、直接、地域の皆様方から抱えている課題等々について出していきたいながら、意見交換をし、これを何とか集落の維持、活性化のほうにつなげていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○川口 憲男議員

今、全部についての答弁を頂きましたが、とりあえず1番目の公民館、公民会への支援策について、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

人的支援として地域担当職員、それから集落支援員を配置していると。町長、非常に、どの区もその活動には役立っているんじゃないかと思うし、各いろんなところでも新聞、各区の新聞をつくったり、運営に寄与されていると思います。私も欲を言えば、役場の、行政の日常の業務以上に地域の活性化がもう少し職員の間から地域の役員の方に、こげんしたらいけんけえとか、こういうのはどうかというようなのが出てきたらもう少しいいんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、どうしても行政として支援員というような形で配置されておりますから、そこ辺りができないのじゃないのかなと思っていますけど、このもう1つの点で、集落支援員を配置されているということを聞きましたんですが、地域担当職員については、私も何名か、五、六名ですか、について知っているということでした。この集落支援員の在り方、どれぐらいの人数を各、例えば、集落に何名とかでもいいですけど、されて、今どういう活動をされているかお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（小野原和人君）

お答えをいたします。

集落支援員につきましては、本年4月に企画政策課内に1名配置をいたしましたところですが。再任用職員の方をお願いをして4月から、現在、5か月が経過をしたところですが。主には、先ほどありました地域課題の解決のためのアドバイスであったり、支援、そういったものを担っていくところでございます。

集落支援員の役割としましては、地域の実情にはとにかく詳しく集落対策の推進について、ノウハウであったり、知見、また国や県のそういう支援制度、そういったものも把握しておく必要がありますことから、これまで国や県の研修等を積極的に受講されて、本人の資質向上を今、図ってきているところでございます。

また、定例で行われております公民館長の研修会への参加及び意見交換、こうしたものを意見

交換。それと、個別の公民会からも相談事等がございますので、そちらへの対応、そういったものになってきているところです。

そのほか、地域振興係の所管業務も持っていただいておりますし、6月にはコロナワクチンのコールセンターもございましたので、そういったのも担っているところです。集中的に集落支援の活動がこれまではできておりませんが、今後は、感染状況も見ながらということではございますが、町の補助事業でございます地域元気再生事業、この有効活用策について、この事業を糸口としまして、各公民会と意見交換を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

私も今、町長のお答えにあったように、集落支援員が配置されるということだったんですけど、今年、今年度から1名の支援員を配置ということでした。今、担当課長のほうから、るる方向性とかいろんなことを申されましたけれども、ああ、なるほど、いいことちゅうか、これによってもう少し集落の役員さんらの任務が軽くなればとか、あるいはいろんな情報が得られたらとか、感じるころでした。今までの中で言うと、そういうところが全くないわけでしたから、そんなところをもう少し。それと、もう少し情報発信をすべきじゃないかと思いますが、担当課長。私だけだったのか、それとも集落の公民館長さんなんか、そういう、相談的なのはできているのか。今年も行政連絡推進会議はないわけですから、そこ辺りなのがいけんその地域の方々に伝わっているのか。そこはもうちょっと情報伝達をしていただきたい。そしてまた、町長が申し上げましたように、この区の公民館、それから集落、公民会、それとの手だてなんですけど、十分、配置されていることは聞いております。均等割、あるいは世帯割、手助けをされています。そして区においては、先ほど答弁の中にありましたように、何というんですか、地域元気再生事業、あるいは、あるところには地域再生事業と、こういうふうにして頑張りのあるところには配置されているということでした。

町長、この割合で、今後、人口減少が少なくなっていく中、集落関係等に、この報酬、報酬は別にしまして、地域への支援事業、支援、戸数割、あるいは均等割、戸数割がありましたけど、ここ辺りを、今後、見直すちゅうような考えはないのか。町長、お聞きします。

○町長（上野 俊市君）

今、運営補助金の関係等については、今議員御指摘のとおり均等割、それから世帯数割というようなことでこれを積算根拠としているわけでございますけれども、御案内のとおり、人口減少で進んでいけば、当然ながら、その減少が著しいところにつきましては、これは減るというような状況下になってきているところでございます。

この見直しについては、定期的にこうやってきてはいるわけですが、やはり想像、予想以上に早く進んでおります人口減少等を踏まえまして、また、新たな積算方法というのも検討していかなければならないと思っているところでございます。

例えば、高齢化率とか、あと、年少人口の割合とかいろいろなそのような状況等を加味しながら、大きく減少して、それぞれの自治会、自治公民会等に負担が、大きな負担が生じないような形で見直しも図っていきと考えているところであります。見直す時期等につきましては、全体的な状況等を見て、行っていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、3問目の限界集落のところでも、こういう同じようなのが出てくると思うんですけど、そこは勘弁していただきたいと思うんですが。どうしても今、こうして見たときに、いろいろ意見を聞いたときに、やっぱり集落等の負担が大きくなってきていると。どうしても今、運営とか

いろんなことであれもらっているけど、もう少し何か工夫はないのかなというお話を聞きます。1戸当たりとか、1戸から30戸当たりに対して1,700円ですか、掛けるの戸数割等もありますけれども。地域に、その集落においても、当然、集落会費とか、区においても区会費とか、そういうのを集めて、その自治運営のための資金は運営していращやるんですが、それでも地域としては、いろんな公民館の補修とか、いろんなところが出てくると思います。活動資金とか。そういうのが出た場合は、どうしてもまたそれ以上に住民の方々にお願いをせにゃならんと。非常に苦渋の策を講じられているということでしたんだけど。町長、今の答弁の中に見直しを図っていくという答弁を頂きましたけれども。早く、いち早く、私はこれだと思います。何といいましかね。運営補助をどうするかということ。館長とか、区の館長とか、公民会長の手当にしましては、当然、集落、区からも援助をしますから、その中でなり手がおらんで、ほんなら手当あぐっかというようなこと、そういうような方法でしていますけれども、こういう施設の改築とかいろんなことに対しては、やっぱり町が何らかでの補助をしていただけるほうが一番いいんじゃないかと思っていますけど、今答弁に、運営に、運営補助については考えるということでしたので、この質問を終わりたいと思います。

それで、2問目の人口減の、人口減でなり手が少ないと、これはもうまた前の、1問目と一緒になんですけど、区活動とか集落活動も多様化しております。先ほど申し上げましたように、いろんな行政からの役が下に下ろされてきて、2つの兼務しているという人たちもおります。そしてその手当も区なり、それから集落でそこに援助している状況もあります。

そういった中で、やっぱり公民館の管理の在り方ということはどういうふうに考えていращやるのか。これはもう、先ほども申し上げましたけれども、区の公民館、集落公民会とも、やっぱりいろんなことについての支援活用ができない状況になってきているんじゃないかと思っていますけれども。そのところをもう1回、町長にお聞き、どう考えていращやるかお聞きしたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

公民館の施設の管理ということでよろしいんでしょうかね。これの関係等につきましては、本来に大きな今後、やはり大きな課題かと思っていますところでございます。

最初の答弁にもございましたように、この今、町が管理して、指定管理しています施設については、令和7年度を目途に今、これをそれぞれ自治公民館のほうに移行していくということで今、進めているところでございます。

この地域の公民館というのは、やはりその地域の住民の方々のよりどころでもございますし、それなりの設置後の管理を要する経費というの、当然ながら、必要になってくると思っているところであります。これにつきましても、全ての区等の公民館の管理の関係等については不公平感が生じないように、ある程度しっかりと行政でカバーしていくところはしっかりとカバーして支援をしていくというような考えを基にやっていきたいと思っているところでございます。

高齢化が進みまして、本当にそれぞれの地域におけます公民会費というの、差がございまして、1,000円ちょっとで済んでいる部分もあれば、2,000円を超える、毎月2,000円を超えるような公民会の活動費ということで徴収をされているところもございまして。それぞれ地域の実情というの、あるわけでもございますけれども、今後、そのような形で、なるべく全体的に差異がないような形で進められればいいと思っているところでございます。施設管理の関係等については、町の施設管理の部分については、先ほど申しましたように、各自治公民館等で差異がないような形でこれについては進めていきたいと思っているところでございます。

○川口 憲男議員

町長の答弁の中にもありますように、この20区の公民館にしましても、今度、8公民館が指定管理を解かれて、区の公民館組織で自主管理していかなきゃならないというところがございます。当然、これが来年ですか。令和6年度ぐらいを目安に移行するというような考え方ですから、それまでには各公民館から、今必要性のある建物の何ですか、改修ですか、いろんなところの提案は出てくるんだと思うんですけども、そうあっても、これから先の20区の公民館の管理運営、あるいは8公民館と、それから3、条例公民館のところですか、そこにしたときには、あれ条例公民館といったらもう完全に町が維持管理していくところが筋ですが、普通の公民館になりますと、そのあとの運営管理というのは、区が担わんにゃいけないところなんです。いろんなところに支障が出てくると思うんです。今、町長はそういうところを見直していくという答えだったんですけど、再度、聞きますが、そういう、まず区の公民館に関して自主管理の公民館として動いていきますけれども、やっぱりそこ辺りのところに今まで、今、さっき答弁されましたように、順次、そこ辺りは行政のほうで管理状況についての資金的な面は面倒みるんだよという考えの状況でよろしいのでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

条例公民館として残すべきものは、当然、条例公民館としながら、これはもう町が直接に管理をしておるわけですが、それ以外の関係等につきまして、この指定管理施設の8館を自治公民館に移行していくということで今、進めております。この関係等につきましても、これまでこの移行に向けた協議というのをなされてきて、大方、それぞれ了承を頂いておるところでございますけれども。やはり、いろいろこのお話が出てくる場所ではこの施設の在り方、改修をしてもらわんととてもこのままじゃ受けてはならんがなというふうな話もあったり、この際、小さい区で小さい公民館を造って、もうこれを取り壊していただきたいといういろいろな意見等もございます。今年予定しております各地域での座談会等も踏まえながら、またいろんな人の意見をお聞きして、よりよい形で進めていきたいと思っております。行政の無理押しでやったということがないように、やはり地元のしっかりと理解を得ながら、ここについては進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、20区、20区の公民館の中に条例公民館3校区の公民館はそのまま、虎居、鶴田、薩摩ですか、の公民館はそのまま置くというような考え方の話ですけども、これに対する職員の配置というのは今までもされていますよね。会計年度任用職員をとか再任用を配置されるとか、この流れというのはもう今までと変わらない状況の流れで行くという考えでいいですか。また、この人たちの仕事ちゅうのがほら、例えば、宮之城地区では虎居を中心にして、こっちの宮之城周辺の公民館を指導、あるいはいろんな手助けをすると。鶴田にしても、4公民館です、5公民館に対してもそういう同じような考え方と。そういう流れでここの取扱いについては、今までと同様と、何ら変化はないという、いう考えでよろしいのでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

3つの条例公民館の今後の関係等についてでございますけれども、これまでどおりといたしますか、これまで以上にやはりちょっと踏み込んでいかなことには、やはり各地域の高齢化とか人口減少にしていくなには、もう今までどおりであったら、やはりもう変わらないと思いますので、やはり先ほど来、出ております集落支援員の話やらございましたけれども、やはり一歩踏み込んだ形でしっかりと、その条例公民館等でまた地域の助言、指導をしていくような形が取れないかというのも進めていきたいと思っております。やはり、現状から変わらなければ変わっていかないと考えておりますので、そこ辺りもどういう形が、よりよい形がどんな形が一番い

いのかというのをやはりみんなで知恵を絞りながら、これを私は進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

ありがとうございます。20区に関して、いろんな方向性で、条例公民館に関しても変化を求めていくという町長の答弁ですけど、ぜひよろしく。どういうふうにできるか担当課を通じていろいろ検討をしていただきたいと思うし、それが先ほど議員の質問にもありましたように、地域の活性化、いろんなことの施設が活用できる、いろんなことで活用策が生まれていくんじゃないかと。集落公民館、新しい地域公民館も全くそのとおりじゃないかと思えますので、その点のところはちょっと強く、今の町長の言葉をありましたので要請しておきますけれども。

それと、今まで人的支援で、何ですか、区担当の公民館はないですか。地域担当職員を配置されております。5人ないし6人されています。非常にいいことですが、私はちょっと勘違いして集落支援員も1人か2人ずついるのかなと思ったら、今担当課長の説明の中に、何じやったかな、ふるさと支援員みたいな、委員みたいな代表の方がおってするちゅうことだったので、私はこういう質問をしようかなと思ったんですけども。今、民間の、民間では、いろんな職員の活用策をもう二股というか、もう1つ仕事を持ってもいいよというような話もありますよね。そういう中で、やっぱりこういう人的支援の中で、その役の方が地域の役員の中に入り込んでいろんなアイデアを提供するとか、それにあれしてもいいよと。これはまた、行政の中でそういう流れがでてきていないんだろとは思いますが、そういう人的支援の在り方を町長はどういうふうに考えられますか。行政のいろんなところのベテランの方々ですから、いっそ地域に入ってもそういう活動ができないものなのか。できるのであれば、館長、あるいは地域の役員を引っ張っていくということはあれかもしれないけど、助言ができるという、そういうふうな手助けもあるんじゃないかと思えますけど。そういうような考え方について、町長はどう考えられますか。

○町長（上野 俊市君）

今の地域担当職員ということで、それぞれ今配置をいたしております。なかなか区等に応じましては、うまくこの地域担当職員を活用という言い方はちょっと適当じゃないかもしれませんが、活用をしっかりといただいているところもあれば、なかなか手をこまねて地域担当職員を使われていないというようなところもあるようであります。もう少しここは、何といたしますか、地域がしっかりと連絡、連携が取れるような形でやっていけば、もう少し変わっていくのかなと思っております。

今、地方公務員法等も改正されて、副業の関係等についても今、非常に柔軟にできるようになってきつつあります。一つの御提案に副業として地域の支援といいますか、人的支援の関係等も申されましたけれども、ここ辺りにつきましては、ちょっとどのような形が適当なのかというのもございますけれども、冒頭申し上げましたように、とにかく今の地域担当職員をうまく活用できるような形で、もう少しここに柔軟にしっかりと対応できるような形に変えて、変えてといいますか、できるようにしていきたいと思っております。これにつきましては、また公民館長さん方の御理解も頂かないとなかなか難しいところもございますけれども、積極的に地域に入っていけるような形でまた職員のほうには研修等を通じまして、またお願いをしていきたいと思っております。平常の業務をしながらの地域の活動への支援ということで、職員の大きな負担にならないような形でできるように努めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

答弁のとおり。いろんな弊害、弊害ということはおかしいですけど、いろんなトラブルがある

と思うんですけれども、そのところをもう少し部内で検討してもらって何がいいのか、また、それが地域にいけん効果をもたらすのか、そこ辺りも検討していただきたいと思います。是非前向きのほうに向かっていただきたいと思います。

それと、3問目に移りますが、町長の言葉にありましたように、私も限界集落と、ただ数値だけでそれをするちゅう、表現するちゅうのは私もいかなもんかと思うんですけれども、以前も申し上げましたように、以前質問したときのパーセンテージから申し上げましたとおりに、10年後にはこうなるよというような数値ももう出されたんですけれども、やはりこの数値をいかにストップをかけるかということじゃないんですけれども、いかに少なくしていくかということは、私はこれ行政の責任でもあると思います。

今、敬老会のことも申し上げましたけれども、たしか、75歳だったと思うんですけど、基準が。75歳と申し上げても今、町内では、農家の方々じゃもうベテランといいますか、現役として非常に頑張っている方がもういらっしゃいます。まだきぼっけ、まだきぼっけちゅうぐらいの言葉も出せるような人たちもいらっしゃいますけれども、されどもう敬老会というような、敬老会ちゅうことはないですね。そういうあれだということもおっしゃいます。地域のリーダーとしていろんなことをされております。昔の知恵を、力をもう一度地域で生かすことも、先ほどお話がありました健康づくりでも大事じゃないかと思ひますし、まちが一体となって地域課題へ取り組むこと、ふるさと、人を引きつける魅力的地域づくりを地域活性化に、地域活性化特性あふれる集落をと、町長も述べていらっしゃいます。まさしくそのとおりで、元気ある地域を目指すことが必要だと思うんですが。

町長、再度、お聞かせ願ひたいと思うんです。私もその数値にはこだわriませんけれども、やっぱり限界集落としてパーセンテージが示すことがあるんですけど、そこ辺りのところで、再度、いま一度、町民に訴えるちゅうような何かがあるとお考えですか。

○町長（上野 俊市君）

私自体は、この限界集落という言葉はあまり好きじゃございません。何が限界なんだというのを常に思いながらいて、例えば、50%を超えて今までできよったとができなくなったということで定義づけをされておりますけれども、私自身は心の持ちようかと思ひております。というのが、私が今住んでいる集落が高齢化率が69%ということでございまして、私も下から3番目です。今年60になりますけど、これが一生懸命、今、土日、何日おきは引っ張り出されて、集落の行事、いろんな作業に出ていっているところが、行っているのが現実でございまして。もう集落が平均年齢がもう本当に高い、69%ちゅう中も、やはりそれぞれがやはり皆さん目的意識といいますか、やはり持って一生懸命頑張っておられます。昨日も集落の清掃作業等がありまして、もう70、80近い方々が、やはり草刈り機を持って一生懸命頑張っておられます。その中でも休憩の中でもちょっと話をいたしましたけれども、もうはんげえ孫やらお、やはりこっちさ戻ってくる工面のせんけ、というような話もしながら、やはりここに住んでよかち思うちよったら、やはりそういうような形で自分の子や孫を戻ってこさせんにやちゅう話もみんなそういう話もしていたところでありまして。私もやはり、自分が生まれたところ、自分が育ったところにやっぱり帰ってこさせるように、やはり今いる人たちが、やはり魅力ある地域をつくっていかなことには、幾ら行政が申し上げましてもなかなか難しいと思ひます。やはり親、おじいさん、おばあさん、やはりそこ辺りが、やはり戻って来てよち、こっちに住んでせんかと、しごちあったんどというようなことで、やはりそんな形で呼びかけもしていつて、やはりこのまちのよさ、その地域のよさというのをしっかりつないでいくのは、やはりその地域の方々かと思ひているところでありまして。こっちに帰ってくりや、土地も家もあるわけですから、働く場所も今、人手が足らんと言

っている状況の中です。我々も、行政としましてもいろんな情報発信をしながら地元のほうに帰っていただく、また、定住の関係等についても、移住定住の関係も進めておりますけれども、そのような形で限界集落と言われる中でも、やはりこの魅力ある地域というのは、みんながやはりつくっていくということを何とか進めていければと思っているところでもあります。

私の思いという形でちょっと話はさせていただきましたけれども、今後、行政としましても、何とか地元に住んでいただく、地元に戻ってきていただくような取組というのを積極的にしていきたいと思っております。その一つが後ほど出てきますデジタル社会の到来にも控えて、やはりそのような形も取り組んでいかなければならないということもございますので、何とか、やはりその地域が元気で、高齢化率が高くなっても元気でやはりできるような形に、健康づくりも推進しながら進めていきたいと思っております。回答になってはいなかったかもしれませんが、そのようなことでございます。

○川口 憲男議員

町長、抜群の回答ですよ。やはり町長自ら、今おっしゃったように、自分の地域は自分で守ることが、もう一度ふるさとに帰って来てみていけんかしようかという流れが私、一番だと思います。先ほど申し上げましたように、この限界集落という言葉は、大分、昔に出てきたんですけれども、ふと思い出したら、またこれが復活、出てきていたもんですから、私も実際のところ、限界集落という言葉は好きじゃないですけれども。解決策に以前からも集落公民会を、どこやったんですかいね、100人、100人規模でいったら何か所に集約できるかという議論もしましたけれども、そういう問題じゃないのかな。やっぱりその地域その地域が、さっき町長の答弁にありましたように、活性化がどういうふうに生まれてくるのか、それをどういうふうにしたら魅力的な地域づくりができるのかなと。やはり、そこにしかないのじゃないかと思うところでした。もう思いのところで、町長、お答えいただきましたけれども、やはり私も思うのが、いけんすれば、この今、75歳年代の人たちが元気で頑張ってまだ地域を支えていただけるのか、そこが一番じゃないかと思います。総合振興計画の中にもありますが、人づくりは、地域と行政が一体となって取り組むことということ、明文もございます。再度、思い出していただきまして、これにどういうふうに取り組むか考えて、考えてちょうか、取り組んでいただきたいと。

さっき、一番当初、町長の年頭の、年頭の言葉ちょうか、1期目のあの言葉でありましたように、検討組織を設置し対策を推進していくと。人口増については、交流人口のほうを伸ばしていくという答弁もございましたから、そこ辺りのところをもう1回思い出していただき、それを新たに取り組んでいければ、限界集落の状態も消えてくるんじゃないかと思っております。町長から、自ら自分の集落のことをおっしゃいましたけれども、その町長の集落ばかりじゃないわけです。全部がそういうふうな方向に向かっておりますので、そこはもうまち全体となって頑張っていかなきゃならないところだと私も感じておりますけれども。

是非、先ほど申し上げましたように、当初からもう町長が述べていらっしゃいました言葉を、再度、改めて、地域活性化あるいは人口増等に結びつけていかれるようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

お疲れさまでございます。先ほど同僚議員のほうからも、皆さん、台風のことを心配されておりますが、本当に十分予防をしながら、気をつけていきたいなという感じでございます。また、まだまだやはり新型コロナウイルス関係、感染者乱高下しておりますが、もうどこ行ってもかかる病気だと、再度、認識して、正しく恐れるではないですが、もう正しいそういう情報を取って、皆さんで自己で防衛していただきたいたとも思います。その中でやはり、役場職員の方々に對していろんな情報が入ってきたりとかして、役場職員の方々のメンタルケア、そこら辺の、こも十分気をつけていただき、正しい対応をして、町民の方々に来ていただきたいたとも思います。

そういった関係で質問のほうに移りたいと思いますが、今回は、役場職員の人材の育成についてでございます。

中途退職者や休職をする職員もいると聞きます。主な原因は何か、また、改善策はあるのかお聞きしたいと思います。

続きまして、業務内容が多様化する現在において、民間事業者との関わり合いが強く求められていると思います。今までは国や県などに出向は見られますが、民間企業や各種団体への出向や派遣をする考えはないのかお聞かせください。

また、条例や規則で職員を派遣できる団体は定められていますが、団体の一つとして地域振興に関する団体などを加える考えはないかお聞かせください。

あと、逆に、民間から役場に出向してきた方を配置されていますが、行政サービスへの導入効果などをどのように捉えているか、またお聞かせください。

続きまして、民間事業者への財産の譲渡や行政支援という考え方についてお聞かせください。

まだまだ新型コロナウイルス感染症が落ち着かず、民間事業者は不安定な経営を余儀なくされています。現状を試行錯誤しながら、本当に持ちこたえている状態です。今が一番苦しい時期だと、やはり聞く声が多いです。多くあります。

6月定例会で町営住宅の譲渡などを検討するとの回答がありましたが、そこで、住宅以外の町が保有している財産で、譲渡や低料金での貸出しなどの要望はないのか、またお聞かせください。また、要望があるなら経済支援の観点で行う考えはないかをお聞かせください。

以上、1回目の質問になります。よろしくお願いします。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、古田昌也議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中途退職者や休職する職員の主な原因は何かとの質問でございます。

現在のところ、職員の定年につきましては、年齢が60歳となっているところでございます。これよりも前に退職する職員もいるところではございます。退職の理由等については様々なございまして、そのほとんどが自己都合によるものとなっているところでございます。

職員は町役場という組織を運営していく上で、大変貴重な人材、人の宝、人材と捉えておりますことから、定年を待たずにして退職をされることにつきましては、組織にとって大きな痛手と

なっているところでございます。このようなことから、可能な限り、職員本人が決断しての結果ではございますけれども、その意思は尊重して、尊重しながら努めてきているところであります。

また、現在、休職中の職員につきましては、数名いるところでございます。公務員の心身の不調による休職等につきましては、全国的に増加の一途をたどっておりまして、本町におきましても同じような傾向が見られているところであります。

要因につきましては、様々な要因等はございますけれども、今後におきましても組織体制や配置、職員の在り方などを検討しながら、積極的な休暇取得、それから働き方の見直しの意義や効果を考慮しながら、勤務環境の整備、改善に努めていきたいと思っております。

2点目の民間企業や各種団体への出向や派遣をする考えはないかの御質問と、それから3点目の派遣団体に地域振興に関する団体を加える考えはないかの御質問でございます。

本町におきましては、これまで国や県をはじめとする様々な組織等へ職員の派遣を行ってきておりますが、現在のところ、民間企業等への派遣実績はないところでございます。過去には、合併前にはあったようでございますけれども、現在のところ、派遣実績はないところであります。

この点につきましては、私のマニフェストの中でも、新しい時代に適応できる職員の育成ということで、専門性の向上を含めまして、このように掲げているところでございます。

その取組の一つといたしましても、国や県だけではなく民間企業等への派遣につきましても、実現に向けて積極的に検討をするよう指示いたしているところでございます。できるだけ、そういう民間等の組織への派遣というの myös やっていききたいと思っております。

また、その派遣先につきましては、分野も多種多様にございますけれども、第2次総合振興計画後期基本計画に基づく取組等も推進していくに当たりまして、事務事業における課題解決に直接つながっていくようなものや、長期的な視点で職員を育て、町役場の組織力の向上を図っていくためにふさわしいと考えるようなものなどを十分考慮した上で、マッチングを試みたいと考えているところでございます。

議員からございました地域振興に関する団体につきましても、貴重な御提案として受け止めていただき、団体の運営状況や財務基盤等もしっかりと調査しながら、このことが職員に与える影響か、将来のまちづくりを推進していくことで、この人材にどう影響が出ていくかというのも、効果が上がっていくかというのも考慮しながら、これを検討していきたいと考えているところであります。

4点目の民間からの派遣による行政サービスの導入効果をどのように考えているかということでございます。

御承知のとおり、本年4月から総務省の地域活性化起業人制度を活用いたしまして、東京都に本社がございます株式会社フォーバルからICT推進アドバイザーとしてデジタル人材としての派遣を受け入れているところでございます。これは、以前にも申し上げましたが、デジタル技術を駆使して、町民の利便性を向上させるとともに、事務事業における業務プロセスを見直した上でその効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげようとするものでございます。受入れから半年が経過しようとしておりますけれども、これまでに河川の内水氾濫対策として、浸水検知センサーのデモ機の設置、役場庁舎内若手職員で組織する庁舎内デジタル推進員の設置、それから中学校及び薩摩中央高校へのスマホ等を用いたアンケートの検討、町ホームページリニューアルに関する提案助言など、多岐にわたって取り組んでいただいているところでございます。

4月から配置をして、来ていただいておりますけれども、やはり最初の3か月間は庁舎内のこの実態、それから町内の状況等を自分の目で見て、確かめて、これをしていきたいというようなことから、3か月間程度はそのような形で取り組んでこられたところでございます。

今後、さらに行政のデジタル化を推進していくためには、ICT推進アドバイザーに全てを任せてしまうのではなく、行政事務を熟知している職員との連携、協力は不可欠でございます。デジタルの専門家と町職員が一体となりまして、組織内の枠組みを超えた横の連携を強めていながら、町民サービスの向上と業務効率化につながるよう、改めて認識し、着実に、かつ、先進的な視野を持って進めて前へ進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから2番目の民間事業者への財産の譲渡や行政支援等についてでございます。

本町におきましては、旧学校施設や旧町営住宅をはじめ、遊休施設、いわゆる普通財産でございますけれども、これが増えつつございます。全国の自治体でもこれが大きな課題となっているところであります。そのために、本町にふさわしい施設の在り方をまとめた公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、施設の廃止や譲渡など基本的な方針を定めながら、現在、管理を行っているところでございます。

遊休施設の譲渡や貸付けの推進体制としては、横断的な組織でございます町公有財産管理委員会において、財産の処分、使用の許可、適正な価格等について協議し、原則、入札や公募等を行って、施設の譲渡等を行っているところであります。

1点目の施設の譲渡及び貸付け要望につきましては、年に数件ほどあるところでございます。主に、土地や建物の譲渡などでございますけれども、現在も数件要望を受け、中には低価格での貸付け要望もあるところでございます。

2点目の価格の減額等の支援についてでございます。

まず、財産の無償譲渡をも含めますけれども、また、この減額譲渡につきましては、条例によって、相手方が公共的団体等であり、なおかつ、公共用や公共事業などの使用に限られるところでございます。

また、財産の無償貸付けまたは減額貸付けにおきましても、同じような条件となっているところであります。無償や減額の譲渡または貸付けをする場合には議会の議決が必要になりますけれども、これも公共的、公益的な内容に準ずるケースになろうかと考えているところであります。

なお、譲渡等の金額については、固定資産評価額、不動産鑑定評価額等を参考とした価格としているところであります。他の支援としましては、各事業分野の側面から町有施設、民間施設からの取得を問わず、町内に社員用住宅等を取得する法人に対しての補助金をこの5月に予算計上いたしましたところでございます。

したがいまして、支援の在り方としましては、基本的に、農業や商工業をはじめとする各事業分野の側面からの支援というのが中心になると思っているところでございます。

今後とも、当初の目的を終えた遊休施設等につきましては売却等による資産の利活用を行い、地域活性化や町の財源確保、施設の維持管理経費の縮減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○古田 昌也議員

休憩に引き続きさせていただきますが、休憩が入ったので、ちょっと確認だけさせていただきます。

回答のほうがありましたとおりに、退職者、休職者がいるとの回答でしたが、いるということではやはり間違いないでしょうか。お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

御指摘のとおり、いらっしゃいます。

○古田 昌也議員

その退職者及び休職者の原因の追求というのは、やっているんでしょうか。お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

退職をされるに当たっての理由につきましては確認をしております。例を申し上げますと、新たな職に向かってチャレンジをする者、あるいは体調不良な者、あるいは理想と現実のギャップなど、多種多様というふうに考えておるところでございます。

○古田 昌也議員

その中で規定はなかったんですが、原因の中でやる気の問題とか業務での不満とかいうことはあるなどとは考えてはいないんでしょうか。お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

自己都合と言いましても、そのような理由をもってとのことでございますので、議員の御指摘の原因も中にはあるというふうに思っております。

○古田 昌也議員

ということは、やはりやる気の問題であったり、業務の不安がある可能性があるということ認識させていただきます。

ということは、職員のやる気とか得意分野、業務に対する得意分野などを把握する機会はあるのか。それともまた把握しているのか、ちょっとお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

職員からは、毎年、自己申告書というものを徴収をしているところでございまして、これにつきましては、所属の管理職へ提出をし、各管理職において面談を行って現状把握、あるいは共通理解に努めているという現状でございます。

○古田 昌也議員

ということは、把握をしているということになるのであれば、その把握をするのであれば、ちゃんと反映するという形で反映はできているのかどうかお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

全てを反映できているということはなかなか人事でございますので難しいところもございしますが、職員の考え方、あるいは思いについては理解に努めてまいっているというふうに思っておりますし、そういうふうにしていかなきゃならないというふうにも考えております。

○古田 昌也議員

なるほど、理解いたしました。そうですね、組織的にはやはり反映するのは難しいと僕も自身も考えているんですけど、それでもやはり能力のある人間、人材の活用するのも重要だと本当に考えます。

回答でもありましたように、課の再編成や組織体制及び職員の配置などを考え、考慮し、職員

の能力を引き出せるような環境整備をしていただくように要請しながら、次のちょっと簡単ではありますが、次の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど回答のほうで2点目、3点目ということで一緒に回答を頂きましたので、一緒にちょっと質問したいんですが、回答にありましたように、新しい時代に適用できる職員を育てるために、人材育成の観点から民間事業者には職員を派出させる考えはあるということによろしいですね。

○町長（上野 俊市君）

これからのやはり人材育成は、行政だけじゃなく、やはり民間的な感覚を持った職員の育成というのも非常に大事だと思っています。そのようなことから、機会があれば、早い時期にこういう民間への派遣というのも考えていきたいと思っています。

○古田 昌也議員

民間企業の考え方ということであるのであれば、行政の仕事とすれば、例えばですが、1,000円の商品を売るために、原価は幾らを設定して利益は幾らになるという考え方というコストを意識した、重視して仕事をするような機会は、役場職員、役場の仕事として少ないと僕は思っています。こういった企業の商い、商売などを通じて得られる感覚こそ、僕自身が思うのは、新しい時代に適応した感覚ではないかなと思うんですけど、そこら辺についてどうお考えなのかお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

行政課題に取り組む中におきましては、今御指摘のような市場の原理を様々な、市場の原理など様々な状況を把握していくことが重要であるというふうに思っております。

○古田 昌也議員

そういうふうに認識していただくのは、すごく大変心強いと思っています。ということになれば、時代に適応する職員の育成を考えるならば、スピード感を持って、そこが重要になってくると思うんですけど、スピード感でもって早くするという考え方はないのでしょうか。お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

当然ながら、スピード感を持ってやるというのは、もう当然だと私は思っております。ただし、先ほど言われますように、やっぱり組織として動いていきますので、その中で適材適所を見ながら、それも当然ながら、時期もそうですし、一概にスピードだけをもってやればいいという話ではありませんので、やはりそこ辺りを、十分、状況等に応じた形での派遣、取扱いをしていきたいと思っています。

○古田 昌也議員

スピード感も重要だという認識はあるんですけど、やはり、でも、その中には重要なのは計画であつたりとか、そこら辺の充実性というのが大変重要だと本当に考えます。そこら辺の目標であつたり計画であつたりとかいうのは、今現在はあるんでしょうか。お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

民間事業者への職員の派遣につきましては、町長のほうから指示も頂いておりましたので、近いと、将来ということなんですが、目標としては、二、三年を目標にやっていきたいというふうには思っているところです。

○古田 昌也議員

二、三年というのは、僕の中ではすごく大変、時間がかかるようなことなのかなというのはちょっと今、思ったところなんですけど、でも、目標は設定して、二、三年となっている、一応、目標かもしれないですけど、それをちょっと早めるような努力というか、決断というか、そうい

うことをちょっと早期に教えていただくようにちょっと強く要請したいかなと思っております。

続いてになるんですけど、回答でも頂きましたように、第2次の総合振興計画後期基本計画に基づいて、マッチングをちょっと試みたいということで回答でしたけど、総合振興計画、その他もろもろでやっているのであれば、まず試しに、二、三年の中の計画のうちに、試しに振興計画に最も適切な団体で考えられるのが、僕の中では一社法人のさつま町観光特産品協会という形が一番適しているのかなというのがすごく感じられるんですけど、そこから始めるような感覚は、考えはないのかお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

議員御指摘の一般社団法人町観光特産品協会の職員の派遣ということになりますと、派遣法及び町の条例に基づくことになるというふうに考えているところでございます。

端的に申し上げますと、雇用主体としての一定の機能が整備されなければ、されていなければ、派遣先法人としてクリアすべき課題が多くあるというふうに考えております。それぞれの整理検討が必要であるというふうに考えておりますので、そういったところを整理しながら、検討していかなければならないというふうに思っております。

○古田 昌也議員

整備も重々、条例であつたりとか今のところは条例で3つのところの団体に派遣という形になっているというのが調べて教えていただいたりとかしてね、やって判つとるんですけど、でも、今現在です。民間のほうに事業者として出向を考えているのであれば、今年3月に立ち上がった薩摩のさつまのブランドをさらに町全体で押し上げ、上げていく考え方というのがすごく重要だと本当に思っています。

回答でもありましたように、やはり事務事業であつたりとかマネジメント、営業などで新しい時代の流れを感じていくことが必要である観点から最適ではないかと、本当に僕自身が考えているので、是非とも早急にそういった整備をして、派遣をしていただけるような感覚を持ていただきたいと思います。

これも僕自身の考え方なんですけど、やはりこういった人材育成という形でやっていかないと、本当に時代に取り残される可能性があるかと僕は本当に考えております。職員のやる気を引き出すようなきっかけが本当に必要だと思っております。

その中、例えばですけど、新たな資格、国家資格とか、専門の方々、消防のほうにはあるということをお聞きしますが、給料を、何というんですかね、手当としてアップさせるような制度があるようなこともお聞きしたりもするんですけど、ちょっとそこら辺まではちょっとちゃんと調べてはいないんですけど、そういう形でつくっていただきたいと、やる気を引き出す取組をしていただきたい。本当に官民巻き込んだプロジェクトを進行など、職員の力が本当に今、必要になってきていると思っております。

そういった職員の力が必要であって、その力を発揮できる職員には組織として本当にプッシュ、後押しをしていただきたい。今まで以上に職員の育成が求められていることは本当に常々、大きくなってきていることから、せっかく育てた、育てていこうとしている若手者、若手職員の方が辞めていくとかいうことにつながると、本当にプロジェクト、やろうとしたことが、もう精神力がすごく弱まる。特に若手の退職は本当にもったいないと思います。

育てていく上で、ほかの見本となる職員さんがおられるはずですよ。実際に僕も何名かおられると思っております。その人をもうどんどん前を走らせて、ほんで組織として後押しをして、そこから得られる経験とか知見がさつま町にとって大きなプラスになると思っておりますので、時間のかかることでありますが、このまちの持続可能性を考えると、職員力の向上が最も重要なこと

だと本当に認識しますので、ぜひともそこを強く要請して、次の質問に移りたいと思っております。

続きまして、行政、次が、民間から役場に出向されている方がおられます。そこで、回答にもありましたように行政サービスの向上などと回答を頂いていますが、根本的に考えてデジタル化といっても、役場が住民に判りやすいサービスから始めないと、町民は何をやっているか全く判らないと思うんですが、その点に対してはどうお考えでしょうか。お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

御指摘のところは、十分、理解をさせていただきたいというふうに思います。

そういった一方では、住民の皆様方にデジタルサービスを楽しんでいただくために、サービス提供者側の環境整備とともに、サービスを受けられる皆様の準備も必要であるというふうにも認識しているところでございます。それは、例えば、スマートフォンであったり、パソコン、マイナンバーカード、クレジットなど、それぞれのサービスにはそれぞれの準備が必要であり、そのスピード感は別にいたしまして、本町では、町内全域での光ブロードバンドの整備、モバイル環境の整備、民間による4G、5Gエリアの拡大などを整えながら、まずはできるサービス、多くの町民の皆様が享受できるサービスの取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

確かに、おっしゃるとおりだなというのは今、実感はするんですけど、ちょっと、その前にちょっと確認をしたいんですけど、昨年ので一般質問も行いましたけど、本町の公式LINE、今はどこの部署が担当しているんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

LINEの拡張機能を含め、スタートがコロナワクチン接種予約でございました関係でもあり、予算財源もコロナワクチン接種の補助事業を活用しておりまして、民生部署の職員が、今現在、対応しているというような現状がございます。ただ、運用面においては、広報委員会等において検討を行っているということで現状はなっています。

○古田 昌也議員

判りました。ちなみに今、さつま町の公式LINE登録している、人数を把握していると思います。ちなみに9月1日現在で4,960名、単純計算で町民の約4人に1人が登録している現状です。4人に1人ちゅうたら相当な数だと僕は認識するんですけど、そこはもっと活動するという考え方はないんでしょうか。お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

LINEの活用については、御指摘のとおり4人に1人の需要がもう既にあるということで、非常に重要な情報発信のツールであるというふうには認識しております。

○古田 昌也議員

そういう認識がある上でちょっとお伺いはしたいんですが、いろんなデジタル化があると思います。それを活用してすぐにできることからやってみないかなという提案というか、要請なんですけど。例えば、公共施設の予約の管理や予約の状況を確認できるようなサイト。今あるLINEシステムの活用をすれば、新しいシステムを導入したり、アプリを導入したりしなくてもできる可能というのを聞いているんですけど、とりあえず、簡単なことからちょっとデジタル化であるのであればちょっと始めてみないかなと思うんですけど、どう、どうお考えでしょうか。

○総務課長（角 茂樹君）

御指摘のところは、当然、検討していきなかならない部分だと思いますが、行政組織として、

行政の情報系はL G W A Nというものを活用したり、一方では、ネット上のネット回線を使ったりということで、非常にここの行政の基幹系との関連との区分もございますので、そこいらについては慎重に検討させていただきたい。また、御指摘のところについては、活用策としては進めていかなきゃならないということは認識をしているところでございます。

○古田 昌也議員

いろいろ本当に整備しないといけないところというのは、徐々に今、承知しましたので、できれば、そういったやはり町民の声、簡単にやっぱりそういったできるところ、本当にデジタル化を目指すのであれば、そういった簡単なことを本当にすぐ目につくところから、ちょっと始めていただきたいなちゅうことを強く要請します。

少しだけちょっと話変わるんですけど、現在、民間企業から出向をしてきたデジタル人材のICT推進アドバイザーが来られましたが、役場内で何か意識の変化であったりとか、何か変わったなということはやはりどういうところがあるんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

お越しいただきましてから、もう半年が経過をしております。直接、町長のほうにも現状と課題の報告という機会も設けまして、プレゼン等もしていただいているところでございます。民間企業とこの行政の思考の違い。おっしゃるとおり、もうスピード感であるとか、いろんな自由な発想、縦割りを超えた横断的な発想、いろんな刺激を受けさせていただいているところでございます。

まず、先週はこの派遣元である会社の社長さんもお見えになりまして、職員への研修といったところもさせていただいたところでございます。複数の職員がアドバイザーとの意見交換を重ねる中で、いろいろ刺激を受けているというふうにも考えております。今の面については、いろいろソフト開発でありますとか、横断的なこういうふうな連携であるとかいろんなことのアドバイスも受けておりますので、今現在は目に見えて、それを形づくっていくという段階にあるだろうと思いますが、なかなか組織を動かしながら進めていく中では、スピード感は大事だと思いながらも慎重に対応はしているところでございます。

○古田 昌也議員

すごい動いているということは、認識は今、しましたのであれなんですけど、回答にありましたけど、その認識の中でちょっと僕が引っかかったところがあるんですけど、庁内デジタル推進委員の設置は、若手職員を組織する、したという形で回答を頂いておりますが、なぜ若手のみで設置したのか、ちょっとお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

庁内のデジタル推進委員については18名を、今現在、選定をして進めておるところでございます。デジタルということで非常に新しいこと、今どきの順応力といいますか、対応力、あるいは理解力など、大いに期待をしているところでもございます。もちろん、職員に対しては、研修会や実践等を通じ、取組の理解や推進に当たっては全職員で対応していこうと考えておりますが、まずその推進の先鋒に立つのを若手にぜひお願いしたいというふうに考えて、そのようなお願いをしている、選定をした段階でございます。

○古田 昌也議員

ということは、これも人材育成の観点から若手のほうを採用したというか、選んだということで認識でよろしいでしょうか。それでしたら、やはり、そうなってくると、本当に先ほど回答にありましたように、職員、全ての人間が、やはりデジタル化に対して、あとやっていかないといけないと思いますので、結果として効果の見えるものであったりとか、あと、住民に見えるもの

というのをやはりそういったところで強く示していただきたいなということは本当に思います。そういった変化が、正直、見えていなかったのも、あんまりないのかなという認識でした。その問題の中で原因は何か、ほんで、それはもう役場内の環境なのか、それとも職員の理解不足なのか、それとも情報の発信不足なのか、いろいろと原因を追究しているのかなということでしたが、今の回答でしたら、すごくちゃんとやっているんだなというのがあるんですけど。

ただ、そういった中で、職員の意見を吸い上げるという機関というのはないんでしょうか。ちょっとそこをお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

各部署でのそれぞれ職員もそれぞれおりますので、いろいろな提案とかいったものがあっていいと私たちも思っていますし、そういったのがもっとやっぱり進めるべきでもあらうと思います。また、一個人が組織を超えて提案をする制度、職員提案制度といったものも持っておりますので、そういったものを活用しながら改善へ向けて、町の人口の発展に向けての提案はもうどんどんしてもらいたいというふうには考えておりますし、そういった周知も図っていつていっているつもりであります。

○古田 昌也議員

そして、その職員提案制度とか、そうやって意見の聴取をする場合は、本当に活用されることを本当に望みます。そこに対しても人の職員のやる気だったり、スキルアップであつたりとか、そういったものが必ず生まれてくると思いますので、ぜひともそこら辺は強く要望しています。本当に目の見える形で本当に欲しいです。デジタル推進は、業務の簡略の要でもあると思っております。住民サービスの要でもあるとも考えております。これから、ことを中心に考えて、どうすれば効率的になるのか、部署のみならず、多くの意見を集約して意見の活用を本当に強く求めます。また、育成の観点からも得意な分野を褒めて伸ばすなど、デジタル化のみならず、本当に全ての分野でも必要だと本当に感じますので、民間でもそこら辺は今、十分言われているところだと考えております。

難しい問題ですけど、さつま町役場は面白い役場だと、本当に周りからうわさされて、面白く、自信の満ちた人材を育成していただきたい。そして、そのためにはやっぱりいろいろと職員の方々に経験してもらって、官民一体となって地域の発展を目指してほしいということを本当に強く要望して、次の質問をさせていただきます。

次の質問は、休憩中のあれでしたのであれだったんですけど、民間、町の財産から民間事業者のほうで町の財産をちょっと貸してほしいという要望はあるんでしょうか。お聞かせください。

○財政課長（富満 悦郎君）

現在、要望につきましては、譲渡施設の要望が2件、貸付けの要望が1件あります。いずれも民間企業でございます。

○古田 昌也議員

でしたら、維持管理費の観点から見ても、本町としては財産を保有するより、そういった形で売却、譲渡するほうがよくないですか。そこら辺はどう考えているのか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

町が保有する財産の関係につきましては、議員がおっしゃるようにこれについては、我々も方針、個別施設の管理計画の中でも、譲渡ができるものは譲渡を優先的にやっていくということで今、考えているところでございます。

もう当然ながら、譲渡して、それを企業のほうがまた活用されて、こちらのほうはそこにまた固定資産税が発生しますから、当然ながら、町としてもよろしいわけですし、町がたまたまその

まま保有していても全く活用策がなければ何も生まないわけでございますので、これについては、今後も、町有財産、保有する財産で利用の用途がないものについては、極力、売却等、譲渡等を進めていきたいと思っています。

○古田 昌也議員

ですね。そっちのほうで本当に強く要望いたします。というふうに考えるのであれば、要望もある、それでそういった考えもあるというのであれば、ぜひとも具体的な公募をする機会というのをつくるべきだとは僕は思うんですけど、そういった公募をする機会とかつくる考えはないですか。お聞かせください。

○財政課長（富満 悦郎君）

公募につきましては、これまでも年次的に町営住宅や宅地などを公売をしております、本年度においても、具体的に言ったら、きららの里の建物を公売したところでございます。

○古田 昌也議員

今の回答を聞いてちょっと納得したんですが、公募を大々的にもうちょっと、じゃあ、アピールする考えはないでしょうか。お聞かせください。

○財政課長（富満 悦郎君）

現在、保管の遊休資産についても幾つか土地と建物を合わせまして、学校、施設と、元の公営住宅が中心になるんですけれども、土地、建物を合わせまして30ぐらいの施設がありますので、公募できるものにつきましては、随時、お知らせをしてみたいと考えております。

○古田 昌也議員

公募できるものがあるのであればということで、あるのであれば、もう先ほどデジタルではないですけど、本当にもうちょっと強くアピールしていただきたいと本当に思います。知らない現状、民間の方々も知らない現状、事業者も知らない現状というのが強く感じられるところもありますので、ぜひとも、そういうふうにやっていただきたいとします。

でも、要望が今3件ですかね、あるということでありましたが、回答、一番最初の回答で公共施設団体などに限らず、民間へのやはり減額譲渡など行うべきだと思うんですけど、そこら辺やはり難しいものではないでしょうか。そこら辺をちょっとお聞かせください。

○財政課長（富満 悦郎君）

現在、今あります条例につきましては、地方自治法の規定を受けて策定をされているもので、町長が答弁をされましたように、この中で減額貸付、それから無償貸付けにおいては、地方公共団体等において、公用もしくは公共用等に要するときというところで、限られているというところであるところでございます。

○古田 昌也議員

そうなってくると、進まない現状も出てくると思うんですけども、そこら辺の条例を変えろという考え方はないでしょうか。お聞かせください。

○財政課長（富満 悦郎君）

現在、ほかの、例は少ないんですけども、そういう制度を策定されている団体もあるようでございます。結論から言えば、この条例の制定はちょっと難しいというふうに考えております。

理由としましては、1つ目に、公共的団体等に制限しないと、ほとんどの貸付けのケースが減額のケースとなってしまうことや、既に施設の譲渡や、現在、貸付けを行って借りていらっしゃる方との整合なども勘案すると、なかなかその辺の調整が難しいものであるということ。それから、もしこの減額貸付等の要望については、ごくまれなケースということでもあります。

先ほども申しましたように、この制度をつくっている団体も少なく、もう必要があれば、この

議会の議決を得ることで足りるのではないかというところで考えております。

以上の点を総合的に勘案する必要があるというふうに考えております。

○古田 昌也議員

議会の承認でありとか、そういった形で難しいことは理解はするんですけど、でも、本当に今まではという観点からの回答だと僕は今、認識したんですけど、やはり今まではそうかもしれないですけど、本当に難しいことだと思っております。でも、やはりこれから、今からという形で考えて、ほんでちょっと目先を変えて事業者支援という観点で考えると、十分やる価値はあると思うんですよ。そこら辺はどう認識しているのか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

普通財産との貸付けの関係等については、財政課長のほうからあったように、無償、それから減額となりますと、議会の議決が必要な状況になっております。これはもう地方自治法上の取扱いの関係で、それを超えての条例の適用というのはまず難しい部分がございますので、事業者支援となりますと、また違った形での支援ということも並行して考えていかないと、もう直接的にその貸してくれるだけを減額していけば、それでいいんじゃないかという議論にはなると私は思っております。やはりもう事業者支援となりますと、申しますように、また、いろんなやり方が出てくるかと思っておりますので、そこ辺りを総合的に検討していく必要があるかと思っております。なかなか一財産を無償、あるいは減額してとなりますと今、貸付けをしている方々への影響というの、当然、出てきますので、ここについては、慎重にせざるを得ない部分だと私は思っております。

○古田 昌也議員

そうです。もう町長おっしゃるとおりだとは思いますが、やはり、正直、新型コロナウイルス感染症で本当に時代が変わってしまいました。僕は本当に時代が変わったと認識をしているところであります。その中で本当に、今までの方々もそうやって減額で貸付けして、借りていただいている方々もちょっと本当に厳しい状況にあって、再度、もう一度、そこを調査する必要があるのではないかなと思っております。

町長も先ほどもおっしゃったように、いろんな面で支援する形を取っていかないと本当にいけないと思います。よく言われる自助、共助、公助、ほんで本当に自分で努力して、ほんで周りでもみんなで努力して、ほいで最後はやはり公的な助成という形で、支援という形が本当に重要になってきているのかなと、今現在、3年目、コロナ3年目にしてそう思っております。

ただし、何でも貸し付けろというわけではないんです。ちゃんと計画など、そういった提示して、事業計画、その他もろもろ、やる気であったりとか、そういったものをちゃんと策定できるようなやる気のある重視という形でそういうところを取り組んでいただきたいんです。

ぜひとも、再度、ちょっとお聞きしますが、そこら辺をちゃんと計画など、やる気など、そしてちゃんとそういった方で地域を守っていく、そういうのも約束できる、その環境整備もできるというようなやる気のある方々に対して、再度、そういった支援で考えることはできないでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

もう十分、議員のおっしゃることは判ります。私も、本当に努力されている方にはやはりそれなりの方ができないかということももう常にやはり考えているわけでございます。

しかしながら、現行法上、それを超えての適用というのは難しいところがございますので、その範囲内でできるところは柔軟な対応をしていく予定ではございます。なかなか議員がおっしゃったように、一生懸命やりたいという方に安くでというのは、もう当然、理解するわけですね。

ども、これについてはいろんな制約等もございますので、それをきちんと整理しながら、できる
ところでまた支援していくという方法も検討していきたいと思います。

○古田 昌也議員

そうですね。すいません。あれかもしれないですけど。本当に事業者というのは需要が変わっ
て、本当に時代が変わりました。本当、こんな経験したことがないようなパンデミックですかね。
というような形になっております。ただ、もう本当に時代が変わった。本当に今まではじゃなく、
本当にこれからはやっていただきたいなと思います。

現状、特に、本当に農業支援に関して、時代に僕は合っていないとよく耳にします。農業支援
であったりとか。商工業に関しては、持続化給付、持続化補助金ということで、やる気、その他
もろもろを緩和して補助を受ける、そういった形で支援を受けるところになってきますが、支援
を受けるには、必ず、農業支援に関しては縛りがあって、支援の順番待ちが発生しているとい
うのは、ややちょっと僕のほうでは気がかりです。今、農家の方、若手農家の方々がやはり地域を
守っていく、そこら辺の整備活動という形の中心になっちゃっていくという形で考えると、やっ
ぱり支援する、お金だけではなく、その他もろもろの条件でいろんな角度から支援していくとい
うのがすごく大事だと思っております。

商業もそうだと思っております。商業で商売して、ここで、地で足をつけてやっていこうとい
う、その地域の中で担い手となって、地域活性の原動力になっていると僕は認識しておりますの
で、支援はやはりお金だけじゃなく、やはり人、物、情報、その他もろもろが全ての支援だと僕
は考えております。

再度、行政支援の在り方を、再度、議論していただいて、官民一体で強いさつま町ができれば
と本当に考えておりますので、ぜひとも、今言った内容を強く要請して、今回、質問のほうを終
わりたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

次は、4番、橋之口富雄議員に発言を許します。

〔橋之口富雄議員登壇〕

○橋之口富雄議員

お疲れさまでございます。一般質問の今日の最後の質問者になりますが、よろしく願いいた
します。

我々の永遠のテーマでありますごみ処理について、今回の本町でも行われております虎居地区
モデル、最初、モデルにして始まった生ごみ処理についての質問をいたします。

1番目に、生ごみ処理について。

本町では、今月にSDGs宣言をする計画である。その中で持続可能な取組としてごみのリサ
イクルはマストであり、重要な取組だと考えるので、次のことを聞きたいと思います。

1番目に、家庭の生ごみに異物が混入して、肥料にできないと聞く。異物混入をさせないため
の対策は取っているのか。また、そのために従来の計画での肥料の無料配布ができていない現状
だが、そのことをどのように考えているのか。

2番目といたしまして、生ごみのリサイクル率は現在何%ぐらいなのか。また、その目標は設
定してあるのか。

3番目に、現在、配布できなかった肥料は県内の業者が処理していると聞くが、このような状
況をどう考えているのか。そこを聞きたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

〔橋之口富雄議員降壇〕
〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

橋之口富雄議員から生ごみの処理についての御質問を頂いておりますので、お答えをいたします。

まず、1点目でございます。

生ごみ分別収集につきましては、先ほど議員からもありましたように、平成30年4月から虎居地区をモデル地区といたしまして、令和元年6月より町内全域を対象として始めているところであります。搬入されました生ごみは、受入れ業者の堆肥化施設で木の皮の粉末と米ぬかと混合しまして、攪拌することで約3か月で堆肥になるようでございます。

生ごみ処理堆肥のこの無料配布につきましては、堆肥化の開始当初においては、ふるいなどにかけた良質な堆肥を無料配布しておりましたけれども、中には缶詰の蓋、ラップ、チャックつきポリ袋など異物が多く混入しているため、異物の除去に、毎回、半日ほど時間を要しているのが実情であるようでございます。

まず、この異物を混入させないための対策といたしましては、防災行政無線や各公民会の放送による周知を行ってきており、収集後の対策として、受入れ業者による異物の除去作業を行っているところであります。このようなことから、現在では、この堆肥を希望される方には、異物除去に時間を要したため、ふるいにかける前の堆肥であることを十分説明し、了解を得た上で配布している状況であります。堆肥の配布ができていないわけではございませんけれども、今後、さらにこの生ごみのリサイクル推進のためにも、さらに広報誌などにより堆肥の無料配布について周知を行い、家庭菜園などの肥料として有効活用していただきたいと考えているところであります。この生ごみの関係等については、やはり出される方々のしっかりとした考え、モラルの部分も必要かと思っているところでございます。

続いて、2点目であります。

生ごみのリサイクルについて、収集量で、令和2年度の可燃ごみと生ごみの合計が5,207トンに対しまして、生ごみの539トン、約10.4%、令和3年度では、5,107トンに対しまして、生ごみが587トン、約11.5%となっているところであります。

また、収集量の目標につきましては、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を策定しまして、生ごみと合わせて可燃、不燃、資源ごみの収集量を定めているところであります。

最後に、3点目でございます。

配布できなかった堆肥につきましては、受入れ業者の堆肥化施設において保管されており、他の業者が処理されることはない状況にあります。生ごみ処理の取組については、SDGsに掲げるつくる責任、使う責任と、脱炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラルの取組である循環型社会の推進として、さらにごみの減量化及び再資源化に努めてまいります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○橋之口富雄議員

今答弁を頂きましたが、防災行政無線、それと町報なんかでいろいろ広報されているというのですが、それで十分だと考えていらっしゃるかどうか、もう1回お聞きしたいと思います。

○町民環境課長（松山 和久君）

異物の混入につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたように、防災行政無線、それから公民会放送を通じて広報をしているところでございますが、さらに徹底していただくためにも、機会あるごとに防災無線等の回数を増やししながら、そしてまた、可能であれば、またチラシ等の

作成もしながら、周知に努めていきたいと考えているところでございます。

○橋之口富雄議員

私も今、毎朝、防災行政無線を聞いて、生ごみに異物が入らないようにという放送もしょっちゅう聞いております。それでも徹底してできていないし、私もちょっと業者のところに行って、いろいろ事情を聞いたりして担当の方ともお話をしたんですが、なかなか異物が減らないということで、そこを徹底してやってもらいたいと思います。私の友人の奥さんが大崎町から見えている方がいらっしゃるんですが、たまに大崎町に帰れば、大崎町のほうではビニール袋も洗濯物と一緒にぐらいい中身をきれいに洗って、全部干してからごみに出されるそうです。それぐらい徹底していることですが、今の現状、生ごみを見ていますと、肥料も、何ですか、幾らかは、さっき町長が答弁されましたように持っていかれるんですが、工場にもたくさん、たくさんというか、幾らかはたまっているみたいが現状で、町のほうにも要請をしてお願いをしているということ聞きます。そこをしっかりと、あとは住民意識の問題だと思うんですが、そこをしっかりとできるように、再度、そこで周知を、再度、検討し、徹底して、SDG s の観点からも徹底してやってもらいたいと思います。そこら辺、もう1回お聞きしたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

この生ごみのもう関係、ごみ全体も含めてなんですけれども、やはり議員おっしゃるように、これもう出される方々の意識問題がやはり一番高いかと思っております。この分別することによって、いかにこの環境保全につながっていくのか、この究極はこのSDG s の関係との理念にも沿った形で進んでいくのかということが大事かと思っております。

今、広報、防災無線と、それから広報誌とお知らせ版等でしていますけれども、また、いろんなサロンとかもございますし、そういう場でもしっかりとまた呼びかけをしていながら、また、場合によっては、先ほど担当課長も申しあげましたチラシを配って、再度、しっかりとまた周知を図っていくというようなことなどしながら、これらの面については徹底をできるように、町のほうもまたあらゆる方法を通じてお願いをしてまいりたいと思っております。

○橋之口富雄議員

そこで次の質問なんですけど、今、どれぐらいの生ごみを肥料にして、無料配布している量はどれぐらいの量なんですか。

○町民環境課長（松山 和久君）

リサイクルした堆肥につきましては、搬入された生ごみの約1割程度が堆肥化されるというふうに聞いているところでございまして、令和2年度で54トン程度、令和3年度では約59トン程度がリサイクルした、堆肥化した生ごみとなっているようでございます。

○橋之口富雄議員

それは、町としての計画どおりの数字に、大体、今なっているのでしょうか。

○町民環境課長（松山 和久君）

堆肥化した生ごみの計画につきましては、当初から、水分等が抜けて微生物が分解しますと、約1割程度の量になるというようなことは、当初で試算されておりましたので、おおむね計画どおりというふうに捉えているところでございます。

○橋之口富雄議員

その生ごみの中でも、今聞いてみますと、一般の家庭ごみのやつはそうでもないということをお聞きしたんですが、業者、飲食店の業者の方が、結構、業者の方に聞いてみますと、いっぱいいろいろ入っているみたいです。これにまた指導も徹底して、町としてもやっていただきたいと思います。

それと次に質問に帰りますが、今、大崎町は、日本一のリサイクル率、リサイクルの町として脚光を浴びていますが、そこら辺に町として職員を派遣して勉強会とか研修視察などに行って勉強するとかという予定はないでしょうか。

○町民環境課長（松山 和久君）

大崎町の現状につきましては、リサイクル率が日本一というようにお聞きしているところでございます。私どもさつま町としましても、見習わなければならないところがたくさんあるかなと感じているところではございますので、今おっしゃった、おっしゃいましたように、機会がありましたら、私どものほうも研修といいますか、視察して状況を伺い、したいな、できたらなというふうに考えているところでございます。

○橋之口富雄議員

それでは、今、肥料と今配布して、民家に配布されているんですが、余った肥料は町の管轄でないということをお聞きしましたが、こういった流れであとを処理されたのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○町民環境課長（松山 和久君）

堆肥化した生ごみの、堆肥として、実際に持ち帰っていらっしゃる方が二、三名いらっしゃるということで、定期的に持ち帰られておりますので、年間で約20トンから25トン程度の持ち帰りがあるというふうに聞いております。こういった生ごみにつきましては、受入れ事業者のほうで場内保管をされているということで、現在、外への持ち出しはないということで聞いているところでございます。

○橋之口富雄議員

せっかくこういう制度をつくって、今肥料化してリサイクルしてやっていくということですので、リサイクルされた肥料が100%活用されるのが好ましいんじゃないかと思います。

SDGsを宣言されるのであれば、こだわりを持って取り組むべきであるし、そのことを広く住民に認知をしていただき、協力を仰ぎ、持続可能な地域づくりを目指していただきたいと思います。一つ一つの積み重ねが大切であることから、しっかりとした対策を要請して、質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、4番、橋之口富雄議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は全部終了しました。

9月8日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後1時57分

令和4年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

令和4年9月8日

令和４年第３回定例会一般質問
令和４年９月８日（第３日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(10) 有 川 美 子	1 退職自衛官の再就職支援について 自衛官は、20～30歳代での任期満了退職及び定年制退職者でも50歳代半ばで再就職をされる。 そこで農商工・福祉分野の担い手として、本町で第2の人生を歩んでいただきたいと考える。 (1) 本町への再就職支援活動の実状及び今後の支援活動についての考えは。 (2) 担い手不足の職種において、自衛官向けの就職体験を実施し、人材を確保する考えはないか。 2 男女共同参画の推進について 第3次さつま町男女いきいきしあわせプランの重点目標の一つ、健やかに安心して暮らせる「社会づくり」の施策の中に、施策の基本方向「男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進」とある。大切な取組であり、人材育成については公民共に重要である。 (1) 男女共同参画に対する役場職員の研修は、十分になされているか。実施状況は。 (2) 地域で活動する人材として、県は男女共同参画推進員制度を設けているが、本町の推進員の実績や活動内容は。 3 英語検定の補助対象外者について さつま町英語力向上推進事業において、補助対象外となる場合があると聞いている。 補助対象外者の具体的な条件と、これまでの対象外者の人数は。
7	(15) 柏 木 幸 平	1 障がい者、高齢者の福祉対策と支援について (1) 障がい者や高齢者が、利用しやすい庁舎や駐車場を望むが、今後の施設整備について問う。 (2) 障がい者や高齢者が、庁舎内で職員に声掛けしやすい環境や職員の対応について (3) 健康維持、健康増進のために、高齢者へのはり、きゅう、マ

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		ッサージ等の施術助成はできないか問う。 2 男性の育休取得について 少子化対策にも関係がある男性の育児休暇については、増加傾向にあるものの、まだ、雇用側の理解不足もあり取得率が低いと聞く。 町職員や学校教員の男性の育休取得への取組はどうか問う。
8	(9) 平 八 重 光 輝	1 やさしさ日本一の町について (1) 行政のデジタル化について 社会のデジタル化が急速に進んでいる中で行政においても多くの機器やシステムが利活用されている。住民サービスの一環として2点について考えを問う。 ア 書かない窓口について 来庁された皆さんの手続き負担軽減を図るために、手書きせずに申請できる手書き不要システムの導入は考えないか。 イ デジタル格差解消対策について デジタル技術の発展により、社会は非常に便利になる中で、デジタル機器を利活用できる人、できない人の格差が生じている。 格差を少なくするための方策は考えないか。 (2) 児童相談所の設置について 今年3月25日に鹿児島県内の児童相談所の体制を検討していた県委員会最終会合で報告書を取りまとめ、管轄が広い中央児童相談所の区域を分割し、県北部に新設し、場所はさつま町が望ましいと知事に報告書を提出している。 2点について考えを問う。 ア 児童相談所の体制を検討している県委員会から資料の提供、あるいは話があったのか。 また、県からの連絡・問い合わせはどうか。 イ さつま町として、今後の対応の考えは。

令和4年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和4年9月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	7番	森 山 大 議員
8番	新 改 秀 作 議員	9番	平八重 光 輝 議員
10番	有 川 美 子 議員	11番	古 田 昌 也 議員
12番	岸 良 光 廣 議員	13番	上久保 澄 雄 議員
14番	川 口 憲 男 議員	15番	柏 木 幸 平 議員
16番	宮之脇 尚 美 議員		

欠席議員(1名)

6番 上別府 ユ キ 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課 長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
保健福祉課 長	甫 立 光 治 君	高齢者支援課 長	久保田 春 彦 君
子ども支援課 長	藤 園 育 美 君	担い手育成支援室 長	山 口 良 浩 君
ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君	学校教育課 長	岩 脇 勝 広 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

6番、上別府ユキ議員から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、10番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

皆様、おはようございます。本日も議場へ傍聴に来ていただいている町民の皆様のお姿が見えます。大変町政に御注目いただいていることが実感できましてありがたく感謝申し上げます。

本町の今と未来をよりよくしていくためには、官民連携して町全体で力を合わせる必要がございます。行政の皆様へ「どげんかせんか」というのではなく、私もその一員の議員として、しっかりと共に力を合わせて考え、活動してまいりますことをお伝えいたしまして、本日大きく3つの項目を質問いたします。

まず、大項目1は、退職自衛官の再就職支援についてです。

自衛官の方の退職時期は大きく2通りございます。20歳代から30歳代という若さでの任期満了退職また定年制で退職する、定年といっても50歳台半ばでの退職が主であります。

自然豊かな本町で疲れを癒していただき、国防という重責を担われてきた自衛官の皆様、ぜひ本町で再就職していただけるように支援ができないかと、以前より考えておりました。

このことについて、2つに分けて質問いたします。

- （1）本町への再就職支援活動の実情及び今後の支援活動についての考えをお聞かせください。
- （2）担い手不足の職種において、自衛官向けの就職体験を実施し、人材を確保する考えはないでしょうか。

続いて、大項目2、男女共同参画の推進についてです。

第3次さつま町男女いきいきしあわせプランの重点目標の1つ、健やかに安心して暮らせる社会づくりの施策の中に、施策の基本方向、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進とあります。

大切な取組であり人材育成については、公民ともに重要であると考えます。

そこで2つに分けて質問です。

（1）男女共同参画に対する役場職員の研修は十分になされているのでしょうか。また、研修の実施状況においてお聞かせください。

（2）地域で活動する人材として、県は男女共同参画推進員制度を設けています。本町の推進員の実績や活動内容はどうなっているのでしょうか。

最後に大項目3、英語検定の補助対象外者についてです。

さつま町英語力向上推進事業において、補助対象外となる場合があると聞いています補助対象

外者の具体的な条件と、これまで補助対象外となった方の人数をお示しください。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めましておはようございます。それでは、有川美子議員からの御質問にお答えさせていただきます。

初めに本町への再就職支援活動の実情と今後の支援活動についてということでございます。

本町におきます労働力につきましては、これまで答弁でも申し上げておりますように、慢性的な人材不足、これによりまして担い手の確保は非常に厳しい状況下にあるところでございます。

自衛隊員のこの退職制度につきましては、先ほど有川美子議員の方から御指摘のように、大きくは若年定年制と任期制がございまして、余力を残した中でこの退職をされるという印象を持っているところでございます。

退職自衛官の再就職援護を担当します鹿児島地方協力本部。このホームページによりまして、退職の日、それから希望職種、希望勤務地、取得されている資格などが毎年公開されているところでございます。

現在行っております自衛隊員募集の事務に加えまして、退職予定者の状況の把握なども行っていきたいと考えているところでございます。

本町におきまして、退職自衛官を対象とした、直接的なこの再就職支援活動につきましては、現在実施していないところでございますけれども、製造業に関する会社の概要や求人に関する状況それから農業就農に関する情報提供などを行い、さつま町で第2の人生を過ごしていただけるよう担当部署や関係機関が連携強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の、担い手不足となっている職種での就業体験による人材確保についてでございます。

就業体験の実施につきましては、自衛隊員に限定した内容を実施するのではなく、幅広い人たちを対象としている中で、自衛隊員が参加可能なイベントやプログラムを積極的に紹介していきたいと考えているところでございます。

今後におきましても、人材確保や移住定住につながるよう、自衛隊の就職援護センターとの情報交換など連携を強化し、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、男女共同参画の推進についてでございます。

1点目の、男女共同参画に対する役場職員の研修は、十分になされているかというようなことでございます。

本町職員に対する男女共同参画に関する研修につきましては、鹿児島県自治研修センターで行われる新規採用職員研修の中で、男女共同参画社会に関するカリキュラムも含まれているところでございまして、毎年全ての新規採用職員が男女共同参画の基本となる研修を受講しているところでございます。

また、独自の研修といたしまして、毎年1回人権啓発研修を行っているところでございます。この研修では、家庭での固定的性別役割意識や職場での男女格差の解消、男女協働による地域づくりなど女性の人権に関する内容が含まれており、考え方を学ぶ1つの機会と捉えているところでございます。

実践的な取組といたしまして、女性職員の担当業務を固定化せず、能力を発揮できるよう業務の配分を行うとともに、性別に関わらず、幅広い職域での業務が経験できるような職員配置を進

めているところであります。

また、管理職や役職段階にあります職員に占める女性職員の割合を増やす取組としまして、自らの能力向上のため、自己研さんや研修へ参加を呼びかけるなど、人材育成にも努めているところでございます。

次に、2点目の、県の男女共同参画推進制度の関係についてでございます。

県の男女共同参画地域推進員につきましては、本町では現在1名の方が県より委嘱されているところでございます。

活動内容につきましては、公民会や学校などでの講話を通じた男女共同参画社会の実現に向けた周知・啓発活動や、県市町村が行う施策推進への協力などが主な活動の内容となっているところでございます。

また、町の男女共同参画懇話会委員を委嘱しており、町男女いきいきしあわせプランの策定や関連政策の実施状況に対する御意見をいただくなど、地域や学校での活動だけでなく、町の施策推進に積極的に関わっていただいているところでございます。

しかしながら、男女共同参画の理解を広めるためには、新たな推進員の確保が必要と考えており、推進員の要件でございます、県の男女共同参画基礎講座の積極的な受講を呼びかけながら、推進員の確保に努めているところでございます。

また、昨年度実施いたしました、男女共同参画社会に関する町民アンケート調査の中でも、職場や地域社会、家庭など性別による役割分担意識がまだまだ根強いことから、こうした意識の改善を図ることを目的に、男女共同参画に関するセミナーを本年度改正する予定といたしているところでございます。

このような取組を進めながら男女共同参画に対する意識づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、英語検定の補助対象外の具体的な条件についての御質問がありましたので、お答えします。

英語検定の補助につきましては、さつま町補助金等交付規則に基づいて交付をしております。この規則の第4条第4項において、補助金等の交付要件として必要と認める事業において、町税等の滞納がある場合については補助金等の交付を決定しないものとなっておりますので、町税等の滞納がある場合には交付を受けられないということになります。

過去3年分の補助対象外的人数ですが、令和元年度が2名、令和2年度がゼロ、令和3年度が2名ということになっております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○有川 美子議員

それでは、2回目の質問へと移らせていただきます。

朝9時半から大きな声出すのって結構大変ですね。初めての経験でちょっとお聞き苦しいところがあったかと思います。御了承ください。

それは、まず1番目の退職自衛官の再就職支援についてであります。

今、町長の御答弁の中にもあったように、退職自衛官というのは本当に若い世代の方、20代30代の方も、そして、定年でも50歳だということで、本当にまだ余力を残しての退職、いいお言葉がありました。判りやすいです。第2の人生ですね。

私は、これをぜひ国防を守るといふ、その重責、国防という重責を担ってこられた方に、さつま町、いいじゃないですか。自然も豊かで優しい。人も優しい。このほっこりとする本町で、第2の人生を過ごしていただきたいと考えての質問であります。

そして、実際にこの行政の中にも、防災専門官という形で1名在籍をなさっています。御活躍いただいていることと感謝申し上げます。

それでは、2回目の質問というところでまいりますけれども。

今現在、退職自衛官向けの特化をして支援活動というのはしていないということなんですけれども。特化してするって大変なことだと思います。特にさつま町には駐屯地などはございません。お隣ですもんね、全部。国分駐屯地とか薩摩川内とかなんですが。

先ほど、できること何かこう連携をしていくとかそういったお言葉いただきましたけれども。具体的に、この自衛官向けの再就職に向けての支援活動、何かこのようなことをできるんでなかろうかというのが、御説明いただけるものがあればお願いをいたします。

○総務課長（角 茂樹君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

退職予定自衛官の再就職の援護ということに関しましては、御案内のとおり地方協力本部といったのが自衛隊の中にございます。これについては、鹿児島県のほうにもございます。これについて援護課というのが担当しておられるというふうにお伺いしております。

また、一般財団法人自衛隊援護協会支部というのもございまして、鹿児島県のほうにもそういった支部の鹿児島地域援護センターというものがあるというふうにお伺いしております。

こういった中で、ホームページ上でも、先ほど町長のほうから答弁がございましたように、定年退職の自衛官の一覧というものがございまして、もちろんお名前は公表しておりませんが、退職者がどういった階級であるとか、退職年月日、希望産業職種、いろいろ希望地といったものも公表されておりますので、こういった退職自衛官を支援されるのに対して、我々はそういった情報を頂きながら、あるいは、またこちらのほうからそういった機関への、さつま町においての定住の支援策であるとか、環境であるとか、紹介といったものを、情報提供していくといった活動が必要ではないかというふうに思っております。

○有川 美子議員

そうですね。こちらのほうから情報提供しなければ、正直残念ながら、さつま町を選んでいただくっていう、さつま町に目を向くっていうことは難しいことだと思います。

今、答弁の中にも出ていました、ホームページのほうに退職をされる自衛官の希望職種であるとか、その中に希望勤務先どこですよっていうのが、自治体、市町村単位で出ております。これ、多く見ると、今、公開されている中にさつま町って書いてくださった方、もう既に退職されている方、1名だけいらっしゃるんですが。それが現状であります。

この資料の中にいらっしゃる令和4年、今年の4月9日から来年の3月23日で66名の方の希望の中に、一番多いのは、やはり霧島市、薩摩川内市、姶良市、鹿児島市、残念ながらさつま町そこに幾らでも通勤で行けるんですが。移住というのは難しくとも、職業、再就職の場所に、なかなか希望と出てこないというのが現状でありますので、質問をいたしました。

そして、また定年の退職自衛官の希望の給与月額、平均で19万円。希望年収300万円であるということも書かれております。

ただ、こういうことも聞きました。私、援護課、退職の方をされる、その援護課の方の担当の方にもちょっとヒアリングさせていただいたんです。そうすると、自衛隊の皆さんは、退職になると階級が上がっていらっしゃるから、もう既にいろいろと考えていらっしゃる方も多いと。

自分がもう駐屯地のそばで家族がいれば家を建てているとか、もうお子さんが高校生であれば、もう一緒になるのでそこでマンション購入しているとか。それが人口増につながっている市町村があるということでもありますので、そちらは難しいんですが。

今回は、この後の質問も退職の自衛官の皆様もですが、若年で退職される方にも後でスポットを当てて質問をしたいと思います。

そして、1つだけ。本町でも今年3月に町の自衛隊入隊者壮行会が行われております。そちらからは陸上自衛隊の国分駐屯地に、6人の若者が入隊したと町報から、これ私、情報を引っ張りました。載っております。

その方の代表の方が、こんなふうにおっしゃっています。「さつま町の代表であることを誇りに、一社会人として立派な自衛官となるよう頑張っていきます」というコメントが載っております。大変力強いことでもあります。

私は、単純にこういうことも考えています。いってらっしゃい、自衛官として頑張っていってらっしゃいって送り出した。でも帰ってくる、そこの支援がやはりもうちょっとアピールが必要でないかというふうに考えています。

若者が帰ってきたときに、私たちが目には見えなくとも、よくお務めしてくださいました。今度は国防というところから、まちをどうしていこうか、未来をどうしていこうか、さつま町をどんなふうに良くしていこうか、というところの一員となっていただけのようと考えております。

そして少し、ちょっと論点違うかもしれませんが、本町は、さつま町は自衛隊の防衛施設等の誘致活動をしております。そのときにこんなふうに説明を、行政側からじゃなくて、ある方からされました。自衛隊が来れば人口も増えるよ、そして道も良くなるよ。よくしてくれる。ほいで災害があったら助けてくれるよ。ありがたいよねえ。そんなふうに御説明いただいたんですが、私はこんなふうに思いました。

もちろんありがたいことだけれども、やってください、自衛隊さん、道きれいにしてください、災害のとき助けてください、やってください、お願いします。ちょっと違うんじゃないかなあって私は感じています。

その方もそういう気持ちだけでおっしゃったわけではありませんが、どうぞ帰ってきて、共に人生を、さつま町で歩んでいまいしょうというのを表わしていただきたいと思います。

ちょっと長くなって申し訳ございません。

(1)の質問を終えまして、(2)の担い手不足の職種において、自衛官向けの就職体験を実施できないか。人材確保をしないかという質問であります。

2回目の質問に参ります。

担い手不足の現状があるというのは重々承知しているところではありますが、実際に町民の方にも判りやすく御説明といいますか聞きたいので。担い手不足の職種に関して、企業誘致係のほうに質問いたします。

最近も新しい企業誘致がありました。現在、企業側の求人に対して、どうでしょう。全体的なことで構いません。応募者って集まっているのでしょうか。状況はいかがでしょうか。

○ふるさと振興課長(米丸 鉄男君)

ただいまの御質問でございます。

現在、さつま町内におきまして、工場の増設もしくは新規で、さつま町に工場を建設された企業さんもございます。それと併せまして、企業立地のそこでするわけですが。それと併せまして、ハローワークのほうに雇用の人員の確保のための手続をされておられますが、なかなか募集人員に対しまして応募が少ないというのが現状でございます。

○有川 美子議員

やはり企業側の皆様が工場増設、新設いろんなことをなさっているけれども、なかなか求人に対しての応募が少ないということでありますが。すみません、この企業は業種でいうと何になるでしょうか。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

企業誘致で対応しておりますのが、ただいま製造業のほうでございまして、現在、金属製造業と竹等の製造をいたしているところでございます。

○有川 美子議員

金属と、そして竹のほうの製造業ということですね。そちらのほうでの人材不足。もう一つ質問いたします。

もし退職自衛官向けに就業支援をするとしたら、町長の答弁の中にもいろいろなプログラムがあるんだというようなことを答弁いただきましたが、現在行われているその就業支援を生かした形で、何かそういうプログラム1つ。取り組みそうなものがあればお答えください。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

製造業等におきましては、機械もしくは製品の中に企業秘密というような多々、多くの種類が製品がございますので。それを除きまして、中学生・高校生等のインターンシップの体験学習等も製造業等のほうではやられております。

その延長線上というような形でできるのではないかというような考えを持っているところでございます。

○有川 美子議員

中学生・高校生向けのインターンシップ、就職体験ですね。この議会の中にも、インターンシップ、議員の方で受けた方いらっしゃいますが。やはり、そういった今あるものを新しくつくるというよりは、今あるものを少し対象者とか視点とかいうのを変えて、広げていただいて、1人でも2人でも本町で暮らすもしくは働く方を、増やすということもしていけたらと考えております。

ここで1つ御紹介という形で、もう執行部の皆様にはお伝えしてありますが、今年の5月25日の日本農業新聞に、このようなことが載っていました。

農業に関すること、退職自衛官に関することです。

タイトル「次を守るのは国民の食。退職自衛官第2の人生、北海道で就農体験事業」これ、インターネットのをちょっとコピーしたので、新聞ではないんですが。これは農業現場で人手が不足しているという課題、本町もちろんですが、「元自衛官が担い手となることで、解決を目指す動きが北海道で広がる」とあります。

体力があって機械の扱いに慣れた元自衛官は、農業等の親和性が高いと。そして北海道は道なので、鹿児島で言うと県がやっているということです。

道も2019年度から農林水産省の農業人材力強化総合支援事業というものの中の、農業の新しい働き方確立シーンというのを、国の事業を活用して、北海道はやっているというような新聞です。

自衛官の方がインターンシップ、就業体験をなさって、実際に農業の現場でされています。これが十勝地方とかは3年かけて複数の就農体験をしていて、少しずつ結果が出ているということ。

あと、最後に新聞には、「行政側がこのようなことをしている取組は北海道だけだ」というような紹介がありました。いろいろと農業のことも、やはり大事な問題であります。いろんな業種がありますが、農業というところにスポットを当てて質問をいたします。

そして、ここでは退職自衛官の方はちょっと置いて、若年の任期制で退職をされる方、20代から30代という方が、農業を1つ職業に選んでいただけないかというようなところから質問をいたします。

若い世代への就農支援というのが現在なされているんですが、それについてどのようなものがあるか御説明ください。

○担い手育成支援室長（山口 良浩君）

ただいまの御質問でございます。

就農者に対しましては、農業次世代人材投資事業というのがありまして、おおむね45歳未満で、さつま町に居住する方です。経営開始計画に基づいて農業の経営を行うということでございます。

生活等の補助事業を受けていない方に対しまして、年額150万円、最長5年、そして新規就農の補助金については、月額5万円の12か月と。県の事業の中でもこのような制度があるようでございます。

○有川 美子議員

県の事業など、いろんなことを。もちろん国は、農林水産省も本当に、もう私が言うまでもなく、農業の担い手というところはどこも深刻な問題でありまして。本当にどうすればいいんだろうか、町民の方から「有川さん、お願いだから私たちが行ってきた田んぼ、お米作りとかその休遊地、本当に荒れていく。耕作できなくなった姿を見るのが、大変忍びないんだ」と。ある80代の女性の方から昨年からお声をいただきました。昔は本当に稲穂が輝く時期、大変いい原風景を心の中に持っているんだ、子供たちにも、やはりその風景を残したいと、そんな声があることであります。

なかなか大変厳しく、町でもいろいろな対策をしていることは存じ上げております。ただ、私はこの自衛官というところで、若い方が自衛官だけではないけれども、さつま町で働きたいと言ったときの若い世代の仕事の受皿を、どう町が作っていくとか支援をしていけるのか、ここが大きなポイントであり、私たちの今後の、さつま町の食という部分も、農業で言えば大事になってまいりますし、先ほどのふるさと振興課でも、お話お聞かせいただいたように、あらゆる企業というところの、誘致しても人材がなかなか集まりづらい、こここのところですねえ。行政の皆様だけにしてくださいではなく、官民連携で考えて動く必要があると思っております。

それでは、私のほうで最後の要請といたしまして、今御説明いただいたりしたこと、就職支援につながることを、1人でも2人でも来ていただけるようなことを、現在取り組んでいるものを活用して、幅をちょっと広げて取り組んでいただくことを要請いたしまして、大項目1の質問は終わりまして、大きく2番目の、今度は質問に移らせていただきます。

大項目には男女共同参画についてであります。

先ほど答弁の中にも、私の質問の中にもありますが、男女共同参画の推進員というのが県から委嘱をされまして、現在1名いらっしゃるということです。私自身も今年、その県の基礎講座を受けてまいりました。土曜日の午後の1時半から4時頃まで、鹿児島県の県民交流センターの中に係がありまして、そちらに1週間に1回、連続4回参りまして一生懸命受けてまいりました。

その結果を受けて、推進員が重要であると、そして男女共同参画の視点をさらに広めるということをお思いまして、質問をしております。

では、2回目の質問です。

先ほど、役場職員の皆様は新しく入った方たち、新規採用の方、必ず男女共同参画について学んでいますというような答弁でありましたが、この中に会計年度任用職員の方が含まれているで

しょうか。

○企画政策課長（小野原和人君）

お答えをいたします。

まず男女共同参画に関するその職員の研修というもの。先ほど町長も申しましたけれども、人権啓発研修を年に1回行っておりますけれども。ここは、いわゆる男性は仕事、女性は家庭といった言葉に代表されるような、固定的役割分担意識の解消です。個々の家庭や職場での格差の解消、それと男女協働による地域づくり、それと女性の人権に関する内容などが含まれておりまして、考え方を学ぶ1つの機会と捉えて、毎年1回、実施をしているところでございます。

この研修につきましては、再任用職員それと会計年度任用職員を含めた、全ての職員が対象としているところでございます。

しかし、令和2年、令和3年、ここ2年につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、参加者を限定して実施をしているところです。

なお、新規採用職員研修につきましては、当然のことながら、会計年度任用職員は含まれていないところでございます。

○有川 美子議員

はい、そうですね。新規のほうの採用職員のほうには含まれていないということで判っていることを聞いたような気がいたします。失礼をいたしました。

会計年度任用職員とまた再任されて働いてらっしゃる職員の方たちも、人権啓発のこの年1回の方を受けて、役場、行政の皆様は学習なさっているということであります。

そこで、もう一つ、本年度、先ほどの町長の答弁にもありました。本年度セミナーを開催しようとしてるんだと、これ予算をつけて始まった、新しい事業が今年度するということなんですが。ちょっとそここのところを、今決まっているものだけ、もしくは決まってなくとも、大体このようにしていこうという方向性があれば、お示してください。

○企画政策課長（小野原和人君）

本年度の新規事業についてということをお質問かと思っておりますけれども。

先ほど町長が答弁をしたのと少し繰り返しになるかもしれませんが。昨年度、町が実施をしましたアンケート、男女共同参画に関する意識調査になりますけれども。固定的性別役割分担意識、この結果につきましては、国、県の平均を下回っている状況という状況です。

また、年齢層が高くなるに従って、その結果は顕著になってくるという結果が明らかになってきております。

また社会全体において、また公民館などの地域社会において、あるいは地域における風習・しきたりこうした中での男女不平等感の調査では、少しずつ解消に向かってきているなあという、数字的に見ればそうなんですけれども、まあ依然として男性優位の実態が明らかになったところで。

こうした男女格差の解消に対しては、特効薬となるような対策というのは難しいんだろうと考えておりまして、一朝一夕に今、目標を達成することは、非常に難しい状況でございますことから、いろいろな取組を時間をかけながら進めて、少しずつ意識の変化を促していく取組が重要であると考えております。

こうした取組の一環といたしまして、ただいま県と検討協議調整中ですが、周知啓発理解促進を図るための取組の1つとして、男女共同参画セミナーを今、計画をしているところでございますが、まだ具体的内容については決まっていないところでございます。

○有川 美子議員

今、県とお話をされているところで、具体的な内容はこれからですね。ただ本当にこういうセミナーということが、コロナがもちろんいろいろありますけれども。企画をなさって、行政側の皆さんがしようと町民の皆様等に向けてしようというふうな形になっていることは、大変評価できることだと感じております。

そして、今、企画政策課の課長のほうからあった、数字的に男女のその固定した役割、地域の中で少しずつ性別・性差関係なくいろんなことをしていくというような、こう雰囲気といいますか、地域での少しずつこう緩んできているというかあるなあというふうに私も思うんですが。例えば、すみません手前みそですが、このさつま町議会の控室ですね。昔は知りませんが、もう議員それぞれが、準備はしていただいているんですが、議会事務局にお茶などを。それぞれが、もう男性だろうが女性だろうがそんなの関係なく、先輩とか後輩とかそんな何にも関係なく、自分の飲み物は自分で入れて、たまには自分が入れてるところにはほかの議員が来られたら、ちょっと入れましょかって、そういうのはもちろんございますが。

やはり、すごくそういう雰囲気があることをお伝えいたします。

もちろん、これは行政の皆様もそうです。本当に、これはもう普通、当たり前というような世の中であると思いますが、ある方からこんなお話がありました。

有川さんね、この男女共同参画のその基礎講座を受けませんか係の方が声をかけてくださったんですって。もうありがたいと思いました。学びがやはり大事なので行こうかと思ったんだけど、ちょっと女性ばかりを何か優遇してくださいとか、例えば、やはり家庭でいらっしゃるので、その方はもうお孫さんまでいらっしゃる方ですから、やはり夫であるパートナーがいて、やっぱり御飯作って、夫のためにいろいろすることとか、やはりこれまでの家庭の姿です。それと比べると、ちょっとまだか胸がざわざわして解決できなくて、研修せつかくお声がけいただいたんだけど、断りましたってお話聞いたことがあるんです。

世代間によって、いろんなことがあります。私たちまず世代間で違うことって、教育だと思うんです。全然違いますね。今の子供たちの教育と全然というか、全く時代の流れに沿って、日本も世界と同じように、こう開けた形で教育というのも進んでいると私は感じるのです。まあその辺で、そんな言うような御意見があるんだと思います。

ただ、さっき課長があのおっしゃった中で大変いいことがありました。「一朝一夕ではいけない。特効薬はないんだ」私も同感であります。ですから、少しずつ意識を変化、みんなですしていく必要があります。「私は大丈夫」ではありません。

そして、私はまずはそのためには、地域でやはり活動するこの男女共同参画推進員というものが、やはり増員というものが必要と考えています。

この今後の目標人数があればお示しいただきたいのと、この男女共同参画推進員の方が地域で活動する場合の、どういう活動を期待するという形、こういうことをしてほしいという期待感みたいなものがあればお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

男女共同参画地域推進員の今後の目標人数、それと地域でのその役割、何を期待するかということだと思いますけれども。

この男女共同参画地域推進員の目標人数につきましては、令和4年度、本年度から令和8年度までの5か年間を計画とします第3次さつま町男女いきいきしあわせプランにおいて、最終年度の令和8年度までに3人という目標を掲げているところでございます。

期待する地域での活動内容につきましては、県のこの推進員の設置要綱において、男女共同参画に関する普及啓発それと県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報の地域への提供。また

関連施策の推進への支援協力等とされているところでございます。

本町としては期待する部分も同様でございますけれども、特に男女共同参画社会の実現のために、まずは先ほど申しましたけども意識啓発の部分。具体的には、いわゆる先ほど申しましたが、男性は仕事、女性は家庭といった固定的性別役割分担意識の解消を図るための周知啓発活動が重要ではないかと考えているところでございます。

○有川 美子議員

地域への影響は、ここをすごく答弁の中で肝だなというふうに感じて、お聞かせいただきました。なぜならば、私自身も現在、鶴田地区の麓城内集落という今年合併をした集落に居住をしております。その前は上手町という集落だったんですが、隣同士です。ずっと5年間、自治会のほうでもお世話になっているんですが。

傍聴席に町民の方もいらっしゃいますし、ユーチューブで聞いていらっしゃる方もいらっしゃるんで、大変言いにくいんですが。私は、この集落ごとの組織もしくは区の組織、自治組織、もう少し意識を変えて、変わっているところもいらっしゃいますが、改革をしていかないと役員の成り手ももちろんですが、あの集落に入らなくなる方が増えるのではないかと感じています。

なぜかと言うと、やはりそれは数値で出るように、昨年度までは公民館長の中では女性が1人いらっしゃいましたが、任期が代わられたので、今回男性に代わられて。女性だ男性だということではないんですが、やはり地域の中でも、発言はもちろんできます。もちろんできますけれども、物事を決めていくところ、決定権のところですよ。

やはり、今、女性は極端に少ない状況です。そこに、やはり役員のところに女性が上がってくるといって、これがさつま町の多様な人材というものを発掘するためですけれども、私たちの我が町が今、生き残っていくために必要なことだと思います。防災の面でもそのように感じることであります。

今、駄目だって言ってるんじゃない。誤解のないように申し上げますと、男性では駄目だと申し上げているわけではありません。年配だから、若いからとか、年齢でどうだってことではありません。

けれども、子育て中のお母さん、ママさんとか、もちろん私みたいに独身の方でも地域のためにちょっとがんばろうかなという方が、気軽といいますか、そういう役ができるような仕組みづくりが大切だと思っています。

なので、今、正直トップダウンです。ある意味。長がいて、役員の方、会計の方がいて、決めたことが広がる、私の実感ですよ。集落のほうで、話をされてどうですかって、もちろんあるけれども。やはり、もうちょっと開けていく形、もしかすると長というものが不要ないかもしれません。3人1チームで、その集落のトップみたいな形で。だって、みんな仕事をしてるんですよ。仕事をしている中、受けるの難しい。仕事が終わったからってするのも難しかったりするんで、みんなで役割分担をするという考えが必要と思うので、この男女共同参画のこの地域推進員、増員することで課長も町長もおっしゃるような、自治組織が改革、意識は変わっていくようなことが私自身も一緒に活動がしていければ、議員の1人として、そして町民の1人としてできればと考えております。

時間がなくなっていまいりましたので、この男女共同参画については、ぜひ自治会組織の役員の担い手不足の解決策という一面と、公民館の役員の在り方、そして、本年度より再任用の方で本庁の方にも集落支援員という方が1名新たにいらっしゃいます。このような連携とかをしていただいて、進めていただけるように要請をいたしまして、最後の質問に移ってまいります。

英語検定の質問であります。

私が昨年度、議員として活動をさせていただけるようになったのは、選挙で皆様に御投票いただいた結果でありまして。6月議会で初の一般質問をいたしました。そのときの質問の中の1つが英語検定の拡充でありました。そして、先ほど教育長の答弁の中で、私が質問したからではありません。もともと教育委員会の皆様が考えていらっしゃったことであると思いますが、本年度より、英検は5級から1級まであって5級に補助がなかったけれども、本年度から小学生、この5級というところを、検定を受ける検定料を1回、補助をするというふうに拡充がなされたということが、答弁の中で出てまいりました。

お恥ずかしながら私は英語は苦手でございます。小学校の頃に英語教室通いました。発音で叱られて、辞めてしまいました。それ以来、大変苦手ではあるんですが、この世の中の流れ、あと教育の流れで、英語というものが大変重要視されていることは言うまでもありません。

それで質問をしているんですが。その補助金を出すときに、さつま町はその交付金の要綱、決まり事があるんですね。ですから町税を親、保護者が。親とは限らないので、保護者が滞納してる場合には補助がされないという現実があります。それが人数が令和3年度2名、その前がゼロで、その前も2名。これ大変少ない数字と言ってしまうばそれまでだと思います。けれども、ここがやはり、そこで私はちょっと引っかかっておりますので、さらにもう一つ質問いたします。

令和3年度の交付対象外が2人というふうにおっしゃいました。英語検定受検後に申請をして補助金が交付されなかったわけです。最初に英語検定受けますよというときは、保護者が費用を支払います。そして、領収書を申請してくる。申請をして、町税滞納だったので補助金は受け取れませんよっていうふうになったんであります。

補助金を受け取る交付する対象は保護者なんです。大人なんです。私はこれは子供たちに対する補助金のものだと思っているんです。ですよ。大人のために補助を出すんじゃないんです。お金だけれども。子供たちの未来に、教育に今から英語というものが大変重要である。だからこそ、そのために検定を受けて中学校から高校上がるときに、英語検定の級を何級を持っているかで、推薦といいますか特別、高校入試のときに優遇してくれるような学校もあるようですので、子供への私は補助だと思っていますが、この点は教育委員会ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。お聞かせください。

○教育長（原園 修二君）

受験のその補助の要件のことについてということなんですが。本町のこの英語力向上推進事業、英検ですけれども。平成29年度から開始をしております。これを実施を検討する、それまでなかったんです。英検そのものは各中学校で行われておりました。事業として行われるその段階で、県内の各市町村の状況等を調査してみました。その結果、鹿児島市、霧島市、姶良市、出水市のこういったところは、検定料の補助の制度というものをやっておりますでした。ただ、薩摩川内市とか南さつま、いちき串木野、枕崎、喜界町、湧水町、こういったところは補助をしているということで、各県下の市町村でもこの補助については対応がまちまちということでありました。

また、補助をしている市町村でありまして、英検は年に3回あるわけですが何回補助をしますかということについては、1回補助いうところや2回補助という変則なものもある。例えば、同じ級を3回続けて受けることができますが、1回目は補助しますよ。失敗して同じ級を次、受けるときは今度、半額にします。2回で駄目で3回目もし受けるときは、このときはありません。そういった変則のルールを決めているところもあります。

それから、全額補助、補助100%全部補助するか、あるいは半額に補助するか。こういったところまちまちではありました。

それから、補助の対象、先ほど小学生の話が出ましたが、小学生まで対象に入っているかというところも、中学生のみというところもあれば、小学生も含めているようなところもあって。各それぞれの市町村の対応というのは、まちまちであるというところを見ました。

本町の状況を見ながら、初めて英語教育を拡充していこうということで、充実を図ろうということで、取り入れるようになったわけですが。そういった各県下の市町村の状況というものを踏まえまして、計画をつくったということでもあります。

特に、今、お話にあるように、保護者の経済的な負担を軽減ということが非常に大事なことでありますので、その方針の下で、教育に関わる個人及び団体が行う事業経費、補助金を交付しようとしたものであります。

英語検定料に係る補助金の予算執行については、さつま町補助金等の交付規則、これを適用してこれでやっていこう。そして、負担軽減を図ろうということでもあります。

この規則の第4条の中に、町税等の滞納がある場合については交付を受けられないと規定があることから、この交付条件については特段にそこでその規則を適用するというもののほうが中心でありましたので、その内容についてその規則の交付条件ということについての議論というのはいたしていないところであります。

○有川 美子議員

大変判りやすく御説明いただきました。そうなんですよね、今まで交付金の条件をどうかというそういう議論はなかったということもなんですが、保護者の皆様の経済的負担の軽減というところの観点ということで、平成29年度から始まったことであるのを承知しております。

また、今年度から新しく、この英語検定の助成を始めた伊佐市の議員の方から、昨年度私は、何とさつま町は平成29年度から先駆けてやっているような、すばらしい制度があるじゃないか。ぜひ私も一般質問をさせていただきますということで、その伊佐市の議員の方はなさいまして。本年度、伊佐市でもいろいろなまちまちであります、条件、いろんな交付の金額とかも違うんですが、始まったということでありまして。さつま町は、そのような注目をされたということでもあります。

おっしゃるとおり規則ございますので、それを変えてくださいというような要請を私はしているわけではありません。私たちは、皆様から頂いている税金を、行政の皆様こうやって公平に公正に、どのような住民の福祉の向上に充てられるかということを考えながら決まったものを、どういうふうに振り分けていくのかと大変苦しいことではありますが。

1点、その保護者もですが、親ガチャという言葉があるように、大変失礼ですが、子供たちへの支援っていうふうに私は感じていますということをお伝えして、このような意見があったということをぜひ教育委員会の中で、議論といいますか、どうだろうかというふうに話をしていたらと、そこを要請しておきたいと思います。

最後に、本日3つの大きな項目、一般質問をいたしました。

冒頭で申し上げたとおり、行政の皆さんばかりに何とかせんがって、人口が減ってくるじゃないか、地域での防災力も弱くなってきているじゃないか、どうするんだということを投げかけるばかりでは、議員はいけません。町民の皆様との間も橋渡しのお役目をしながら、町民の皆様の気持ち、要望も伝えつつ、そこでしっかりと考え、この本町の今と未来をよりよくするために活動するというのが、私が目標としての議員の姿でありますので。

今回の3つは、ほぼ議論を担当課でしてくださいというような要請でございますので、お忙しいところではあると思いますが、ぜひこのような意見があったということを議論していただきまして、御一緒によりよい、さつま町の未来へ向けて活動、そしてお仕事を皆さんでやっていき

ましようというところで、本日私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、15番、柏木幸平議員に発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

まず通告いたしました障がい者や高齢者が利用しやすい庁舎や駐車場について質問をいたします。

さつま町障害者計画令和3年度から8年度分ですが、それによるとさつま町の障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年4月1日時点の所持者数は1,886人で、そのうち身体障害者の手帳保持者は1,445人になっているとのことです。

また、令和3年10月時点の高齢者は8,389人で高齢化率は41.6%になっていますが高齢者の中には障害者手帳はなくても何らかの身体の障がいを持っておられる方もいらっしゃいます。

この夏、本庁舎の正面玄関付近やエントランスホールに身体障害者に配慮した手すりと支えるものがないと、身体障害者の方から電話を頂きました。私も早速現状を見ましたが、駐車場からの手すりが続いていないところや、手すりがあっても物を置いてあって実際利用できないところなどがありました。

また、駐車場については、現在、庁舎正面玄関に近い場所に屋根つき身障者用駐車場2台分、おもいやり駐車場3台分、保健福祉課がある庁舎西入り口に近い場所に身障者用マークがある駐車場が1台分ありますが、屋根があるのは2台分だけです。

さつま町の庁舎が2014年に建設されてから8年がたちます。施設利用に関して改修計画など、これまでに関係課で検討があったものか伺いいたします。

次に、障がい者や高齢者が庁舎内で職員に声かけしやすい環境や職員の対応についてですが、これも来庁された身体障害を持たれた方からの要望です。

その方が本庁舎に手続と選挙の期日前投票に来庁された時のことです。車の運転は何とかできるので自分で運転して行っただが、歩行が大変で駐車場から手続のほか、そして投票のところまでやっとのことで行かれたそうです。投票所に着かれたときに職員から大丈夫ですか、車椅子は必要ないですかと声かけをされたそうですが、投票所に着かれるまでが大変だったみたいで、誰かに早くこういう声かけしてほしいとほしかったとのことでした。

また、その方が言われるには、職員の方も事務作業などの職務に専念されているとなかなか気づいてもらえないし、声かけしてほしい気持ちはあるけど、自分からは恥ずかしくて言い出しませんと、強い口調で改善をお願いされました。

障害者計画には行政職員の窓口対応等に関わる質の向上を掲げておられますが、障がい者や歩

行などに困難されている高齢者など、手助けを必要とされる方々への対応はどのようにされているのか伺います。

次は、高齢者への、はり、きゅう、マッサージ等の施術助成はできないかの質問です。

さつま町の1人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。その中で、自分の健康維持や健康増進のため病院に通わず全額自費で身体的リハビリ治療をされておられる高齢者の方から「隣の薩摩川内市にはあるけど、さつま町にはマッサージ等の施術助成券はないのですか」と自宅に來訪された方がありました。

この施術助成券については、合併前の宮之城町にはあったと思いますが、合併時の協議でなくなったと聞いております。

薩摩川内市では平成16年10月に薩摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料の助成に関する条例施行規則を制定されております。それで、町内においては、健康保険診療ができる病院、整骨院等以外ではり、きゅう、マッサージ等を保険診療ができない施設は、町内にどれぐらいあるのか判っておれば教えていただきたいと思います。

次に、男性の育児休暇の取組についてです。

国は男性の育児休暇取得を促そうと、改正育児介護休業法が今年4月から段階的に施行され、10月には妻の産休期間に合わせて取れる産後パパ育休が始まります。また、東京都は小池知事が仕事を休むといった後ろめたいイメージを一新するのが狙いで、育児休業の愛称を育業と発表しました。

育休は、職場の理解が得づらいことやキャリア形成への不安といった理由から取得をためらう人が多く、厚生労働省によると2020年度の育児取得率は女性の81.6%に対し、男性は12.7%です。

男性は増加傾向にあるものの、女性とはいまだに大きな開きがあります。原因は企業側の理解不足が背景にあるとされ、男性の育休制度の利用を上司らが妨げているマタニティーハラスメントは後を絶たないそうです。公務員は民間と違い男性の育休取得は当然と思われるわけですが、さつま町における男性職員、男性教員の育休取得の状況を伺います。

1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、柏木幸平議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の障がい者、高齢者の福祉対策の関係等についての1点目です。

庁舎のこの施設の関係につきましては、来庁者の誰もが利用しやすい庁舎を基本といたしまして、バリアフリー構造で誘導表示等を設置しているところでございます。

また、総合案内の人的な配置をはじめまして、車椅子やベビーチェア等を備えるなど来庁者の方に対しまして細やかな対応をしているところでございます。

さらには案内図につきましても、トイレや階段、授乳室など位置を判りやすく表示しまして、このような改善を図ってきているところであります。

駐車場につきましては現在屋根付きの専用駐車場を含めまして3台分確保いたしており、また、新たに歩行困難な方や妊婦の方などが優先的に利用しやすいおもいやり駐車場としまして、正面玄関入り口の近くに3台分確保したところでございます。

この駐車場の利用状況を見ますと、専用駐車場それから優先駐車場を共にマナーよく利用いただいておりますことから、おおむねその役割が機能していると思っておりますのでございまして、

利用しやすい庁舎として随時改善を行ってきているところでございます。

なお、庁舎の改修計画につきましては、まだ施設も新しいこともございまして、具体的な検討は行っていないところでございます。

次に、2点目の障がい者や高齢者が庁舎内でこの職員に声かけしやすい環境や職員の対応ということでございます。

役場本庁や両支所はじめ町内の公共施設には多くのお客様がお越しになりますけれども、中にはお体の不自由な方や高齢者もいらっしゃるところでございます。私は時を分かつたず、役場の顔である職員の一人一人に向けまして、目を配り、気を配り、思いやりのあるサービス提供ということで常々、職員には指導しているところでございます。

お客様の様子をしっかり確認し、お客様を気遣い、お客様の気持ちに向き合う対応を心がけるよう伝えているところでございます。

特にお客様の多い本庁舎につきましては、正面玄関入ってすぐのところに総合案内の窓口を設けまして、来庁された方々への丁寧な御案内に努めているところでございます。

また、在庁する職員につきましては庁舎内でお困りのお客様を見かけた場合は、すぐに駆け寄り、お話を伺い、丁寧な対応に努めるよう、さらなる徹底をしていきたいと思っているところでございます。

3番目の、健康維持それから健康増進のためのはり、きゅうの関係等でございます。

本町の高齢者の状況につきましては、9月1日現在、高齢化率が42%という数字になっているところでございます。

御質問のはり、きゅう等の施術につきましては神経痛、リウマチ、五十肩など一部のこの整形外科疾患について、医師が治療上必要と認めた場合のみ、健康保険の対象となっているところでございますけれども、保険対象とならない場合については、全額自己負担となります。

近年、鍼灸治療につきましては、様々な症状に効果があることが認められており、薬を使わない療法、非薬物療法等でございますけれども。これで自然治癒力を促すことから、安全性が高く、体にもいい優しい医療ということで、高齢者医療においてその効果が期待をされていることもございます。

また、町内におきましては、鍼灸、マッサージ、整体などの施術を行う施設としまして、鍼灸院が2か所、整体等の施術を行う施術院等で6か所を把握いたしておりますけれども、これらの施術助成による治療院等の利用促進により、高齢者の健康増進が期待されることなどから、有効な事業であることも認識いたしているところでございます。

次に、男性の育休取得についてでございます。

まず私のほうから、町の職員の男性の育休取得についてお答えさせていただきます。

男性職員の育児休業の取得促進につきましては、これまでも国、県からさらなる取組の推進につきまして助言されているところでございます。加えまして本年5月2日付で総務大臣から全国の都道府県知事及び市区町村長宛てに男性職員の育児休業の取得促進について、積極的な取組をお願いする書簡も発出され、私も内容を確認いたしているところでございます。

地方公務員法における育児休業の取得率につきましては、令和2年度総務省の調査によりますと、全国の自治体におきまして女性職員の99.7%に対しまして、男性職員の取得率が13.2%と育児負担が依然として、この女性に偏っている状況になっているところでございます。

本町の状況につきましては、女性職員の取得率は100%であるものの男性職員につきましては0%となっているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、町内の男性教職員の育児休業についてお答えいたします。

男性の育児休業については平成4年度から実施されてきておりまして、平成14年度には対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられるなどの改正が行われました。

本教育委員会におきましても、これまでに校長研修会や教頭研修会などの管理職等の研修会を通じて、男性教職員の子育て目的の休暇等の取得促進といったものについては周知徹底を図ってきております。その目的や趣旨については現在大方理解されているのではないかなというふうに思っております。

先ほど議員も触れられましたが、本年10月1日から新しく産後パパ育休制度が実施される訳ですが、このことについてもう既に具体的な問合せが1件あったところであります。

さて、育児休業の取得状況ですが、過去の記録を見てますと、本町における男性教職員の育児休業は令和2年度に1件の取得の例があります。また、配偶者の出産に伴う看護や家事等に従事するために取得する出産補助休暇については、令和2年度は1人、令和3年度は対象者2名のうち1人が取得をしているという状況です。

配偶者の出産前後に子供を養育するために取得する育児参加休暇については、取得がまだ進んでいないという状況であります。

今後、教育委員会といたしましても、引き続き管理職等の研修会を通じて、育児休業制度を取得しやすい職場環境の改善に向けて使用してまいりたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○柏木 幸平議員

まず、障がい者や高齢者が利用しやすい設備についてですけど、先ほどの町長の答弁の中で、いろいろな対策をしている。障がい者、高齢者のためにしているというような答弁内容であったと思うんですが。やはり、いろいろな対策があっても、それが活用されなければ、何にもならないと思います。庁舎の改修についても、検討はしていないということでした。

しかし、建設から8年経つと、それぞれの部署や庁舎内で使い勝手の面など改修が必要な箇所が出てくると思うのですが、同様に障がい者や高齢者にも利用しやすい優しい庁舎も求められるわけです。

公共施設整備基金も7月末で約15億7,000万円ありますが、今後の庁舎の改修については、職員を含めたその会議とかそういう対策等について、考えがないか伺います。

○町長（上野 俊市君）

今後のこの庁舎の改修につきましては、先ほどもお答えしたとおりでございますけれども。まずこの電気設備それから給排水設備。特に、この別館の関係等について、やはり建設年数が大分経ってきているというようなことから、ここ当たりの改修が先に出てくるものと思っております。

また、障がい者や高齢者等が利用しやすいための、この設備の改修等につきましては、やはり先ほどありましたように、一部手すりが不足している部分もあるということでございます。

ここにつきましては、先ほど来申しますように、その方々に優しい施設としまして、これについては設置する方向で検討していきたいと考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

障がい者や高齢者の福祉対策のほうには、ちょっと今後の対応を考えておられるような答弁だ

ったとは受け取りましたが。

読まれた方もおられると思いますが、8月の31日、南日本新聞の顔の記事で、始良市在住の女性の方が生まれつき両肘から先がなく、箸や鉛筆を持ったり、ピアノを弾いたり、車も両足で操作できる方ですが、その方がバリアフリーといってもほとんど車椅子が想定されて、手のない人は傘が差せない、そして、市役所に行っても、買物に行っても、駐車場に屋根がなければ、雨にぬれてしまうことに気づいてほしいと言われております。

来庁者の障がい者や高齢者の方が、天気によろされないで安全で安心して車椅子でもぬれずに移動できる屋根付きの駐車場にすべきだと思いますが、今言ってるのは庁舎側に隣接している駐車場のことであります。

そこに屋根をつけてほしいことではありますが、町長の考えを伺います。

○町長（上野 俊市君）

私も、質問の通告があった際、実際どのような形にあるのかというのも、現場で担当課を入れて、検討と言いますか確認をいたしたところでございます。

段差の関係等々もございまして、簡単にその屋根を付ければいいというようなものでもないということもありますし、この舗装面からこの玄関までのあそこが、段差が結構ありまして。先ほど申しましたように。バリアフリー構造になってない部分等もありますので、ここ当たりの解消と合わせながら、していく必要があるかと思っているところでございます。

この関係等については、今も設けております専用の駐車場等の利用状況等やら見ながら、どういう形が一番ベストなのかベターなのか、内部で検討しながら、よりよい形で、解消するとあれば、よりよい形での改修を図っていきたいと思います。

○柏木 幸平議員

やはり、隣接のところの駐車場にしては、通路の段差も確かにあって、これも障がい者や高齢者の方には移動するのに大変だろうなあという私も確認しております。

ですから、まあ町長も確認して、担当課と協議もしたということでもありますので。これらもやはり、今後、協議をして使いやすい、障がい者や高齢者が使いやすい駐車場にして欲しいと思います。

それでは、次に職員に声かけしやすい環境や対応についてですが、先ほど町長の答弁でいろんな職員の対応等にも心遣いを持って対応するような指示はしているというような受け取ったわけですが。中には、やはり職員も見逃したり、人によってはやっぱり声かけするのが恥ずかしかったりとかやっぱりそういうのがあると思います。

そのためにカウンターの窓口に係だけに判る発信機を置くとか、車で来庁者で車椅子が必要な方や、人の手助けが要る障がい者や高齢者の方と案内係か町民係あるいはこの福祉係と連絡ができるインターホンのようなものとか、それからカメラで判るように、来庁された方が着かれたときは、誰かが対応できるような体制はできないかなと思うわけですが。

町長は、今このような機器の活用での環境づくりはどう思われるでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

機器の設置ということでございまして、今現在、先ほど申しましたように総合案内に職員を配置しまして、今その対応に当たっているわけですが。どうしてもお客様が来られた場合に、その所要する課のところまで案内している時には不在となっているのが現実であります。できれば複数人置けばよろしいんでしょうけれども、そういうこともできない中ではございます。

そういう中で、こういう機器を設置して障がいを持つ方が来られたときにそれを知らせるということは、非常に判りやすくいいかと思っておりますけれども、これにつきましても、一応、役場の

ほうに事前に連絡していただいて、今ダイヤルインの整備も進めているところでございまして、そういう方が役場に来られるときに「いついつ何時にそちらに行きますので」っていうことに御一報いただければ、担当課の職員が走って行ってお手伝いするというようなことも可能かと考えているところであります。

機器等の設置については、今そういう状況を見ながら、検討はしていきたいと思っております。

○柏木 幸平議員

まあ、事前に連絡があれば職員の対応も可能というようなことでありますが、やはりもう高齢になってくれば、いろんなことが面倒で、電話すらあれで、もう思い立ったらすぐ行って、すぐ手続をしてというような方が多いと思います。もう私もですけど。

そういう状況の中で、やはり今後はそういう機器の環境づくりも検討をするということでありますが、前向きに協議をされるように要請しておきます。

次に、大阪公立大社会福祉学の教授が「障がい者が隣にいるのが当たり前という感覚をつくっていくことが大切、共生意識の醸成を含めた環境づくりにも力を入れてほしい」と新聞取材で言われております。行政においても、地域社会においても、このようなまあ理解が必要だと思えます。

各課においては、初歩的なことだと思いますけど、課長とか係長も含めた日替わりの声かけ当番とか、窓口の当番などを交代でやったりとか、そういうことで意識のこの高揚や障がい者への配慮、それから人の痛みが判る行政につながるのではないかと思います。

ほかにもこういったやり方はあるかと思いますが、来庁の障がい者や高齢者また町民の方が気持ちよく庁舎を利用できるようにしてほしいわけです。

職員対応の仕方については、町長もこれまでされてきたとのことでありますが、再度また各課と一緒に考えて、改善していただけるよう要請して、このことについては終わります。

次に、高齢者へのはり、きゅう、マッサージ等の施術助成の件ですが、私達の体は動かさないでいる状態が続くことで、手足の筋肉は衰え、関節が硬くなり、体力が落ちるなどすぐに機能低下が起こってしまうそうです。6月定例会の一般質問では上別府ユキ議員が高齢者の温泉入浴料一部助成についての質問があり、また先日的一般質問では新改秀作議員が温泉プールの活用の質問もありました。

体調管理を医療だけに頼るのではなく、ほかの方法と合わせることで医療費の削減になると思います。

先ほど、町長の答弁の中にもそのようなことを言われておりましたが、この施術の助成について、今後さらに検討をしてほしいわけですが、町長はどのように思われますか。

○町長（上野 俊市君）

先ほどの答弁でもちょっとお答えした部分もございますけれども、このはり、きゅう、マッサージそれから整体など、それに温泉を組み合わせた使い方といいますか、そういうやり方法によりまして、体の健康増進につながるということは、期待をされているところであります。

先ほど申しましたように、このまま有効な事業であるのかなと思っております。他の自治体もそのような形で実施しているところもあるようでございますので、ここについては、どのような形でできるのかも踏まえまして、その補助対象をどのあたりまでしていくのかということも含めまして、これはまた部内のほうで検討していきたいと思っているところでございます。

有効な事業であるということは認識をいたしているところであります。

○柏木 幸平議員

これはあの町長自身から有効な事業であると思うとのことを得ましたので、これについてはま

た部内での検討を重ねていただきまして、実現できるように要請をしておきます。

次に男性の育児休暇の取組についてですが、先ほど育休に関しまして、さつま町の職員で女性が100%、男性が0%ということでありまして、ちょっと驚いたところでございます。

これは、あの新聞記事ですけど、今はもうないと思うんですけど、1年半前に中国地方の中学校に勤務する男性教諭は「育休を取ることを誰もが理解してくれると思わないほうがいいぞ」と校長から言われた言葉が今も忘れられないとのことでありました。

一般社団法人日本ハラスメント協会の代表理事は、育休を取得できるかどうかは上司の性格や理解度に左右されることがあってはならないが、そうした状況があるのも事実と言われております。

先ほど、そのなぜ男性の育休がゼロだったのか、そこ当たりの原因とか判っておられたら、答えていただきたいと思います。

○総務課長（角 茂樹君）

育休につきましては、議員御指摘のとおり今また町長の答弁のとおり、男性の育休については、なかなか進んでいないのは実態でございます。ここいらの原因についてでございますが、これは町独自でそういった職員に対してのアンケート等は取っておりませんが、一般的にこの国が調査をしたりしているアンケート等を見ますと、1つにはやっぱりこの取得しづらい雰囲気職場にあるといったようなもの、あるいはその職場からは男性の育休取得の促進が不十分であるといったこと、あるいは前例となる数が少ないでありますとか、当事者意識が低いとかいう意見等もあるようでございました。

政府としてはこれを分析するに当たって、昔からありますが、仕事に穴が開くとか、周りは休まずに働いているといった、古くからのまあ日本社会における勤勉な考え方と習慣というものがやはり根づいておって、この有給の取得率にもやっぱりこれが影響しているのではないかという分析もされておりますので。こういったところが、図らずもまあ我々の職場の中にもあるのではというふうには考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

私が一番驚いたのは、行政の中で、公務員がやっぱり取得をしていないというのが男性の場合、していないというのが一番の驚きでありました。もう皆さんも一緒だったのかなと思いますけど。

やはりこの改善に向けて、今後このどのように町長も考えておられるのかお伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

これにつきましては、先ほど有川議員の質問にもありましたように、男女共同参画やはりその男性女性、やっぱり役割分担ができてないんじゃないかと思っています。

これは、やっぱり旧態前にこれは女性がすべきもの、これは男性はしなくてもいい、しなくてもいいことというのはないのかもしれませんが、そういうところでやっぱり意識が欠けている部分というのもあるのかなと思っています。

やはり、育休は取ったけれども、実態は何すりゃいいのよというようなことで、やはりそこあたりの認識というのもないのかなと。やはり、できてないのかなと。役割分担がですね。

ですから、あなたも育休を取って、こういう手伝いをしてちょうだいよというような形で、しっかりとそういう家庭内でやっぱり議論していく必要もあるし、先ほど男女共同参画につながる部分もあるのかなと思っていますのでございます。

職場内でのこの育休の取りにくいという観点につきましては、今、定数削減も進めながら、非常にやっぱりこの各部署部署で、人員を削減しながらやっぱり進めてきてますので、なかなかそういう中であって、自分が休むことに対してのやっぱり罪の意識というんじゃないんでしょうけ

れども、人に迷惑がかかるというのは、やっぱり考え方もあるのではなかろうかと思っております。

ここについては、しっかりとやっぱりそこあたりを理解してもらうように、各部署等で話し合いをして、そういう休暇が取れる雰囲気づくりというのをやっぱり進めていく必要があるかと思っております。

これにつきましては、また様々な機会を捉えながら、職員研修なり、またそういうほかの手段等も用いながら、意識の改善といいますか意識を改めて、こういう取得がしやすい雰囲気づくりができるように、また行政としても取り組んでいきたいと思っております。

○柏木 幸平議員

公務員ができなければ、まだ民間の方はまだ大変だと思うわけです。今、人材不足とかそういうので民間企業においても、難しいかなあと思って私が期待したのは、公務員のさつま町の職員の方においては、多分取得率は高いんだろなあとも思っておりました。まあびっくりした訳ですが。

今後、やはり夫婦共稼ぎの場合とかやっぱりそういう親の加勢をもらえなかったりする場合には、母親にだけその負担がかかり今後の出生率にも影響が出てくる可能性もあります。やっぱりさつま町にとってもマイナスですので、この結果を踏まえて、今後真剣に検討してほしいと思います。

○町長（上野 俊市君）

男性の育休の取得の関係等についてでございますけれども。期間がそんな長期間にわたると先ほど申しましたようにいろいろと職場内での仕事上の問題等もあるかと思っておりますけれども。まずできることからということで、短い期間は1か月とか2か月とか、本当にこのいてほしいそこに育児を手伝ってほしいと本当にこのそういう時期から取れるような体制づくりはしていきたいと考えておりますので、そこについてはご理解いただきたいと思います。

○柏木 幸平議員

やはり、一番です。母親が交替でもちょっとでも休める、1週間でもいいと思います。その、まずはそういう期間も長期だとやっぱりそういう、まだ仕事面でも影響を及ぼしたり急々にはできないこの男性育休の問題だと思いますので、ぜひ、まず短い期間から職員にはこう与えていくと、その継続でいいと思いますけど。まあそういう形で、今後検討していただきたいと思っております。これで私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、柏木公平議員の質問を終わります。

ここで、演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、9番、平八重光輝議員に発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

優しさ日本一のまちを目指して質問をいたします。

さつま町は誰もが住みたいと思い、住みやすいまちづくりを目指して努力されております。先ほどの柏木議員の質問もその1つではないかと思えます。より一層さつま町に住みたい住みやすいまちと思っていただけるまちに。日本一やさしいまちを目指すべく次の点について質問をいたします。

まず最初に、行政、さつま町を含めてですが、デジタル化についてであります。

社会のデジタル化が急速に進んでいる中で、行政においても業務実施のために多くの機器やシステムが利活用されております。さらなる住民サービス向上のために、また、デジタル化における恩恵を少しでも町民の皆さんにも利用できる方策として、質問するところでありますが。

5日の質問で、古田議員が町政のデジタル化への思いを熱く申されていましたが、私は具体的な方策について、その考えをお尋ねします。

まず最初に、書かない窓口についてであります。

来庁された皆さんの手続負担軽減のために、手書きせずに申請できるシステムの導入は考えないか。

2番目に、デジタル格差解消の対策についてであります。

デジタル技術の発展により社会は非常に便利になる中で、デジタル機器を利活用できる人、できない人の格差が生じております。少しでも多くの人が使えるべくデジタル格差の解消策は考えないか。

次に、児童相談所の設置についてであります。

今年3月25日に鹿児島県内の児童相談所の体制を検討していた県の委員会は、最終会合で報告書を取りまとめ、管轄が広い中央児童相談所の区域を分割して、県北部に新設し、場所はさつま町が望ましいと知事に報告書を提出しております。

そこでお尋ねいたします。児童相談所の体制を検討している県委員会から、さつま町に対し、資料の提供を含めたお話があったのか。また、県からの何らかの連絡、問合せはあったのか。

2番目に、さつま町としてこれまでの対応はどうだったのかお尋ねいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、平八重光輝議員からの御質問にお答えさせていただきます。

行政のデジタル化についてでございます。

これにつきましては、昨年の9月議会でも平八重議員のほうから御質問をいただいているところでございますが、その際にも回答いたしておりますけれども、行政のデジタル化の推進につきましては、私のマニフェストの1つにも掲げておりまして、住民サービスの向上や役場職員の業務効率化につながることから、今回のこの2件の具体策についても積極的に推進し、また検討していきたいと考えているところでございます。

次に、児童相談所の設置についての件でございます。

児童相談所は児童福祉法に基づいて設置される施設でございます。県内に現在3か所あるところでございます。

対象は、原則18歳以下の子供で、その子供が健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、家族等を支援し共に考え問題解決していく専門の相談機関でございます。

御質問の県からの資料提供や連絡、問合せについてでございますけれども、令和4年3月25日に一時保護所の在り方等検討委員会が中央児童相談所の管轄区域を一部分割し、新たな児

童相談所設置場所として、北薩の中心部のさつま町が望ましいと報告書が提出されたところでございます。

なお、同日、町にもこの情報提供があったところでございます。

6月には、県の子ども家庭課におきまして新たな児童相談所の管轄となるあり得る自治体を対象にしまして、オンライン会議が開催され、報告書等の説明があったところでございます。

現在、県としましては、報告の場所も含めましてこの報告書を基本に具体的な検討を進めておられると伺っているところでございます。

2点目の、さつま町として今後の対応の考えでございますけれども、前にも申し上げましたけれども本町に設置される場合にありましては、できる限りの協力をしていきたいと考えておりまして、このことは委員会の報告が終わった後、県の関係部署等に出向きまして、直接お伝えをしてきているところでございます。

また、県に対しまして相談に来られる方は様々であり、障がいのある方への配慮や、子供や乳幼児を連れての相談にも対応できるような施設にしてほしいというような要望もいたしているところであります。

児童相談所の機能の一つの専門的な知識や技術を必要とする子供の相談が身近なところで可能となることは、さつま町の子供や保護者にとりまして心強いことでございますし、子育て環境の充実にもつながってくるものと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○平八重光輝議員

まず書かない窓口の設置についてであります。以前、埼玉県越谷市の来庁した市民の事務の負担軽減を図るために、6課で担当する施策で使用する62の書類を対象に、手書きにせずに申請できる書かない窓口について紹介をして質問をいたしました。

多くの自治体に取り組んでおります。一番進んでいるのは、北海道の北見市であるそうですが。ここは進み過ぎておりますので、あまり参考になりませんが。

2つほど例を申し上げます。まず、熊本県の宇城市であります。行かない、書かない、役所ということで、L GWANを使ったL GWAN総合行政ネットワークですが、環境で申請フォームの作成などができるサービスを活用し、窓口業務のデジタル化を進めている。オンライン化を進め、住民が役所に出向かなくてもできる手続を増やした。さらに事務処理にツールを活用し、申請時に住民が書類を記入する負担を軽減、行かない、書かない窓口業務について、住民手続にかける時間を半減するなど効果を上げていていると思います。

もう一つ紹介しますと、書類がちょっと見つかりませんので、それで紹介は1つにしておきますが。

もう一つありました。書かない窓口、スマート窓口システムを導入しましたということで、これは木更津市であります。住所変更などの手続を行うが、届出書に記入することなく手続ができるシステムであります。

例えば引っ越しなどに伴い、必要となる届出内容を職員が窓口で聞き取りながら、タブレット端末に入力し、届出書を作成します。作成された届出書を確認し、署名することで手続ができるため、手続にかかる時間の短縮と届出書記入の負担が軽減されます。

また、引っ越しなどに伴い必要となる各種手続、国民健康保険、児童手当などの申請書も自動的に作成され、住所などを何度も書く必要はなくなりましたとあります。

できるだけさつま町もこういうシステムを早く導入されて、システム導入による来庁者のサービス向上と、職員の皆さんの仕事量の軽減を図るべきとは思いますが、今現在町長はどのように

お考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

議員が今からありました自治体の例等があるようでございまして、いずれの方法につきましてもスマホ、それからマイナンバーカードの所持の必要性など、一長一短いろいろあるようでございます。

昨年本庁舎内におきましてもこのおくやみデスクを設置しまして、来場されるお客様への書類記載や移動の負担軽減も図ってはきていますところでございます。

今後、今議員からもありますように、この利便性や費用等が軽減、仕事の量も軽減されるということでもございますので、ここあたりについては、できるだけ早く進めていきたいと考えているところでございます。

いろいろ先ほど申しましたように、一長一短あるようでございますので、やはり高齢化率が42%を越えるさつま町にとって、どういう方向性がいいのかということも検討しながら、これについては前へ進めてまいりたいと思います。

○平八重光輝議員

スマートフォンなどを使えない高齢者も多くいらっしゃるということではありますが。

続きまして、それについての質問であります。デジタル格差解消について。デジタル化が急速に進む中で、デジタル機器を使える人、使えない人、私もそうではありますが、格差は生じております。

スマートフォンやパソコンなどに不慣れな高齢者も多いものと思われます。今年6月から総務省は高齢者向けに携帯ショップや公民館でスマートフォンの講習会を始めたようであります。さつま町の取組状況について伺います。

○総務課長（角 茂樹君）

町の対応といたしましてでございます。デジタル格差、情報格差というものにつきましては、これも横文字ではデジタル・デバイドと言われているものでございますが、町といたしましては社会教育課のほうで行っている生涯学習講座の中で、パソコン講座やスマートフォン講座を実施をしているといったような状況でございます。

受講される方は比較的高齢の方が主だというふうにお聞きをしているところでございます。本町の高齢化率というのは42%でございまして、既に今、小学校、中学校の義務教育課程では、パソコンに関してのタブレット事業であったり、プログラミング授業も始まっているということでもございます。

働く世代ではスマートフォンの所持とか職場でのパソコンを使う機会がございますけれども、高齢者の方への配慮が必要というふうには思っておりまして、今後もこういった生涯学習講座のような機会を維持しつつ、対策を図ってまいりたいというふうを考えております。

○平八重光輝議員

第3回デジタル社会構想会議提出資料というのを、ちょっと取り寄せたんですが、これは自治体職員有志チームというところで作成されております。この中で私たちの課題意識ということで出されておりますのが「現在行政手続のオンライン化が急務となっていますが、オンラインだけではなく従来の窓口を進化させることや、身近な接点の拡充を合わせて進めることは、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現に不可欠である。オンラインを使える方には積極的に使っていただき、サポートが必要な方には、寄り添い機会を提供する。デジタルを活用して多様な選択肢を示すことは、誰一人取り残さないことである。そうすることで利便性の向上にとどまらず、業務の効率化で職員の負荷を低減し、より付加価値の高い業務への注力にもなる。国と自

治体の知恵を集めて効果的な手法を共に創ることが求められている」とまとめてあります。

肝付町では2014年からNPO法人を中心に無料相談会を毎月実施されております。国は先月26日公表の予算に、スマートフォンなどの端末を使った新しいサービスに不慣れた高齢者などを手ほどきするデジタル推進員に、2億円を新たに盛り込むとしております。

さつま町も早急に取り組むべきだと思いますが、先ほど総務課長から現在までの取組があり、状況の説明がありましたが。さらに進んだ取組というのはお考えでないでしょうか。

○総務課長（角 茂樹君）

ただいま議員のほうから御指摘がありました肝付町での取組といったものにつきましては御指摘のとおりでございます。内容につきましては、スマホの使い方など本町で行っております講座と同じような内容ではないかなというふうにも思っているところでございます。

スマホの講座で対応する一方で、御指摘のとおりデジタル推進の件というのも既に国のほうからも示されているところでございます。これにつきましては、県の関係機関と情報の共有化を私どもも務めているところでございまして、デジタル庁が来年度当初予算に盛り込むとの情報を入手しているところでございます。

制度の概要等については、いまだまだちょっとはっきりしない部分もございますので、その概要等が把握でき次第、対応できる事業については本町においても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○平八重光輝議員

南日本新聞の昨年12月21日の社説であります、スマートフォンやパソコンに不慣れた高齢者の不安は根強い。新型コロナウイルスのワクチン接種予約では多くの人はインターネットで予約できず、問題が浮き彫りになったとあります。私も第1回のワクチン接種の予約を職員の人に負担をかけないようにと思ひまして、LINEでということでしたのでやろうと思って10分くらいかかってやりましたが、結局完了せず、電話をしたら1分足らずで終わりました。

そういうことで慣れないことは、なかなか、ほんの1つの文字の誤りでできなかったりすることが多いですので、是非高齢者を中心であります若い方でもできない方を含めて、そういう対策を取っていただきたい。

デジタル技術は高齢者の孤立を防ぎ、加齢による衰えから生活を守る手段にも活用されている、とてもよいシステムです。できるだけ多くの方が利用できる体制づくりを、是非構築していただくよう要請をして、この件は終わります。

次に、児童相談所の設置についてであります。

児童相談所は、児童虐待というそこに多様のイメージが非常に強いですが、虐待にとどまらず子供の健やかな成長に関することなら、あらゆる相談に応じ、立ち入り調査や親子の通信等の制限あるいは一時保護などの強い権限を持っております。

御存知かも知れませんが対応する事柄を申しますと、保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子供が生活できなくなったとき、虐待など子供の人権に関わる問題があるとき、わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、習癖や夜尿などが心配なとき、知的発達の遅れ、肢体不自由、言葉の遅れ、虚弱、自閉傾向があるとき、家出、盗み、乱暴、性的いたずら、薬物の習慣などがあるとき、里親として家庭で子供を育てたいときなどに相談できるとされております。また、児童相談窓口は子育てに関する親の様々な悩みや不安にも対応できるものであります。

8月28日新聞報道は、県が児童相談所の体制見直しを始めると報じております。検証報告書で提案された27項目の再発防止策を進めていると報じております。

今、さつま町は手を挙げればと言いますか、ぜひ我が町に設置したいと申せば、県の結論も早まるのではないかと考えております。

そこでお尋ねいたします。県北部に必要な施設ではと思いますが、先ほど答弁もありましたけれども、町長の手を挙げるを含めて、見解をお尋ねいたします。

○町長（上野 俊市君）

この児童相談所の設置の関係等につきましては、先ほど回答いたしましたとおり、子供の健やかな成長のためにも必要な施設だということは、十分私も認識しているところでございまして。これにつきましても、先ほど来ありますように、県の関係機関の関係につきましては、設置に当たってはさつま町にお願いしたいというようなことも申し上げておりまして。その設置に当たりましては、町としても協力をさせていただきたいという旨はお伝えをしているところでございます。

まあ出水のほうで児童虐待のああいふ事故が痛ましい事故がありましてから、出水のほうがいろいろと誘致に向けて動いてはきておりましたけれども、県のこの委員会によります答申の結果を受けまして、県のほうも判断をされるものと考えているところでございます。

そう長くない間に、県のほうはこういうこともされるのではなかろかと思っておりますけれども、我々はそういう状況を見ながら、また必要性もお願いしながら、また行動していきたいと考えているところであります。

○平八重光輝議員

今年の6月の出水市議会の質問で児童相談所の一般質問が出ておりまして、市長は5月に県のほうにぜひ出水に設置していただきたいという要望を出したというふうに答弁をされております。

いろいろ希望されるところもあろうかと思いますが、県の検討委員会が出されたのは、恐らくGISというシステムを使われたのではないかと地理情報システムと言いまして、御存じの方も多いと思いますが、4市3町を範囲として、0歳から17歳までの人口分布といいますか入れますと、どこが一番いいかと道路状況なども判断して、さつま町を選んだのであろうかと思っております。でなければ、またそれを県のほうも利用していただければ、さつま町を選ぶんじゃないかと思っております。

もう20数年前のシステムですけれども、今で言うAI判断であります。そういうのも含めて、さつま町を選ばれたものと思っておりますので、さつま町に設置を希望すれば、恐らく決まるのじゃないかというふうに想像をいたしております。

現在も悩みや苦しみをお持ちの子供さんや親御さんが多くおられるのではないかと思います。県も具体的な設計計画はまだ出していないようですが、子供たちは一年一年というより日々成長しています。相談所ができるまでは中央相談はありますけれども、そこまでは何回も訪ねていくということも大変ですが、できるまで何年も我慢してくださいとはなかなか言えないと思います。

さつま町だけでなく、広く県北部の0歳から17歳の子供の権利を守り、子供本人、その家族の問題に対して、的確な援助を行うことで子供たちが健全な心と体に育つよう、できるだけ早く対応するように強く要請をいたしまして、終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で平八重光輝議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は全部終了しました。

明日 9 月 9 日は午前 9 時 3 0 分から本会議を開き、総括質疑を行います。
本日は、これで散会します。

散会時刻 午前 1 1 時 5 5 分

令和4年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

令和4年9月9日

令和4年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和4年9月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	7番 森 山 大 議員
8番 新 改 秀 作 議員	9番 平八重 光 輝 議員
10番 有 川 美 子 議員	11番 古 田 昌 也 議員
12番 岸 良 光 廣 議員	13番 上久保 澄 雄 議員
14番 川 口 憲 男 議員	15番 柏 木 幸 平 議員
16番 宮之脇 尚 美 議員	

欠席議員(1名)

6番 上別府 ユ キ 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課 長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 萩木場 一 水 君	保健福祉課 長 甫 立 光 治 君
高齢者支援課 長 久保田 春 彦 君	子ども支援課 長 藤 園 育 美 君
担い手育成支援室 長 山 口 良 浩 君	耕地林業課 長 上谷川 征 和 君
商工観光PR課 長 中 村 英 美 君	建 設 課 長 原 田 健 二 君
水 道 課 長 出 水 隆 君	消 防 長 下 村 晴 彦 君
教育総務課 長 大 平 誠 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 3 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 4 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 3 議案第 5 5 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 議案第 5 6 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	5 3	さつま町税条例等の一部改正について
	5 4	令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰入金（関係分） 2 0 款 繰越金 2 2 款 町債 歳 出 2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費 9 款 消防費 人件費全部 第4条 地方債の補正
	5 5	令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
文教経済 (第2委員会室)	5 4	令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 3 款 分担金及び負担金 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰入金（関係分） 歳 出 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費 第2条 繰越明許費の補正 第3条 債務負担行為の補正
	5 6	さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

6番、上別府ユキ議員から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、9月2日に提案がありました議案第53号から議案第56号までの議案4件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第2「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

おはようございます。9月補正予算の説明資料のほうを、11ページ、歳出の部分で総括的な質疑を1ついたします。

11ページの下段のほうから2番目の耕地林業課の森林経営管理事業費というところで、林地台帳システム連動高精度のGNSS受信用端末等購入2セット300万9,000円というのが出ておりますけれども、このタブレットとかになるのではないかと思いますのですが、これは新しく購入ということでしょうか。それとも追加購入ということなのかというのが1点。

あと、もう1点が、こちら、私も専門でないのでちょっと調べましたら、日本森林技術協会のホームページには、このレーザー測量成果から作製した微地形図、CS立体図と路網情報と林地台帳の情報を重ね合わせて、災害危険箇所の抽出も可能だというふうに書いてあります。さつま町はやはり災害が多いところなので、今後、このような使用の仕方、考えていらっしゃるか、こ

の2点、お願いいたします。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

林地台帳システムの連動高性能GNSS受信端末でございますけれども、受信機とタブレットが一体となったものでございます。受信機につきましては、平均で15基から20基ぐらいの衛星を拾いまして、位置情報を確定できるというものでございます。

また、議員がおっしゃるとおり、災害の場所、箇所確定にも活用できるものと考えているところでございます。これは、新規に2台導入するものでございます。

以上です。

○有川 美子議員

新規に2台ということで、私、先ほど申し上げたとおり、今から災害のほうでも使っていけるということで大変、もっと購入が必要となってくるかもしれないというふうに思っております。

これ高精度のGNSSの受診用端末のタブレットと受信機、セットになったものを購入するんですが、このような声が地元から聞こえております。

ある区なんですけど、区で保有をしている森林をもう管理ができない、何か所か聞く声なんですけど、そういったのを町のほうに譲るといふか、その方たちはそのようなことを考えているんだがということで、そういったことがあったときにもこういう測定器というのが使用できるというか、そういうことで、今後、使用が増えると私はちょっと考えたんですが、いかがでしょうか。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

今、町としましては、民有林の町への譲受けというのは受けていないところでございます。仮に、今、森林経営管理制度というものがございまして、区域ごとに個人の民有林の人工林について意向調査などを行いまして、町に預けたいという方がおられたときには集積計画と同意というものをつくりまして、その個人の方々の同意を得ながら町が一定期間預かるというような取組を令和元年度から実施しているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

この予算書には予算が上がっておりませんが、少し緊急を要するというので質問させていただきます。

建設課と学校関係でありますけど、8月に曾於市の小学校でイチョウの枝が折れまして校長先生が亡くなるという不幸な事故がありましたが、学校関係のことでお尋ねをいたします。皆さんに知ってもらうために必要なんで。

その中で、枝を10年ぐらい前に切っていただけませんかということで、盈進小学校のせんだんの枝切っていただきました。あと、小学校、山崎小学校と鶴田中学校、今の鶴田小学校の件についてもお願いしましたが、その後、どうなっているかお尋ねいたします。

○教育総務課長（大平 誠君）

ただいまの質問でございますけれども、山崎小学校と鶴田小学校の樹木の伐採状況ということでのお尋ねかと思っておりますけれども、鶴田小学校につきましては、鶴田中学校跡地に校舎を建設しました際に、今年の3月に時点で、教育委員会のほうで桜の樹木の伐採であるとか、危険樹木の伐採であるとかというものを実施いたしましたところでございます。山崎小学校につきましても、そういった危険な樹木があった場合には教育委員会、あるいは業者のほうで伐採を行っているところでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

新型コロナのウイルス感染の国庫補助が出ているんですが、ここに医療従事者等に係る新型コロナウイルスワクチンの4回目接種等という項目が出ているんですが、現在、町内において、一般の方々へも4回目の接種をどんどん進めているわけですが、医療関係、医療従事者にこれ後押しになるんじゃないですか。以前に、医療従事者のほうに先に打ってもらって、そして町内全域に4回目を接種する、そのほうが万全の体制に行くんですが、国が示しているこの医療従事者に関わるウイルスと、当然、予算が通らんと執行ができないんですが、現在の状況はどうなっているんですか。そこをちょっと説明してください。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの御質問についてでございますが、医療従事者等へのワクチン4回目接種の対象者拡大という形で、今回お出ししておりますけど、オミクロン株BA.1系統の感染拡大によりまして、緊急に7月22日の国の通知によりまして、その日から医療従事者等へは、感染拡大防止のために接種をしていいと緊急になりました。そのため、8月におかれては、多分、ワクチンについては供給がありますので、医療従事者にもある程度は打たれているかもしれないんですが、この対象者拡大のために接種に係る費用については、4回目接種者、3回目接種者の費用として今まで組んでありましたので、4回目接種のこの今言われている医療従事者等への費用というのは、当然、接種が始まると不足することになるので、今回の補正で追加させていただいたこととなります。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第4「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び日程第4「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件を、一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

本日から９月１３日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第１委員会室、文教経済常任委員会が第２委員会室となっております。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

９月２２日は午前９時３０分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前９時４２分

令和4年第3回さつま町議会定例会

第 5 日

令和4年9月22日

令和4年第3回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和4年9月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課 長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
税 務 課 長	萩木場 一 水 君	町民環境課 長	松 山 和 久 君
保健福祉課 長	甫 立 光 治 君	高齢者支援課 長	久保田 春 彦 君
耕地林業課 長	上谷川 征 和 君	商工観光PR課 長	中 村 英 美 君
建 設 課 長	原 田 健 二 君	水 道 課 長	出 水 隆 君
代表監査委員	紺 屋 一 幸 君	監査委員事務局 長	山 田 博 彦 君
教育総務課 長	大 平 誠 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 行政報告
- 第 2 議案第 5 3 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 4 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 4 議案第 5 5 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 5 6 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 6 0 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 7 議案第 6 1 号 令和 3 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 6 2 号 令和 3 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第 6 3 号 令和 3 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 0 議案第 6 4 号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について
- 第 1 1 議案第 6 5 号 柏原小学校大規模改造工事請負変更契約の締結について
- 第 1 2 議案第 6 6 号 3 災第 8 1 3 号杵野線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 第 1 3 請願第 1 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願
- 第 1 4 報告第 7 号 令和 3 年度さつま町一般会計継続費の精算報告について
- 第 1 5 報告第 8 号 令和 3 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 6 報告第 9 号 令和 3 年度資金不足比率の報告について
- 第 1 7 議員派遣の件
- 第 1 8 閉会中の継続審査・調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第3回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

農業委員会会長から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。
本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。これまでも議会等で御報告申し上げてきたところでございますけれども、本日、議事日程の行政報告で、SDG s並びにカーボンニュートラルの推進に関する宣言を行うこととしたところでございます。この宣言の目標達成につきまして、それぞれ今後具体的な行動計画を策定しながら、官民一体となってこれを進めていきたいと考えているところでございます。

それでは、まず、「希望輝く さつま町SDG s推進宣言」についてでございます。

SDG sは、基本理念であります「「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指して、経済・社会・環境の3側面にわたる課題に総合的に取り組むものでございます。

人口減少と少子高齢化等により、町を取り巻く環境が厳しさを増す将来におきまして、町民の皆様がこれまでと同様に豊かな社会を享受していくためには、SDG sの理念に沿った中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。将来にわたり、町民の皆様が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化を実現するため、行政、町民の皆様、企業、関係団体など、さつま町に関わる全ての人が、まさに「オールさつま」で、このSDG sを推進していくため、「希望輝く さつま町SDG s推進宣言」を行うこととしたところであります。

それでは、宣言文を読み上げさせていただきます。

さつま町は、SDG sの理念を理解し、町民や企業・団体、学校などと連携して、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の実現と、希望輝くまちの未来に向け、SDG sを推進していくことを宣言します。

令和4年9月22日 さつま町長 上野俊市

次に、「持続可能な未来づくりカーボンニュートラルさつま町宣言」であります。

近年、地球温暖化が進行し、日本各地におきまして自然災害が頻発化・激甚化し、私たちの生活に大きな影響を及ぼす、極めて深刻な状態となっています。

この地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因と言われており、現在、世界規模で温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を図る取組が進められております。

こうした状況の中、本町におきましても、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐため、2050年までに、二酸化炭素排出量、これを実質ゼロにする「持続可能な未来づくりカーボンニュートラルさつま町宣言」を行うこととしたところであります。

それでは、宣言文を読み上げさせていただきます。

地球温暖化や気候変動が及ぼす影響は、世界規模で発生しており、日本各地においても今まで経験したことのない規模の災害が増加しています。

さつま町においても、近年の異常気象により多くの被害を受け、安全安心な生活に懸念が生じています。

このような状況を踏まえ、世界的に脱炭素社会に向けた動きが加速しています。

2015年合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書においては、「気温上昇2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。

我が国においてもこうした目標の達成に向け、2020年に政府は「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」と方針を示しました。

さつま町においても、将来にわたって町民が豊かな自然の中で生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐため、町民・事業者・行政等が連携して、地球温暖化対策を積極的に推進し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指していくことを宣言します。

令和4年9月22日 さつま町長 上野俊市
以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第2「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第4「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第5「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次に、日程第2「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から、日程第5「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の御報告をいたします。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分及び「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業

特別会計補正予算（第3号）」、以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第53号であります。

今回の条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことから、条例で規定する非常勤職員の育児休業に係る規定等を改正し、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を推進するものであります。

質疑の中で、育休取得のための職員配置の見直しや再任用職員の活用についてただしましたところ、業務上から本人が育休取得をためらうことがないようにしなければならないが、そのことにより住民サービスの低下とならないように、職員配置については検討していく。また、再任用職員の職の在り方や会計年度任用職員の担うべき役割についても検討を行い、併せて、研修等で職員としての意識づけを行っていくとのことであります。

次は、議案第54号関係分であります。

まず、2款1項14目、庁舎管理費の本庁費について、58万3,000円が計上されております。これは、調査南側の給水ポンプ室内にある加圧給水ポンプユニット制御盤の交換のほか、ポンプ室内に維持管理のための電源ブレーカーを設置するものであります。

質疑の中で、電源ブレーカーがこれまで設置されていなかったのかただしましたところ、電源ブレーカーは庁舎屋上のキュービクル式高压受電設備の中にあり、電気主任技術者の資格がないと操作できないため、今後、管理がしやすいよう、ポンプ室内に別途設置するとのことであります。

次に、2款1項16目、諸費の税収入償還費について、1,300万円が計上されております。これは、1法人の法人町民税が今回の確定申告により確定した1年分の税額を超えて、昨年度予定申告納付されていたことから、その差額分について還付が発生したものであります。

質疑の中で、還付金の発生した要因である従業員の減少はどのぐらいであったのかただしましたところ、該当法人はもともと約6,600人の従業員がおり、うち本町は約1,000人であったが、確定申告により全体で約3,700人、さつま町では約110人となり、従業員割合が16%から3%に減少したことが税額に反映されたとのことであります。

次に、3款1項2目、老人福祉費の高齢者福祉バス運行費について、30万円が計上されております。これは、高齢者福祉バスの修繕料の増額分となります。

質疑の中で、高齢者福祉バスは走行距離が20万キロを超えてきているが、更新時期についてはどのように考えているかただしましたところ、明確な更新時期については規定は定めていないが、安全面、使用状況を考慮しつつ、時期については検討していきたいとのことであります。

次に、3款2項3目、保育所運営費の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費について、46万2,000円が計上されています。

質疑の中で、保育士・幼稚園教諭等の処遇が具体的にどのぐらい引上げになるのか、また本事業が9月で終了となり、10月以降は処遇改善等加算Ⅲが導入されるようであるが、現在と同程度の加算となるのかただしましたところ、本事業は2月から開始された事業であり、保育士と幼稚園教諭の平均で月額8,709円、放課後児童支援員で月額3,497円の引上げとなっている。この差は、勤務時間の開きによるものと考えられる。また、10月以降については、公定価格の改定により新たな単価が示されることとなっているが、まだ単価が示されていない。当初の事業説明の際は同程度の引上げになるとのことであったが、正確な金額はまだお示しできないとのことであります。

次に、4款1項1目、保健衛生総務費の保健衛生管理費について、10万円が計上されています。これは、県の新規事業であり、がん患者が購入する医療用ウィッグの費用の一部を助成するものであります。

質疑の中で、県が新たにがん患者ウィッグ購入費助成を始めた経緯をたどしましたところ、全国でもこのような取組は増えてきており、九州では大分県、福岡県に続き3件目である。また、福岡県の取組状況が好評であるため、鹿児島県でも令和4年度から開始したとのことであり、

次に、4款2項2目、し尿管理費について、140万円が計上されております。これは、環境センターの空調機及び換気設備の改修工事に関わる実施設計業務に要する経費であります。

質疑の中で、環境センターは築23年が経過しているが、改修箇所は多いのかたどしましたところ、これまでも必要に応じて修繕を行ってきているが、築20年以上経過していることもあり、老朽化している部分は多くなっている。また、機械が古くなり部品が製造中止のため、次は修繕ができない可能性もあるとのことであり、

次に、9款1項3目、消防施設費の非常備消防施設費について、422万円が計上されております。これは、耐震性貯水槽設置工事のため、資材価格の上昇等に伴う不足額を計上するものであります。

質疑の中で、予算不足となった理由をたどしましたところ、当初予算編成用に算出していた金額から入札時点で大きく値上がりしており、当初予定していた3基分の予算内では2基分の発注しかできなくなった。値上がりの要因は、耐震性貯水槽資材の価格の高騰と、令和4年度に耐震性貯水槽の規格変更があり、据付け面のコンクリート施工法の変更に伴い、使用資材の量が増えたことによるとのことであり、

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、繰越金1,408万8,000円が計上されております。

次は、議案第55号についてであります。

歳出では、令和3年度介護保険事業の国庫、県費負担金の精算に伴う償還金が7,403万3,000円、一般会計への繰出金3,033万1,000円、介護保険給付費準備基金として積立金9,238万2,000円が計上されております。

質疑の中で、今回の予算計上からは、事業計画の範囲内で適正な運営がなされたものと推測されます。それぞれの財源は精算返納されるのが、1号被保険者の分は基金に計上され、現在、介護保険給付費準備基金は約2億9,700万円となっております。今期保険事業計画では、次の第9期計画において令和7年度の保険料を現在の6,100円から大幅に約1,000円引上げて7,109円とされております。これについては、基金繰入れをゼロベースとされていることから、次期計画においては大幅な基金投入により次期保険料を引き下げるよう進める考えはないかたどしましたところ、第8期計画では、第7期計画から据置きで6,100円となっております。現在、1号被保険者数と介護認定者は減少してきているが、前期高齢者が介護の必要性の高まる後期高齢者に移行するタイミングで極端な値上げとなることがないように、基金の状況を見ながら、第9期介護保険事業計画の介護保険料を検討していくとのことであり、

また、事業所にあつては、事業運営や人材確保の面など事業所継続の先が見通せないことなどから事業所の廃止を検討されているところもあり、これらについては、保険事業内での対処には限界があります。2025年問題を目前にして本町に介護難民が生じることがないように、町費等によって対処できるよう進める考えはないかたどしましたところ、実態についてはお聞きしているので、さつま町としてどのような支援が行えるか検討を行っていくとのことであり、

最後に、改めて一括質疑で、確定申告に伴い法人町民税に1,300万円の償還金が生じるこ

とによる今後の税収見込みと、一般財源の確保への影響について関係課にただしましたところ、前年度と比較して従業員の減った事業所の税収は約5,000万円の減収となり、転籍により増えた事業所は約1,000万円の増収となっている。令和4年度の法人町民税は、全体として約6,000万円の減収の見込みである。一般財源の確保では、今後も交付税の減少が見込まれ、自主財源の確保が非常に大切である。人口減少、高齢化の進行により自主財源確保の拡大は難しいが、町税は自主財源の柱であるため、課税客体の的確な把握、滞納整理による徴収の強化などにより税収の確保をしていくことが大切であり、併せて、お金を生む、経済を活性化させる対策も、町長から直接的に指示を受けながら検討していきたいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分及び「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」、以上の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第54号分の関係分であります。

歳出の6款1項9目、担い手育成事務費に886万2,000円が計上されております。このうち、集落営農活性化プロジェクト促進事業は、集落営農組織が策定したビジョンの実施に向けた取組を総合的に支援することで、集落営農の活性化を図るものであります。

質疑の中で、集落営農組織はどのような目標を掲げて活性化促進に取り組んでいるのかただしましたところ、5年計画のロードマップを推進計画ということで策定しており、農地の集積、事業の周年化、高収益作物への取組などを掲げ、集落営農の活性化を図っているとのことであります。

この回答を受けて、後継者育成も大きな問題であるため、解決に向けて取り組んでいる集落営農組織を参考にし、さらなる活性化を図るよう要請しました。

次に、6款2項1目、森林経営管理事業費に300万9,000円が計上されております。これは、林地台帳システム連動高精度受信用端末を購入するもので、位置情報を山林内で受信し、林地台帳データと現在地をリアルタイムで把握するものであります。

質疑の中で、この受信機端末をどのように活用していくのかただしましたところ、令和元年度から民有林の意向調査を行っており、管理が困難なため、町で管理してほしいという要望があれば、町が一定期間預かって森林整備をすることとなるが、これまで時間のかかっていた境界の把握をスムーズに行うために受信機端末を活用していくとのことであります。

次に、7款1項2目、商工振興事務費に6,296万5,000円が計上されております。この

うち、キャッシュレス決済自治体応援キャンペーン業務は、町内の対象店舗においてキャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済額に応じたポイントを付与するもので、町内経済の活性化と、コロナ対策としてのキャッシュレス決済の導入促進を図るものであります。

質疑の中で、この事業の目的は事業者支援なのか生活者支援なのかをたどしましたところ、県の実施要綱では、コロナ禍における物価高の影響を受けた生活者の支援や地域経済の活性化を図ることを事業目的としている。町としては、買物をしていただくことで地域経済を活性化し、町内の事業者を応援するために取り組む計画であるとのことであります。

次に、7款1項5目、企業振興費に100万円が計上されております。これは、町内企業の人材確保、就労者の住環境の向上及び移住定住人口の増加などを目的として、社員用住宅を取得しようとする法人に対し、社員用住宅用地の取得費、社員用住宅の建築費及び既存家屋を社員用住宅として取得しリフォームする費用の一部を補助しようとするものであります。

質疑の中で、社員用住宅の取得を何件程度見込んでいるのかたどしましたところ、早急に実施される話ではないが、新築2件、既存家屋1件の希望があるように聞いている。10月からの事業開始を予定しており、事業概要について町内企業に周知していきたいとのことであります。

次に、10款1項2目、教育委員会事務局費に500万円が計上されております。このうち、バスの運行業務委託は、柏原小学校大規模改造に伴う旧流水小学校への児童送迎バス運行費用、中学校通学バスの時間外超過分に係る費用などであります。

質疑の中で、柏原小学校児童の旧流水小学校へのバス送迎は特に問題なく運行できているのかたどしましたところ、2学期からバス送迎を行っているが、教育委員会職員や学校職員でバス停や校門などの安全確認をしており、地域の方々も見守りをいただいていることから、現在のところ、登下校の問題は発生していないと認識しているとのことであります。

次に、11款2項1目、公共土木施設災害復旧事業費（現年）に4,420万円が計上されております。これは、本年7月の豪雨による道路5件の災害復旧工事及び電柱補償の費用であります。

質疑の中で、道路5件の災害復旧箇所とその内容についてたどしましたところ、泊野地区で2か所、柏原地区、永野地区、山崎地区でそれぞれ1か所であり、内容としては、路肩の崩壊が4路線、舗装の復旧が1路線であるとのことであります。

次は、議案第56号であります。

収益的支出については21款、水道事業費用を155万2,000円減額し、資本的支出については41款1項、建設改良費を1,940万円増額しようとするものであります。

建設改良費は、道路改良に伴う穴川線ほか2路線の配水管布設替工事、折小野中継ポンプの取替工事、佐志地区配水池増設のための用地購入費用であります。

質疑の中で、折小野中継ポンプからの異音について、給水への影響はないのかたどしましたところ、2基のポンプが設置されており、そのうち1基から異音がするものの、ポンプ能力に問題はない。しかしながら、安全性を確保するため、正常な1基のみで現在運転しており、給水への影響はないとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

また、この委員会は、初めてでございましたが、国際大学の学生さん3人が、委員会の傍聴をさせてほしいという申出があり、許可し、スムーズに委員会が終わったところでございます。国際大学の生徒の皆さんから、お礼も言われました。

以上で報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、議案第53号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。お諮りします。総務厚生常任委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、総務厚生常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第54号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。お諮りします。各委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第55号及び議案第56号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件について、一括して採決します。

議案第55号及び議案第56号の議案2件に対する各委員長の報告は、原案可決です。お諮りします。各委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第55号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補

正予算（第3号）」及び「議案第56号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

**△日程第6「議案第60号 令和4年度さつま町一般会計
補正予算（第7号）」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第60号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第60号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

これは、社会福祉総務費に要する経費及び予防費、住宅管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,205万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億8,559万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第60号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

ただいまの補正で説明を受けたんですが、この8ページの上向の住宅の火災関係で解体工事経費が要っているようでございますけれども、この火災の被災者の方々も含めて、けがはなかったものかが一点と、その実際被災に遭われた方々は今現在、そのお住まいですね、この住居はきちんとして町営関係のほうの住宅に住んでいらっしゃるものか、そこ辺りの状況が判つとればお知らせいただきたいと思います。

○建設課長（原田 健二君）

ただいま、上向東団地の火災の入居者の皆様の現状の御質問かと思えます。

まず、けがの関係でございますが、火元の方が足にやけどを負われて救急車で済生会へ搬送され、現状では、治療がある程度進みまして、1か月に1回の点検というか、そういうところまで回復をされている状況で、この方のほかに軽傷が1名いらっしゃって、負傷者は合計2名ということでございます。

それから、この火災によりまして、火元の方を含めまして3名、それから全部で6戸、1棟の中に6戸ございます、その中に支障のないところの方も1名入居者がいらっしゃいました。

そういう方を含めまして4名の方の対処というか今の現状でございますが、まず火元の方につきましては、娘さん宅のほうで現状お住まいのところでございますけれども、最近のところでは

町営住宅団地の入居の申込みが来ている状況でございます。その申請の受付をしている段階でございます。あとの3名につきましては、町営住宅のほうへ住み替えを進めておりまして、既に9月の1日に2名が入居を済ましておられます。あと1名に関しましては、10月の1日からということで一応入居する予定にしているところでございます。

以上であります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○上久保澄雄議員

ただいまの関連をしてでございますが、焼けたのは全部で何棟なのか、何戸なのかということと、その後の対策ですね。現在、新規に町営住宅のほうは計画を、長期の計画を持っていっていらっしゃる中で、その中に入っているというふうに思うんですけども、今後どうされるのか。建てられるのか、それともそれはもう、あとはもう全然造らないという状況になるのか。伺います。

○建設課長（原田 健二君）

火災にありました上向東団地の、3棟ございますが、その1棟分の影響でございますけれども、3号棟に、火災があったところの棟数は3号棟になるんですけども、その中に先ほど申し上げましたとおり6戸ございます。その中の4戸に関してが、入居者がございました。火災のあった火元がありまして、その両サイドのところは火災で全焼しております。その横が、火災の消火活動によりまして、全損というか水損、全損という形になっておりまして。6棟の中で4名いらっしゃいまして、2棟が全焼、1棟が水損という形になっております。

この上向東団地の関係でございますが、今、政策空き家という取扱いというものも含めまして、老朽化して耐震構造等いろいろと今後を考えますと、入居者が不在になったところで解体ということで考えておりますので、この棟の3号棟に関しましては今後解体のほうを進めていきたいということで考えているところでございます。

それから、火災があった以降に台風等の接近もございましたので、応急対策として、一応、周りに支障がないような形で応急対策を取らせていただいたところであります。

以上です。

すみません。

今後については、こちらのところは解体ということで、つくる方向ではございません。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○有川 美子議員

私はすみません、別の項目の質問をいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の概要についてお尋ねいたします。

対象世帯が4,500世帯ということで、住民税非課税世帯は、去年、臨時特別給付金で登録された口座情報を活用ということですが、家計急変世帯ですね、こちらのほうが対象世帯の中に入れていると思うんですが、何世帯ぐらいあるのかということ把握されているか、一点。

あと2点目は、こちらのほう基準日は10月1日ということですが、実際に町民の皆様へ振込予定日という期間ですね、どの程度になるのかお示してください。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

1件目の家計急変世帯についてのお尋ねですが、4,500世帯を見込んでおりまして、その

中の住民税非課税世帯は4,400世帯、家計急変世帯は100世帯と考えております。合わせて4,500世帯としております。

また、先ほどありました、実際の振込に関しては、システムの改修等にもありますが、年内支給を目指してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

元に返ります。解体費用730万円、非常に高額であります。単純な質問です。何造りで何平米なのか、お尋ねします。何造りちや、木造とか鉄筋とかありますから。

○建設課長（原田 健二君）

上向東団地の構造等でございますが、簡易耐火平屋建てでございます。

以上です。

申し訳ありません。上向東団地の平米でございますが、床面積で193.1平米でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第60号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第60号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第7「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出
決算の認定について」、日程第8「議案第62号 令和
3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、
日程第9「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事
業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程

第9「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第61号から議案第63号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」でございます。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものでございます。

国におきましては、令和3年度において厳しい地方財政の現状や経済情勢等を踏まえ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等の対応に加えまして、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう社会保障費の増加に取り組みつつ、また、歳入面におきましては、安定的な財政運営を行うために、必要となる一般財源総額を令和2年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保することを基本とした地方財政対策が講じられたところでございます。

令和3年度当初予算につきましては、町長選挙を控えていたため、義務的経費、継続事業及び町民生活に密着した事業を中心とした骨格予算とする基本的な考えの下、第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に新型コロナウイルスへの対応を見据えた編成となったところであります。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症対策及び災害復旧費を最大の課題としながら、社会の動向や行政ニーズの変化を的確に捉え、多種多様な政策課題に積極的に取り組むとともに、限られた財源を有効に活用する観点から、全ての事業の成果を検証し見直すことにより、新たな施策展開のための財源を確保しながら、持続可能で強い財政運営に努めてまいります。

今後におきましても、引き続き議会をはじめ町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

各会計の決算状況について申し上げますと、まず一般会計でございます。令和3年度の決算は、前年度と同様に豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応等により、例年より大きな決算規模となっているところでございます。歳入決算額は177億9,107万1,000円となり、前年度に比べ5億3,600万6,000円、3.1%の増となっております。

また、財源内訳では、町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など自主財源の全体に占める割合が27.2%、また、地方交付税や国県支出金などの依存財源は72.8%で自主財源比率の全体に占める割合は低く、依然として国県などへの依存財源の割合が高い状況にあります。

歳出決算額は164億8,224万3,000円となり、前年度に比較しまして2億501万9,000円、1.3%の増となりました。

歳出決算額を性質別に見てみますと、普通建設事業費、災害復旧事業費をはじめ積立金並びに扶助費等が増となった一方で、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業による補助費等並びに人件費等が減となったところでございます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は13億882万8,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源1億5,456万2,000円を差し引いた実質収支は11億5,426万6,000円の黒字となったところであります。

主な財源指標では、経常収支比率が昨年の92.5%から84.4%となり、8.1ポイントの

減少、一時的に財政硬直化の度合いが改善されております。

この主な要因としましては、普通交付税の算定における地域デジタル社会推進費の創設や臨時経済対策費などの臨時費目の創設が大きく影響したところであります。

なお、経常収支比率の改善は、県内他の団体においても同じ傾向があったようでございます。

また、実質公債比率は、令和元年度から令和3年度までの3か年間の平均が4.3%となり、前年度より0.3%上昇いたしております。

基金の状況につきましては、財政調整基金が4,486万3,000円の増となり、特定目的基金においては、文化施設建設基金、公共施設整備基金並びにふるさとさつま応援基金などを積み立て、基金の総額では93億5,566万8,000円となったところでございます。

特別会計につきましてでございます。

まず、国民健康保険事業特別会計であります。歳入決算額32億1,446万2,000円、歳出決算額30億3,525万4,000円、差し引き1億7,920万8,000円の黒字となっております。歳出決算額の保険給付費総額は22億8,359万円で、歳出全体の75.2%を占めており、前年度と比較しまして1,776万8,000円で0.8%の減となっているところであります。

今後とも引き続き、生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ、さらに被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導を実施し、重症化予防に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入決算額は3億6,213万9,000円、歳出決算額3億6,024万7,000円、差し引き189万2,000円の黒字となっております。歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億4,908万8,000円を占めており、歳出額全体の96.9%となっております。

次に、介護保険事業特別会計でございます。

歳入決算額36億2,385万8,000円、歳出決算額33億5,683万1,000円、差し引き2億6,702万7,000円の黒字となっております。歳出決算額におきましては、対前年度比較で5,157万円、1.6%の増となっており、うち保険給付費の総額が29億3,319万2,000円で、前年と比較しまして1,302万7,000円、0.4%の減となっているところでございます。

また、介護認定者数につきましては1,722人で、第1号被保険者の認定率が20.4%となり、前年度と比較しまして0.5%の減となっているところでございます。

今後におきましても、給付の適正化や介護予防・日常生活支援総合事業などの充実を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入決算額1億3,443万2,000円、歳出決算額1億2,861万7,000円、差し引き581万5,000円の黒字となっております。

また、加入戸数におきましては396戸で、前年度に比較しまして16戸の減となっておりますけれども、今後におきましても加入促進を図りながら、区域内の水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

なお、令和3年度の具体的な施策成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書のとおりでございます。

続きまして、「議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道事業では、年度末現在、給水人口が1万8,412人で、前年度に比べ566人の減、

年間総給水量は208万7,714立方メートル、2万2,227立方メートルの減となっております。

経理の状況では、収益的収支において、収入総額が4億235万8,000円、支出総額が4億365万6,000円で、差し引き129万8,000円の純損失となっているところでございます。

令和3年度の純利益額は前年度に比べ526万8,000円減少しておりますけれども、水道施設の維持管理経費や減価償却費など固定的な経常経費に対し、給水人口の減少による水道料金収入の減少が大きな要因と分析いたしているところであります。

資本的収支におきましては、収入総額1億7,658万6,000円に対し、支出総額3億6,275万円で、不足する額1億8,616万4,000円につきましては、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税調整額で補填しているところでございます。

主な施設整備としましては、五日町地区の水量・水圧不足の解消のため、加圧施設整備のほか、鶴田中学校線道路整備に伴う配水管更新、7月の豪雨により被災した配水管の復旧工事、上向水源地等の送水ポンプ取替えや紫尾地区監視装置更新など機械設備の更新にも努めたところでございます。

また、北原第一水源地、五日町配水池におきましては、国の電源立地地域対策補助金を活用しまして、非常用発電装置を整備し、停電時でも安定した水の供給ができるよう努めたところでございます。

次に、「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

当年度の未処分利益剰余金2,377万3,256円のうち、令和3年度の決算におきまして、資本的支出に対し、資本的収入が不足する分の補填財源としまして、建設改良積立金を1,490万6,198円使用したため、使用後の未処分利益剰余金を資本金へ組み入れようとするものであります。

水道事業につきましては、給水人口は年々減少し、半面、施設は老朽化が進む中、経営環境が厳しくなる傾向にありますけれども、効率的な事業経営の推進により、安全安心な水の安定した供給に努めてまいります。

ただいま御説明いたしました議案のうち、議案第62号につきましては、同法第30条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであり、また、議案第63号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和3年度各会計決算の概要を申し上げますけれども、これら各種の事業によりまして、住民福祉の向上及び社会福祉の整備並びに水道事業の健全経営に努めてきたところでございます。

最後に、議員各位の御理解と御協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、併せましてよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。議案第61号から議案第63号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○柏木 幸平議員

ここで、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第63号までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま柏木幸平議員から、議案第61号から議案第63号までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議を議題として採決します。

お諮りします。この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は、可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、新改幸一議員、平山俊郎議員、橋之口富雄議員、森山大議員、新改秀作議員、平八重光輝議員、岸良光廣議員、上久保澄雄議員、以上の8人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより、決算特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから決算特別委員会を招集します。委員会の場所を第2委員会室と定めております。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時54分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告

します。

委員長に平八重光輝議員、副委員長に橋之口富雄議員、以上のとおりであります。

**△日程第 10「議案第 64 号 地方創生道整備推進交付金
事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結につ
いて」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 10「議案第 64 号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第 64 号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」でございます。

これは、地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事について、去る 9 月 2 日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第 64 号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○上別府ユキ議員

工期が令和 6 年 5 月 14 日までの予定となっておりますが、その期間までに国体が予定されているところを思いますと、それまでの間にどれぐらいの部分で完成というか工事は進んでいるものなのか。今の状況ですと、まだ全国から来られた方々から見ると、大変見栄えがよくないような気がするんですけども、あのグラウンドのほうから見たときにどれぐらいまで進んでいるかがお判りだったらお答えください。

○建設課長（原田 健二君）

ただいまの御質問であります。国体関係が来年の 10 月ということで予定されているところでもありますけれども、それまでの間にどこぐらいまで進むかというのが、今すみません、実情の進捗状況のそういったものというのは今持っておりませんが、計画としては、先ほど申し上げました令和 6 年 5 月の 14 日まで、順調にいけばそれより早く工事は進んでいくものというふうに考えておりますが、現段階でどのような状況になっているかというのは、ちょっと今のところお答えすることができない状況です。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（原田 健二君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第64号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第64号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負契約の締結について」は、可決されました。

△日程第11「議案第65号 柏原小学校大規模改造工事
請負変更契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第11「議案第65号 柏原小学校大規模改造工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第65号 柏原小学校大規模改造工事請負変更契約の締結について」でございます。

これは、柏原小学校大規模改造工事の請負金額について変更しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○教育総務課長（大平 誠君）

それでは、「議案第65号 柏原小学校大規模改造工事請負変更契約の締結について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

柏原小学校の大規模改造工事請負変更契約について、まずは2点質問をいたします。

先ほど説明の中で、今回足場を設置をして外壁等の詳細な再調査を行った結果というふうに説明がありましたが、まず、これは6月から工事が開始しておりますが、担当課もしくはほかの課全体で、最初からこの再調査を行うという形で考えていたのか。もしくは、今ウクライナ戦争とか物価高騰ということがありますので、いずれはこういった変更請負ということで金額がかさむとか、そういったことを考えてあったのかが一点。

もう一点は、この再調査を行った後に、この受注をしている田島・村田特定建設工事共同企業体の方とどのような協議をしたのか。過程をもう少し御説明をお願いいたします。

○教育総務課長（大平 誠君）

ただいまの改造工事の関係でございますけれども、6月から工事が始まりました。そこで請負業者、それから工事を監理する業者、それから町の技術者、毎週1回定期的に工程会議を実施しておりますけれども、そういった中で現場を見に、そして状況を確認して、モルタルとか爆裂が非常にたくさんあったというようなことでの変更をお願いするところでございます。

実際、設計につきましては前年度にやっておりますけれども、どうしても目視によるこういった設計になるものですから、実際、工事が始まって足場を組んで細かく近くで見えていきますと、そういった細かいモルタルの浮きなどが多数発見されたということで、今回変更をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

私のほうからは、工期に変更なしということで説明を受けたんですが、子供たちは、生徒は、3学期は新しい改装された学校で勉強したい、するんだということで楽しみにしているようでございます。ですから、子供たちにも3学期はきちっと新しい学校で勉強ができるんだよというところの何ていいますか、教えてくれたほうが子供たちも安心するんじゃないかと思っているんです。私の孫もしょっちゅう早く新しい学校で勉強したいちゅうのを言っていますので、ぜひそこあたりも子供たちに安心を持たすためにも工期の変更がないのであれば、請負者のほうも努力していただきながら安心安全な学校に仕上げていただくように要請をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

軒下にボードを張り鉄板をかぶせる等、施工方法するということなんですけど、まず鉄板やらこのボードを張りつけるという天井のこの写真を見ても、その上の分とか軒の部分だと思うんですけども、足場の設置された条件でそういうところもいろんなあれが来たと思うんですけども、鉄板やらそれをするによって、ここがこういう被害に遭うたとの対策ちゅうのは十分可能なのか。それを一点お聞きします。

それと、小学校いつも通うんですけど、雨のときなんか横雨が、雨露といいますかね、コンクリートを伝ってくる、そういうような原因はここには見られなかったのか。それをまず一点お聞きします。

○教育総務課長（大平 誠君）

まず1点目の対策は十分可能かどうかということでございすけれども、鉄板につきましては軽量の鉄板というようなことで、そういった下地を200平米ほど打ち込むという形になります。当然技術者の方々が現場を見られて状態を確認されての施工になりますので、特に今後将来に向けての安全対策という意味からも、特に問題はないかというふうに考えております。

2点目の雨露の関係につきましては、今回のそういった爆裂でありますとかモルタルの浮き、そういったものが影響して雨露がひどく吹き込むというようなことは特に考えられないところであります。

以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よつて、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第65号 柏原小学校大規模改造工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よつて、「議案第65号 柏原小学校大規模改造工事請負変更契約の締結について」は可決されました。

△日程第12「議案第66号 3災第813号柵野線道路 災害復旧工事請負契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「議案第66号 3災第813号柵野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第66号 3災第813号柵野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」でございます。

これは、3災第813号柵野線道路災害復旧工事について、去る9月2日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規

定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第 6 6 号 3 災第 8 1 3 号柗野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 6 6 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第 6 6 号 3 災第 8 1 3 号柗野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第 6 6 号 3 災第 8 1 3 号柗野線道路災害復旧工事請負契約の締結について」は、可決されました。

△日程第 1 3 「請願第 1 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む
土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 1 3 「請願第 1 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願」を議題とします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

総務厚生常任委員会の請願に対する御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました「請願第 1 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願」について、審査の過程と結果について御報告いたします。

本請願は、さつま町中津川 4 1 5 2 番地、岩崎ワカ氏から提出され、令和 4 年 8 月 2 6 日に

受理されたものであります。

紹介議員の有川議員から、請願の趣旨について説明があり、「沖縄戦の戦没者の遺骨が入り混じった土砂が、辺野古海域の埋め立てのために使用されようとしている。特に、沖縄県南部地域は犠牲者が多く、今でも戦没者の遺骨収集が行われており、骨や血が染み込んだ土砂を辺野古基地の埋め立てに使用することは、人道上許されることではない。基地建設への賛否ではなく、戦没者の尊厳を守るために、国や関係機関に意見書を提出してほしい。」というものであります。

この請願は、人道的な案件であり、多くの議員での協議が必要と判断したため、文教経済常任委員会へ連合審査会の申入れをし、審査を行ったところであります。

ホテル建設等の埋め立てには既に使用されている土砂を辺野古基地建設に使用しないことを求めることは、違和感を覚える。辺野古基地建設の埋め立て方法やこれまでの遺骨収集の取扱いなどが不明であり、実態がわからないため、非常に難しい案件だと考える。また、長崎県、広島県、鹿児島市などの沖縄県南部地域以外でも戦没者の遺骨は数多くあるが、なぜ沖縄県に限定しているのか。遺骨収集については、法律に基づき国が実施しているためある程度理解できるが、遺骨を含む土砂埋め立て実態がわからないのにその是非について、町議会で審査ができるのかなどの意見がありました。

これらの意見を受け、採決の結果、継続審査2名、不採択11名で、本請願については、賛成少数により「不採択とすべきもの」と決定した次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「請願第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、不採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「請願第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願」は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△日程第14「報告第7号 令和3年度さつま町一般会計
継続費の精算報告について」、日程第15「報告第8号
令和3年度健全化判断比率の報告について」、日程第
16「報告第9号 令和3年度資金不足比率の報告につ
いて」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「報告第7号 令和3年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」から日程第16「報告第9号 令和3年度資金不足比率の報告について」までの報告3件を、一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、報告第7号から報告第9号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「報告第7号 令和3年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」でございます。

これは、令和2年度に地方自治法第212条の規定に基づき、継続費を設定した新鶴田小学校整備事業が終了したことに伴い、同法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、「報告第8号 令和3年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第9号 令和3年度資金不足比率の報告について」でございます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「報告第7号 令和3年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

続きまして、「報告第8号 令和3年度健全化判断比率の報告について」、内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

続きまして、「報告第9号 令和3年度資金不足比率の報告について」、内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告3件を終わります。

△日程第17「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第17「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第１８「閉会中の継続審査・調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１８「閉会中の継続審査・調査の件」を議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お配りしました申出の各事項について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和４年第３回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１１時２５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 平 山 俊 郎

さつま町議会議員 上 圀 一 行